

三重県地球温暖化対策実行計画

～低炭素社会の実現に向けて～

(中間案)

平成 23 年 1 月
三重県環境審議会

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 基準年度	3
5 対象とする温室効果ガス	3
第2章 地球温暖化の現状と防止に向けた取組	4
1 地球温暖化のメカニズム	4
2 世界中で見られる地球温暖化による影響	5
3 地球温暖化防止に向けた取組の状況	6
4 県民・事業者の意識	15
5 温室効果ガス排出量の現状	19
第3章 温室効果ガス排出量の削減目標	31
1 温室効果ガス排出量の将来予測	31
2 削減目標の設定	35
第4章 目指す将来像	40
1 あるべき姿・理念	40
2 三重県の将来ビジョン	41
第5章 削減に向けたロードマップ	43
1 産業部門での取組	50
2 民生業務その他部門での取組	53
3 民生家庭部門での取組	55
4 運輸部門での取組	58
5 新エネルギー導入・イノベーション推進	60
6 森林整備等によるCO ₂ 吸收効果発揮	63
第6章 三重県の率先実行	66
1 基本的事項	66
2 目標	66
3 主な削減取組	67
4 推進と点検評価	69
第7章 計画の推進と進行管理	70
1 計画の推進	70
2 進行管理	71

- ・卷末
- 1 用語解説
 - 2 二酸化炭素排出部門の説明

第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

私たちのくらしは、化石燃料という効率的なエネルギーを利用することによって、非常に便利で豊かなものとなっています。一方で、化石燃料の多量な消費に伴う二酸化炭素の放出は、地球温暖化による気候変動という世界的な危機をもたらしています。

この危機に対処するため、平成9(1997)年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、「京都議定書」が採択され平成17(2005)年に発効しました。また、平成17(2005)年4月には京都議定書目標達成計画が策定(平成20年3月改定)されました。

これらを受け、三重県では平成12(2000)年3月に「三重県地球温暖化対策推進計画」を策定(平成19年3月改定)し、地球温暖化対策に取り組んできました。

平成24(2012)年に京都議定書の第1約束期間が終了するため、それ以降の国際的な温室効果ガス排出削減の枠組みについて、平成21(2009)年に開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)において協議され、世界全体の気温の上昇が 2°C 以内にとどまるべきであると認識し行動を強化することや先進国は平成32(2020)年の削減目標を平成22(2010)年1月末までに示すこと等が「コペンハーゲン合意」として盛り込まれました。

これを見て日本では「すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減する」との目標を示しています。

今後、平成23(2011)年に南アフリカで開催される国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)で平成25(2013)年以降の枠組みについて合意されることが期待されます。

このような国内外の動きを受け、平成22(2010)年度を目標とした従前の三重県地球温暖化対策推進計画に替わる新たな計画として、「三重県地球温暖化対策実行計画～低炭素社会の実現に向けて～」を策定します。

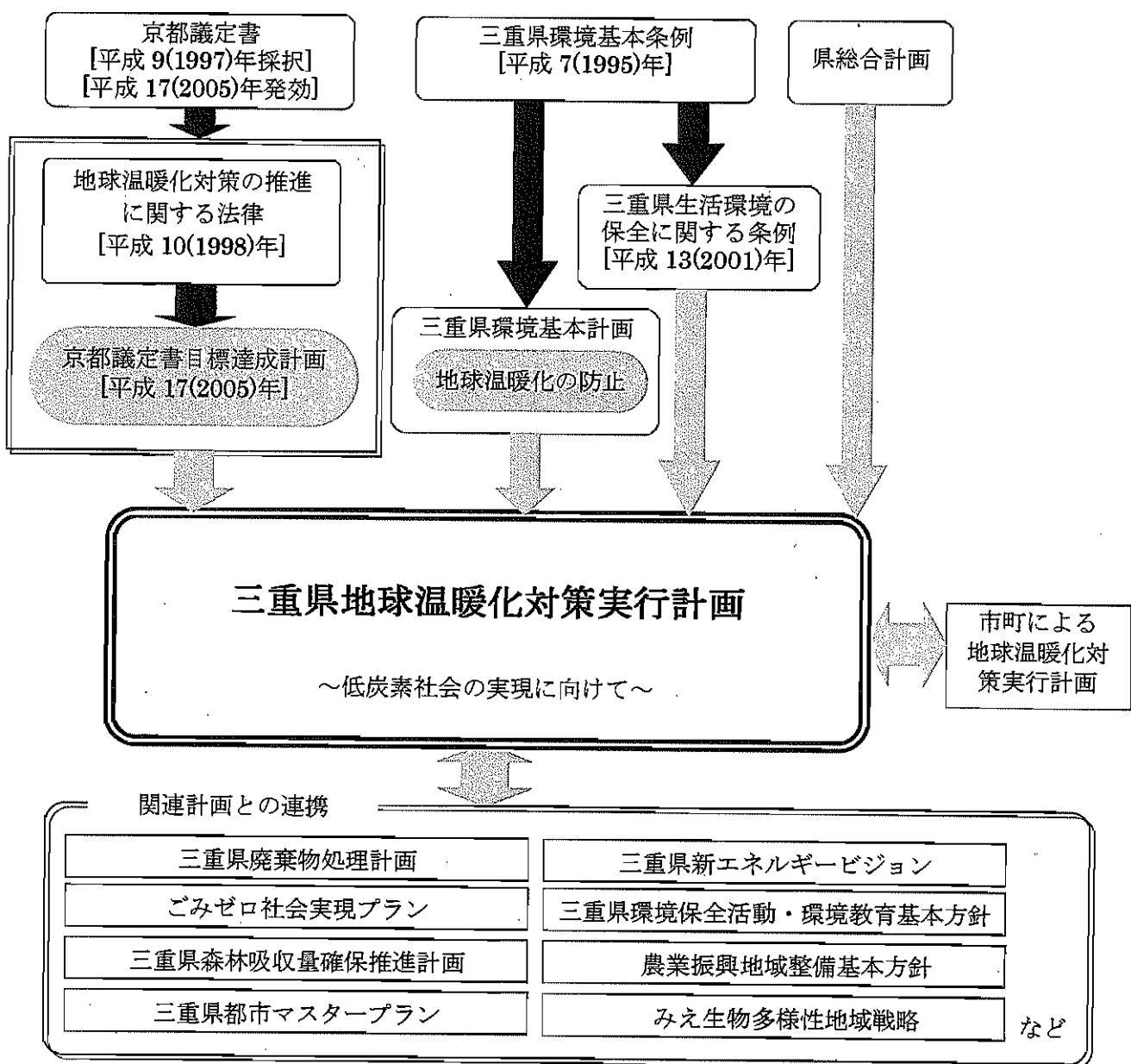
新たな計画では、達成すべき温室効果ガスの削減目標を示し、すべての県民や事業者が主体的に行動を起こして取り組む方策を示しています。

三重県は、温室効果ガス排出削減対策として国の施策が県内で効果的に実施されるよう連携するとともに、この計画によって地域の環境行政の担い手として主導的に地球温暖化対策に取り組み、県民、事業者、行政等の多様な主体が協働して地球温暖化対策を展開することで、削減目標を達成し、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素で豊かな社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3において策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画」であり、従来の地球温暖化対策地域推進計画である三重県地球温暖化対策推進計画に替わって策定するものです。

計画の策定にあたっては、「京都議定書目標達成計画」や「三重県環境基本計画」を踏まえ、市町の地球温暖化対策実行計画および「三重県新エネルギー・リギービジョン」などの地球温暖化対策に関する諸計画と連携を図るものとします。



3 計画の期間

計画期間は、平成 23(2011)年度から平成 32(2020)年度までとします。なお、国際的に議論されている平成 25(2013)年以降の温室効果ガス排出削減の枠組みの検討状況等を踏まえつつ、必要に応じて計画期間中の見直しを行います。

4 基準年度

平成 2(1990)年度（京都議定書の基準年度）とします。

また、次の点を考慮し平成 17(2005)年度との比較についても示すこととします。

- 平成 32(2020)年度の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）を推計する際に、平成 17(2005)年度の実態を基に予測した活動量（産業マクロフレーム）を基本的に使用していること。
- 液晶関連産業等の集積が進んだことで、平成 16(2004)年度以降、産業構造が大きく変化したこと。
- 県民や事業者が、自らの取組やその効果をより具体的に感じられること。

5 対象とする温室効果ガス

この計画で対象とする温室効果ガスは、京都議定書で対象としている温室効果ガスと同様に次の 6 種類とします。

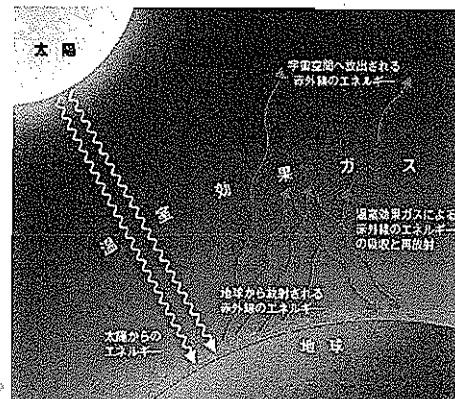
温室効果ガス	排出を伴う活動の概要	
二酸化炭素(CO ₂)	化石燃料の燃焼により大気に排出されます。プラスチックを焼却することでも排出されます。化石燃料を使用している火力発電による電気を使用することでも間接的に排出されます。	
メタン(CH ₄)	燃料の燃焼によって CO ₂ とともに排出されるほか、廃棄物の埋立や農畜産業の分野からも排出されます。	
一酸化二窒素(N ₂ O)	メタンと同様に、燃料の燃焼によって CO ₂ とともに排出されるほか、農畜産業の分野からも排出されます。病院で麻酔剤としても使用されています。	
代替フロン等3ガス	HFCs	冷蔵庫の冷媒などに使用されています。
	PFCs	半導体の製造過程などに使用されています。
	SF ₆	電気絶縁ガスなどに使用されています。

第2章 地球温暖化の現状と防止に向けた取組

1 地球温暖化のメカニズム

地球の表面は太陽からの日射（太陽光の放射エネルギー）によって暖められる一方、日射によって暖められた地表面から赤外線となって宇宙に熱が放出され、地球の表面は冷やされています。

大気中にある二酸化炭素やメタンなどには、この赤外線を吸収する性質があるため、赤外線となった熱の一部が宇宙空間に放出されずに再び地表に向けて放射され、地表面と下層の大気は暖められます。こうした動きは植物を栽培するための温室に似ているため「温室効果」と呼ばれ、このような効果を持つ二酸化炭素やメタンなどの気体は「温室効果ガス」と呼ばれています。この温室効果により、地球の平均気温は約15℃に保たれています。

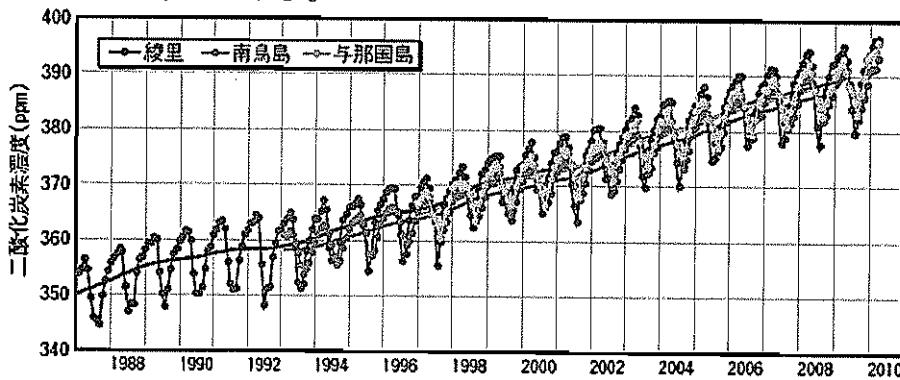


出典：環境省

大気中に二酸化炭素などの温室効果ガスがなければ、地球の平均気温は-19℃程度になるといわれており、温室効果ガスが生物の生息に適した環境を保っているといえます。

ところが、人間の社会活動の拡大により化石燃料を大量に消費したことから、大量の二酸化炭素が発生し、大気中の二酸化炭素濃度が上昇しました。その結果、温室効果が大きくなり、本来、宇宙空間へ放出されるはずの熱が地球にとどまり、自然の気候変動の範囲を超えて地表面の温度が上昇する「地球温暖化」が引き起こされました。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書によると、急激な技術革新や経済発展が進んだ1750年代の産業革命以降、化石燃料の消費が増加し、産業革命以前は約280ppmだった大気中の二酸化炭素濃度は、2005年では379ppmとなっており、この結果、1906年から2005年の100年間で、世界の平均気温は0.74℃上昇しています。また国連の専門機関である世界気象機関の最新の報告によると、大気中の二酸化炭素濃度は、2009年で約387ppmとなっています。日本の各観測点においても同様の傾向がみられ、観測開始以降、季節変化を伴いながら濃度は増加し続けています。



出典：気象庁「気候変動監視レポート 2009」

図 気象庁観測点での二酸化炭素濃度の経年変化

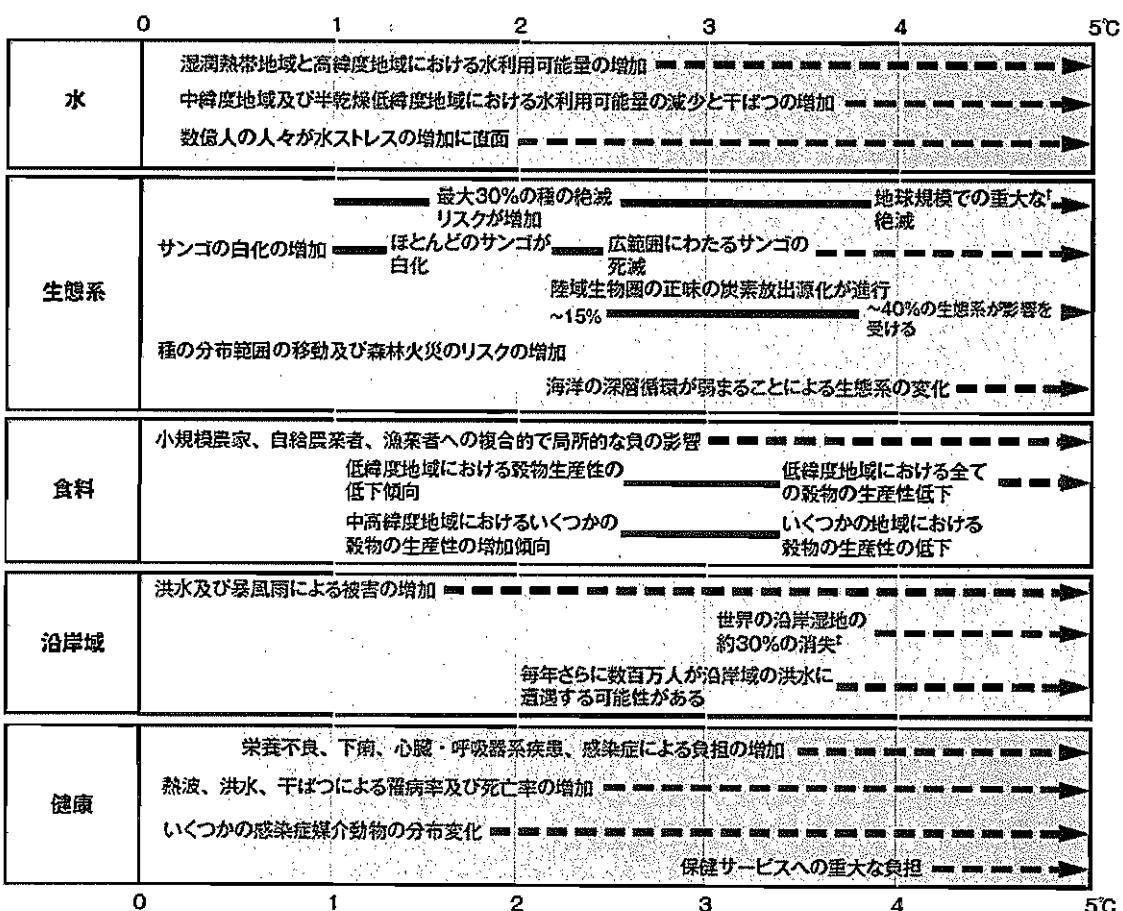
2 世界中で見られる地球温暖化による影響

IPCCの第4次評価報告書では、大気や海洋の世界の平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界の平均海面水位の上昇が観測されており、地球の温暖化が進行していることは疑う余地がないとしています。

地球温暖化が進むと、気温や海水温が上昇することはもとより、地域により降雨量の増減や海面の上昇などが生じるとされています。

気温の上昇により山岳氷河と積雪は北半球と南半球の両方で減少しているとされ、平成14(2002)年には南極で大規模な棚氷の崩落が起こり、その面積は約3,250km²にのぼり、三重県の約6割に相当するものでした。その後も南極では大規模な棚氷の崩落が報告されています。

このような地球温暖化による自然環境の変化は、やがては人間社会へ影響を及ぼし、穀物生産性の低下や、洪水及び暴風雨による被害の増加、種の絶滅のリスクの増加など、世界レベルでのリスク増大につながるとされています。



↑:「重大な」はここでは40%以上と定義します。

↓:2000年から2080年までの海面水位平均上昇率4.2mm/年に基づきます。

備考)・「—」は関連する影響を示し、「→」は気温上昇に伴って影響が継続することを示します。
・各記述の左端は、影響が始めるおよその位置を示します。

出典：気候変動2007 統合報告書

図 世界の平均気温の変化に伴う影響

3 地球温暖化防止に向けた取組の状況

(1) 国際的な取組

平成 4(1992)年に国連の下で、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を探査し、地球温暖化対策に世界全体で貢献していくことに合意しました。

同条約に基づいて、平成 7(1995)年から毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されています。

また、平成 9(1997)年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)では、先進国に対して拘束力のある削減目標を明確に規定した「京都議定書」に合意しました。平成 20(2008)年から平成 24(2012)年までの間に、先進国全体で基準年から 5%削減、日本では 6%の削減を目指しています。

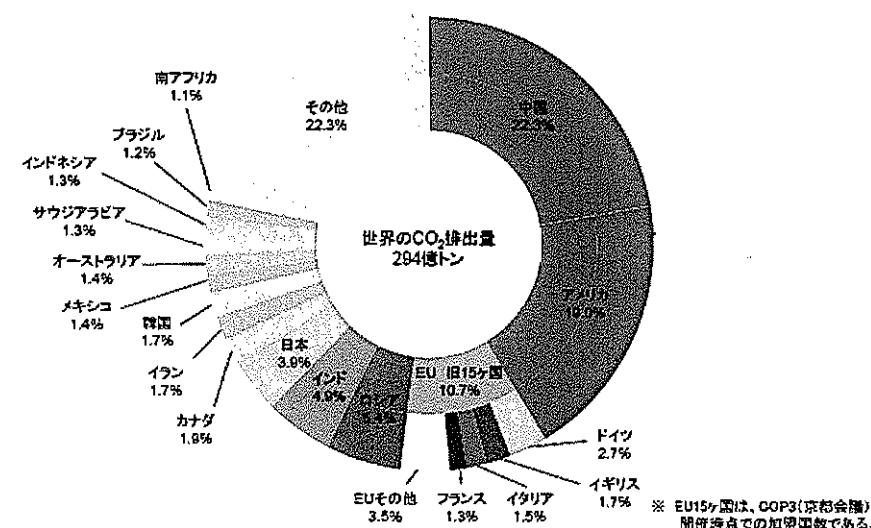
また、削減目標を達成するために、森林等の定義が定められ、吸収源の算入についても規定されました。

世界の二酸化炭素排出状況は、平成 20(2008)年の総排出量が 294 億 t-CO₂ であり、中国からの排出が 22.3%と最も多く、アメリカ、EU、ロシア、日本などの先進国が 46.4%を占めており、日本は全体の 3.9%となっています。

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出割合が高い先進国が積極的に取り組むことが重要とされてきましたが、中国やインドなどの先進国以外の国の排出量も増加傾向にあるため、これらの国の取組についても重要性が増してきています。

表 京都議定書の概要

対象ガス	二酸化炭素(CO ₂) メタン(CH ₄) 一酸化二窒素(N ₂ O) 代替フロン等 3 ガス(HFCs、PFCs、SF ₆)
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
基準年	1990 年 (HFCs、PFCs、SF ₆ は 1995 年)
目標期間	2008 年から 2012 年
数値目標	日本▲6%、米国▲7%、EU▲8%等 先進国全体で少なくとも 5%削減を目指す



出典: IEA「CO₂ EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION」2010 EDITIONを元に環境省作成

図 世界の温室効果ガス排出量(2008年)

平成 24(2012)年に京都議定書の第 1 約束期間が終了するため、平成 25(2013)年以降の国際的な温室効果ガス排出削減の枠組みについて、国際交渉の場で議論が進められています。平成 21(2009)年 12 月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）では、「世界全体の気温の上昇が 2℃以内にとどまるべきであると認識し行動を強化すること」や「先進国は平成 32(2020)年の削減目標を平成 22(2010)年 1 月末までに示すこと」等が「コペンハーゲン合意」として盛り込まれ、会議では「合意に留意する」と決定されました。

これを受け、主要な先進国は、温室効果ガス排出量を平成 32(2020)年までに 5~30% 削減するという目標を、気候変動枠組条約事務局に提出しています。

表 主要な先進国が示している温室効果ガス排出量の削減目標

国	削減目標	基準年	目標年
日本	-25%	1990 年	2020 年
アメリカ	-17%	2005 年	2020 年
EU	-20~ -30%	1990 年	2020 年
カナダ	-6%	2006 年	2020 年
オーストラリア	-5~ -25%	2000 年	2020 年

また、平成 22(2010)年 11 月から 12 月にメキシコのカンクンで開催された国連気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）では、京都議定書を離脱したアメリカや、温室効果ガスの排出量が最も多い中国などの温室効果ガス主要排出国が加わる新たな地球温暖化対策の枠組みの早期策定を目指す決議を採択し、閉幕しました。削減目標などの具体的な協議は先送りされたため、平成 23(2011)年に南アフリカで開催される国連気候変動枠組条約第 17 回締約国会議（COP17）で協議が進展し、平成 25(2013)年以降の枠組みについて合意されることが期待されます。

(2) 日本の取組

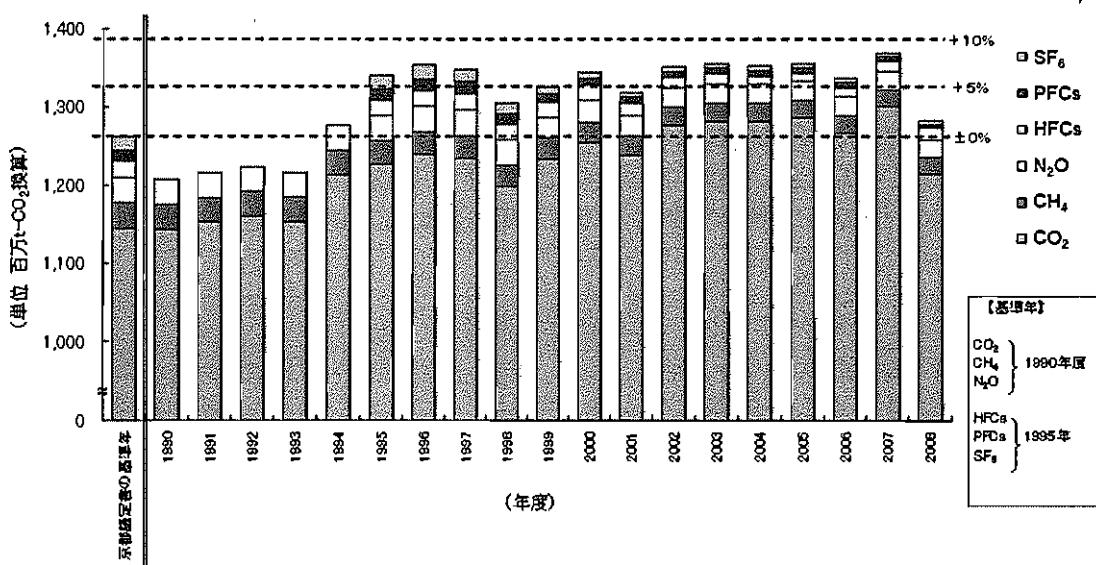
日本は、平成 9(1997)年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で、第 1 約束期間（2008 年から 2012 年）に温室効果ガス排出量を平成 2(1990)年に比べて 6% 削減することを国際社会に公約しています。

この目標を達成するため、平成 17(2005)年 4 月に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく京都議定書目標達成計画を策定し、地球温暖化対策を推進してきましたが、京都議定書の基準年である平成 2(1990)年から平成 19(2007)年までの国内の温室効果ガス排出量は増加傾向にありました。

このため国は、地球温暖化対策の強化を図るため、平成 20(2008)年 3 月に京都議定書目標達成計画を大幅に改定し、自主行動計画の推進や住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、トップランナー機器対策、自動車の燃費の改善などの追加対策を講じています。

大規模事業所は、小規模な事業所と比べて排出量が圧倒的に多く、事業者による排出削減対策が効果的に講じやすいため、大規模な工場やビルなどで業界ごとに取り組まれてきており、自主行動計画は、京都議定書の目標達成のために一定の役割を果たしてきています。

その後、平成 20(2008)年度には、景気後退の影響を受けたこと等により、温室効果ガス排出量は 12 億 8200 万 t-CO₂ と前年に比べて減少したもの、基準年度比で 1.6% の増加となっています。



出典：環境省

図 日本の温室効果ガス排出量の推移

平成 25(2013)年以降の中長期的な目標を定めた地球温暖化対策基本法が平成 22(2010)年 10 月に閣議決定され、温室効果ガスの排出量を 1990 年比で、2020 年までに 25% 削減することを中期的な目標として掲げ、2050 年までに 80% 削減することを長期的な目標として掲げてい

ます。また、中長期的な目標を達成するための主要な施策として、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税の導入、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の導入が盛り込まれ、制度の具体的な内容について検討が進められています。さらに、目標達成のための対策の枠組みとして中長期コードマップについても検討が進められており、その中で示されている経済モデルは、地球温暖化対策の実施により、将来を見据えた投資行動や技術革新を促すことで、経済にプラスの影響を及ぼしうることを示しています。

その他に、関連する施策として、エネルギー需給全体に関する施策の基本的な方向を示す「エネルギー基本計画」（平成 22 年 6 月閣議決定）が定められており、平成 42(2030)年に向けた目標として「原子力や再生可能エネルギー由来の電源であるゼロ・エミッション電源の比率を現状の 34%から 70%とすること」や「暮らし（家庭部門）のエネルギー消費から発生する CO₂を半減させる」ことなどが盛り込まれています。また、「地球温暖化対策と我が国の経済成長を両立させるため、国内で最先端の省エネ・低炭素技術等の開発・普及を進めるとともに、その国際展開を促すことが極めて重要である」とされています。

さらに、グリーン・イノベーションなどにより日本経済の成長を目指す「新成長戦略」（平成 22 年 6 月閣議決定）が定められており、平成 32(2020)年までに実現すべき成果目標として「再生可能エネルギー関連市場 10 兆円」や「世界トップクラスの環境未来都市の創設」、「木材自給率 50%以上」などが掲げられています。この中では、「グリーン・イノベーションの促進や総合的な政策パッケージによって、我が国トップレベルの環境技術を普及・促進し、世界ナンバーワンの『環境・エネルギー大国』を目指す」としています。

表 地球温暖化対策基本法案の主な施策

国内排出量取引制度
個々の企業に排出枠を設定し、温室効果ガス排出者の一定期間の排出量の限度（総量方式を基本としつつ、原単位方式についても検討）を定めるとともに、その遵守のため、他の排出者との排出量の取引等を認める方針が示されています。
地球温暖化対策税
原油、石油製品（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空燃料）、ガス状炭化水素（天然ガス、LPG 等）、石炭を対象に輸入者、採取者（ガソリンについてはガソリン製造者等の段階も含む）の段階で課税され、税収は「チャレンジ 25」の実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てられる予定です。
再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度
一定の価格、期間及び条件の下で、再生可能エネルギー（電気）の全量について電気事業者に調達義務を課することで、再生可能エネルギーの利用を促進するものです。 住宅用は現行の余剰買取制度と補助金制度の併用による普及策を維持し買取価格は現行を軸に検討することとしており、公共産業用は買取価格を今後検討することとしています。

(3) 三重県の取組

これまで三重県では、三重県地球温暖化対策推進計画に基づき、三重県域の温室効果ガス排出量を平成22(2010)年度までに基準年度(1990年度)比で3%削減する(森林吸収量3%含む)ことを目標に掲げ、各種施策の展開を図り地球温暖化対策に取り組んできました。

大規模事業所の取組としては、平成13(2001)年3月に他の都道府県に先駆け、一定規模以上の事業所を対象とした地球温暖化対策計画書の作成及び提出、公表の義務規定を三重県生活環境の保全に関する条例に盛り込み、二酸化炭素排出量の約6割を占める産業部門を中心に排出量の削減を進めてきました。平成21(2009)年度末で310事業所が地球温暖化対策計画書を作成し、計画的な温室効果ガス排出量の削減に主体的に取り組んでいます。なお、地球温暖化対策計画書制度対象事業所の排出量の割合を見ると、その9割以上が産業部門からの排出となっています。

平成19(2007)年度からは中小事業所等を対象とした無料の省エネルギー診断及び省エネルギー相談を実施しており、県が派遣したエネルギー管理士等の専門家がそれらの事業所に応じた具体的な省エネルギー対策を提案しています。平成21(2009)年度末までに製造業のほか、ホテル旅館業や医療機関など、164事業所に省エネルギー対策のアドバイスを行いました。

また、省エネルギー設備等の導入に必要な資金調達力の弱い中小事業所に対し、低金利で円滑に資金が供給されるよう、中小事業所への金融対策を実施しています。

さらに、経費や労力の面から環境マネジメントシステムの導入が進みにくい小規模事業所の自主的な環境負荷低減取組を促進するため、平成16(2004)年9月に、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS:ミームス)の認証制度をスタートしました。M-EMSには、製造業をはじめ、建設業、卸売業、ホテル旅館業、医療機関、商工会議所、公共機関など、多種多様な事業所が取り組んでおり、平成21(2009)年度末現在で161事業所が認証を取得しています。

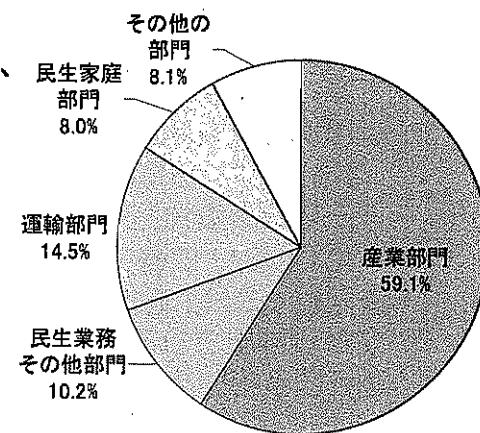


図 排出部門別排出量割合(2008年度(速報))

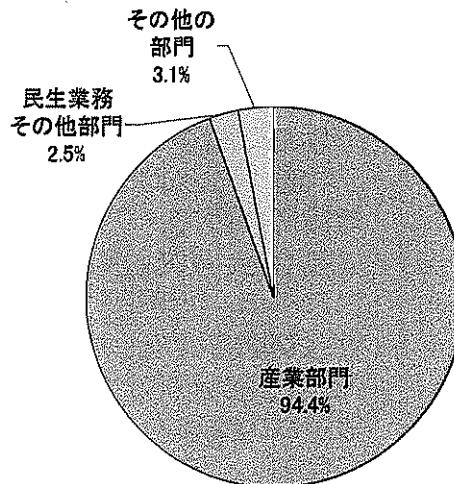


図 地球温暖化対策計画書作成事業所の業種別排出量割合(2008年度)

地球温暖化対策計画書制度

- ①計画書制度の目的
大規模事業所における計画的な温室効果ガスの排出抑制を推進する
- ②対象事業所
エネルギーの使用と合理化に関する法律に規定される第1種、第2種エネルギー管理指定工場等を対象とする
- ③対象範囲
生産活動だけでなく、オフィスや車両の利用からの温室効果ガス排出も計画の対象とする
- ④計画の公表
提出された計画書は県のホームページや窓口で公表する

平成 14(2002)年度から環境経営の発展と環境文化の創造を目的とした「日本環境経営大賞」を運営しており、平成 20(2008)年度からは、二酸化炭素を中心とする温室効果ガス排出量の削減について、特色のある取組や社会的影響のある取組を表彰する「CO₂削減部門」を新設しました。また、日本環境経営大賞の運営により得られた全国の優秀事例を、サステナブル経営セミナー等を通じて県内事業所に紹介することで、県内事業所の環境経営を促進しています。

事業活動から排出される廃棄物について、「三重県廃棄物処理計画」や「ごみゼロ社会実現プラン」に基づき発生抑制、再使用、再生利用（3R）を推進し、廃棄物の焼却や埋立から排出される温室効果ガス排出量の削減を図っています。

運輸部門の取組としては、平成 13(2001)年 3 月に、三重県生活環境の保全に関する条例に自動車等の利用者や販売者、駐車場管理者に対し、自動車等の使用に伴う環境負荷の低減に関する義務を盛り込みました。

平成 17(2005)年度から平成 19(2007)年度にかけて、「国土交通省環境行動計画」に基づき、県内北勢地域(四日市市、桑名市、いなべ市、東員町)においてパーク＆ライド社会実験を実施しました。この社会実験では、三岐鉄道の駅に駐車場を設置し、自動車から鉄道への乗り換えを進めた結果、鉄道利用者が増加し、年間で 279 t-CO₂ の二酸化炭素の排出が削減されました。

また、四日市港において臨港道路等を整備し、トラック物流から船舶物流へのモーダルシフトを図るほか、天然ガス自動車などを導入する際の支援や、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）に基づき、県内北勢地域の一 定規模以上の事業者に対して自動車使用管理計画の策定を指導するなど、事業者の効率的な自動車の使用を促進しました。

平成 20(2008)年度末の県内の低燃費・低排出ガス車の割合は、31.4%となっています。

環境に配慮した運転方法であるエコドライブ

地球温暖化対策計画書策定事業所数

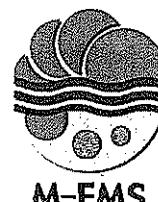
310 事業所 (2009 年度末)

省エネルギー診断等受診事業所数

164 事業所 (2009 年度末)

M-EMS 認証取得事業所数

161 事業所 (2009 年度末)



↑ M-EMS のシンボルマーク

個々の小さい事業者から大きな社会へという流れを、丸の大きさが変わっていく様子で表現しています。

また、三重の風土、海、川から山へとの自然環境のつながりも表現しています。

自動車の使用に伴う環境負荷の低減

- ①自動車を使用する者は、効率的な利用や適正な運転等による環境への負荷低減に努めなければならない。
- ②駐車する場合には、アイドリングストップしなければならない。
- ③環境負荷が少ない自動車の購入に努めなければならない。
- ④販売者は、販売する自動車の排出ガス等の環境情報を記載した環境仕様書を備え置き、購入しようとする者に説明を行わなければならない。
- ⑤面積が 500m² 以上又は駐車台数 40 台以上の駐車場を管理する者は、看板、放送等によりアイドリングストップすべきであることを周知しなければならない。

県内の低燃費・低排出ガス車の割合

6.0%	31.4%
(2004 年度末)	(2008 年度末)

イブの推進や、バイパス整備、交差点改良、信号機の高度化等により交通渋滞を緩和するなど、自動車からの二酸化炭素排出量の抑制を図っています。

県内の自動車 1 台当たりの二酸化炭素排出量は平成 20(2008) 年度（速報）で 2.66t-CO₂/台・年となっており、平成 2(1990) 年度の 3.59t-CO₂/台・年から大幅に減少しています。

民生家庭部門の取組としては、家庭での省エネルギーを促進するため、「みえのエコポイント」事業を平成 13(2001) 年度から平成 20(2008) 年度にかけて実施し、約 10 万世帯の参加がありました。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について啓発活動や広報活動を行う「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を平成 16(2004) 年度に指定し、ここを拠点に三重県地球温暖化防止活動推進員（平成 21 年度末現在 78 名登録）が県民や事業者に向けての温暖化対策の普及啓発を行っています。

日常生活で排出される廃棄物について、「ごみゼロ社会実現プラン」に基づき、レジ袋の削減やごみゼロキャラクターを活用した普及啓発などに取り組んでいます。1 人 1 日あたりの一般廃棄物の排出量は、平成 20(2008) 年度で 1,043g/人・日となっており、平成 2(1990) 年度の 1,213g/人・日から減少しています。

温室効果ガス排出量の約 9 割が化石燃料から得たエネルギーの使用に伴い排出される二酸化炭素（エネルギー起源 CO₂）です。

これらを削減するため、三重県における新エネルギー導入促進の基本計画である「三重県新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの普及啓発及び導入促進を進めてきました。

住宅用太陽光発電の導入支援や、市町及び事業者に対しての新エネルギー設備の導入支援、市町の新エネルギービジョン策定に向けた働きかけを行っています。また、平成 13(2001) 年度には、公共施設等への新工

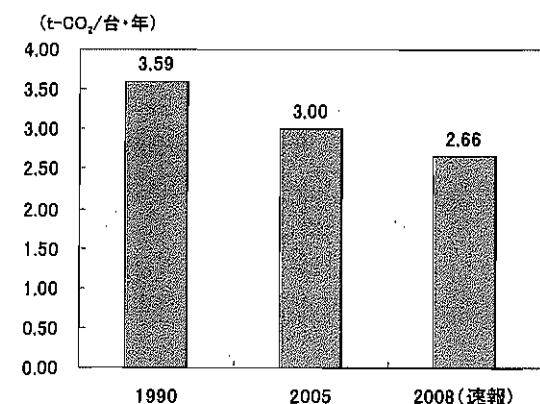
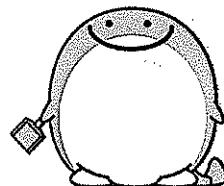


図 自動車1台あたりの排出量

みえのエコポイント実績

1,121t-CO₂削減 106,293 世帯
(2001～2008 年度)



←ごみゼロキャラクター
のゼロ吉
県内のいろいろな場所
でごみゼロ社会を推進
しています。

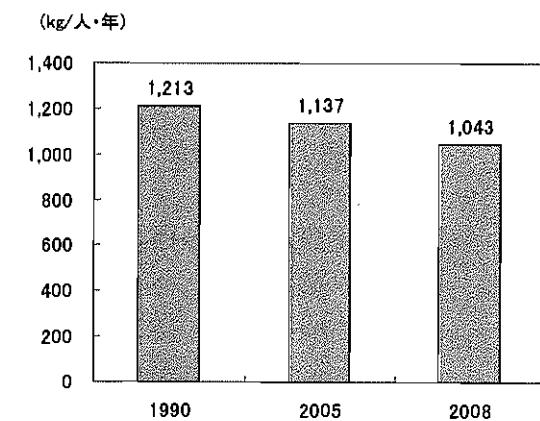


図 1人1日あたりの一般廃棄物排出量

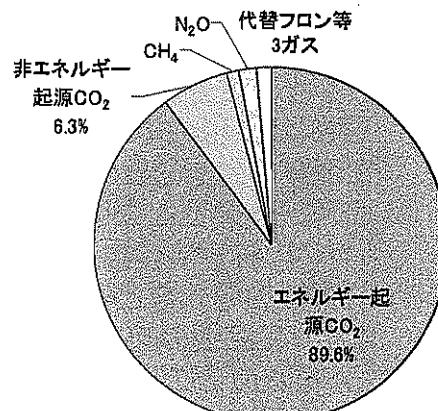


図 温室効果ガス別排出量割合
(2008 年度(速報))

エネルギー導入指針を策定し、県有施設への新エネルギー導入を行いました。平成20(2008)年度末までの県内の新エネルギーの導入量は原油換算で250,799kLとなっています。このうち、太陽光発電導入量は38,435kWで、県有施設への導入量1,161kWを含みます。

また、平成18(2006)年度からは、新エネルギーを自ら導入するなどエネルギーや環境に対して高い関心を持つ方が、実体験による貴重な情報を発信することなどにより地域での新エネルギーの普及啓発を推進する新エネサポーター制度を開始しました。

平成14(2002)年度からは、県内市町で固体燃料化された一般廃棄物(RDF)を焼却して発電する施設が稼動し、従来使われていなかったごみ焼却による熱エネルギーを電気エネルギーとして回収し、得られた電力は県内の家庭などで使われています。

森林は光合成により二酸化炭素を吸収し、貯蔵しています。三重県は県土の3分の2を森林が占めており、二酸化炭素吸収源として森林に対する期待が大きいことから、「三重の森林づくり基本計画」や「森林吸収源対策推進プラン」、「三重県森林吸収量確保推進計画書」に基づき、継続的な森林整備を推進してきました。

環境林に区分された森林では、針広混交林への誘導など、公益的機能が継続して發揮されるように、また、生産林に区分された森林では、木材の生産活動を通じた森林整備を図るため、間伐などの必要な森林整備や伐採後の着実な再造林を進めています。平成20(2008)年度の間伐面積は、9,167haでした。

木材の生産活動を通じて森林が適切に管理され、「緑の循環」が円滑に機能することで森林の公益的機能が發揮されるよう、林業の持続的発展と県産材の利用促進を図っています。林道や作業道などの基盤整備や高性能機械の導入などによる森林施業の効率化など、生産性の向上を図るとともに、生産から流通・加工に至る連携を強化して安定的な県産材生産供給体制を整備しています。また、平成19(2007)年度には「木づかいプラン」

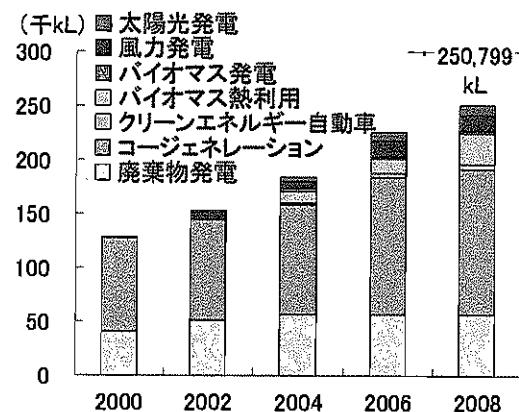


図 新エネルギー導入量の推移(原油換算)

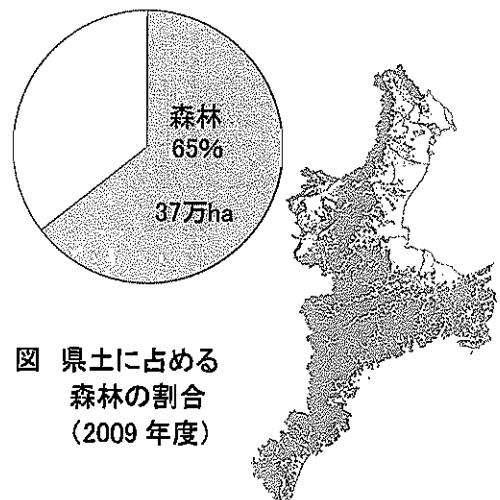
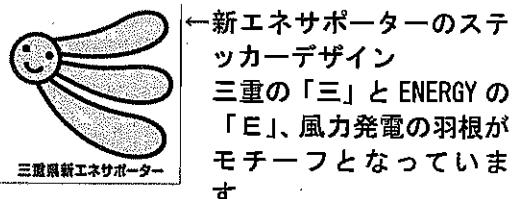
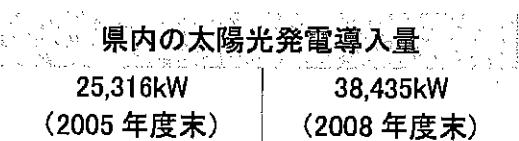


図 県土に占める森林の割合
(2009 年度)

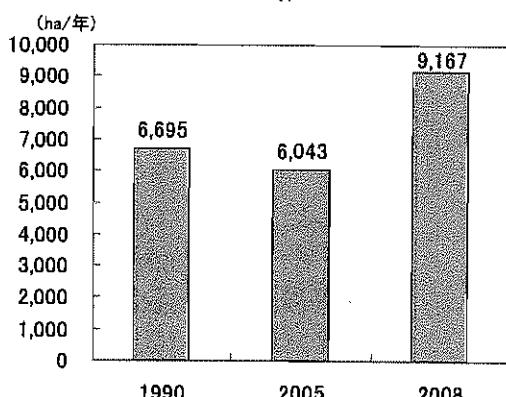
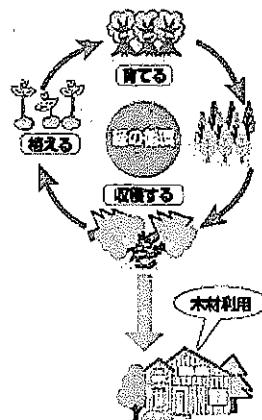


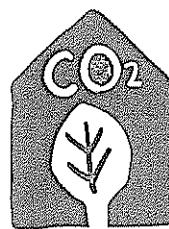
図 民有林の間伐面積

を策定し、「三重の木を使おう」県民運動を推進しているほか、平成21(2009)年度には「三重の木」認証材の使用を促進するため「三重県木材CO₂固定量認証制度」を創設し、県産材の利用拡大を進めています。

企業の森として森林整備を進めるため、技術指導やフィールド紹介などの情報を提供しているほか、森林保全活動の環境への貢献度を数値化する三重県森林CO₂吸収量評価認証制度を平成22(2010)年度に創設しました。



←木にはCO₂を固定するという性質があります。木材が利用され「緑の循環」が機能すると地球温暖化の防止に貢献します。



←三重県木材CO₂固定量認証マーク
「三重の木」認証材を使用した住宅の建築や木材製品の購入等によるCO₂固定量を認証する制度を創設しました。

温室効果ガスの排出抑制対策

- ・省エネ活動による取組会議（住宅部門）
- ・将来の省エネ率の見込み（住宅部門）
- ・実例取組が充実する（住宅・環境部会）

取組方向1

産業・業務部門 (環境森林部)

- ・大規模事業者への地球温暖化対策計画書フォローアップ調査
- ・中小事業者への省エネ診断
- ・M-EMSの導入促進

取組方向2

家庭部門（環境森林部）

- ・県民の省エネ活動の促進
- ・地球温暖化防止活動推進センター活動支援
- ・地球温暖化防止活動推進員の活用等
- ・各種団体の多様なアイデアを生かした活動への支援

地球温暖化防止活動推進センター
地球温暖化防止活動推進員

取組方向3

新エネルギーの導入 (政策部)

- ・新エネビジョンに基づく新エネルギーの導入支援、普及啓発活動
- ・市町への新エネビジョンの策定のはたらきかけ

国、県、市町

森林吸収源対策 (環境森林部)

- ・重点事業（くらし!!）
- ・「森林再生『三重の森林づくり』」で実施

4 県民・事業者の意識

県民及び県内事業者の地球温暖化問題に関する意識や取り組み状況を調査し、今後の施策を進めるにあたっての基礎資料とするため、平成22(2010)年6月に県民・事業者アンケート調査を実施しました。なお、平成16(2004)年度にも同様のアンケート調査を実施しており、今回の結果との比較も行いました。

県民アンケートでは、地球温暖化問題への関心や温暖化防止に対する考え方、日常生活での温暖化防止取組の実施状況などを調査しました。

県民アンケート対象者は6,000人とし、三重県在住の20歳以上の人を無作為に抽出しました。なお、各市町の対象人数は各市町の人口に比例させました。

事業者アンケートでは、環境保全に関する組織体制や従業員への環境教育、事業活動などを行ううえでの省エネルギー取組の実施状況などを調査しました。

事業者アンケート対象者は、エネルギー管理指定工場に指定されている大規模事業所及びセメント関連事業所、火力発電所、大規模業務系事業所のほか、焼却施設を保有する産業廃棄物及び一般廃棄物焼却施設、県内で大規模小売店を複数設置する事業者、20以上の病床を有する医療施設、収容人数100人以上の宿泊施設、入所設備を有する老人福祉・保健施設を設置する法人、私立小中高等学校を設置する学校法人の合計744件としました。

各調査対象の対象件数と回収率は下表のとおりです。

表 アンケート調査対象

調査対象	対象件数	回収件数	回収率
県民(三重県内に在住する成人)	6,000件	2,372件	40%
事業者	744件	413件	56%
大規模事業所	261件	188件	72%
セメント関連事業所	2件	2件	100%
火力発電所	5件	5件	100%
廃棄物焼却施設	13件	5件	38%
一般廃棄物焼却施設	22件	19件	86%
大規模業務系事業所	31件	10件	32%
大規模小売店舗設置者	30件	10件	33%
医療施設	104件	58件	56%
宿泊施設	162件	61件	38%
老人福祉・保健施設	102件	47件	46%
私立小中高等学校	12件	8件	67%

(1) 県民の意識

「地球温暖化問題への関心」については、80%以上の県民が「関心がある」と回答しており、地球温暖化問題への関心が高いことを示しています。なお、平成16年度アンケート調査もほぼ同様の結果でした。

また、「地球温暖化の主な原因が大気中の二酸化炭素濃度の増加である」とについては、平成16年度アンケート調査と同様、95%以上の県民に広く認知されています。

一方、「日常生活においての地球温暖化防止取組の意欲」について、70%以上の県民が、今の生活を「犠牲にしても」または「多少変えても」「地球温暖化防止を行うべきである」と肯定的な回答をしていますが、約20%の県民が、地球温暖化防止を「行うべきではない」または「今の生活を変えない範囲で行うべきである」と回答しています。

また、「家庭での地球温暖化防止取組の実行状況」を見ると、実行率は43.8%となっており、平成16年度アンケート調査の32.5%から約10ポイント向上しているものの、地球温暖化問題への高い意識が行動に繋がっていない様子が見受けられます。

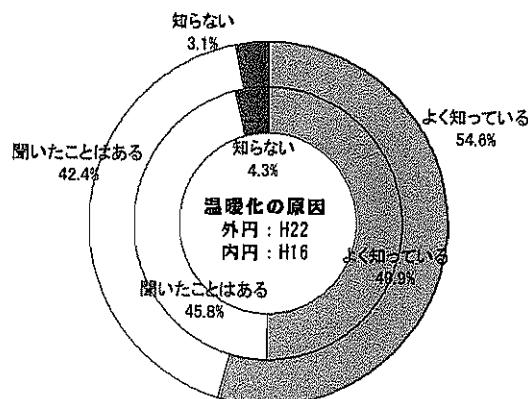
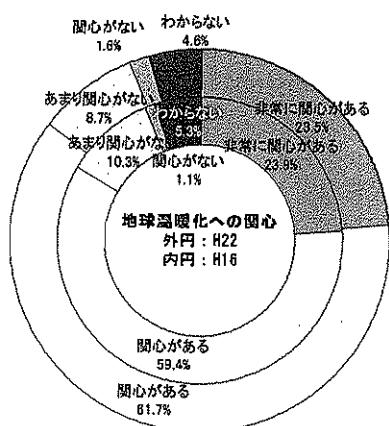
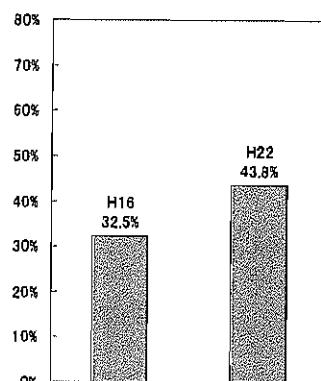
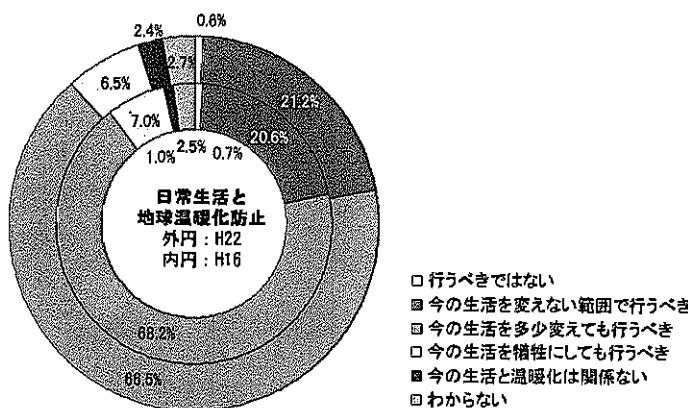


図 地球温暖化問題への関心

図 地球温暖化の主な原因の認知



* 「不要な照明はこまめに消す」「冷暖房時の室内温度を適切に設定する」「待機電力削減のために主電源を切るかコンセントを抜く」「冷蔵庫の開閉時間を短時間で行う」「洗濯はできるだけまとめ洗いをする」「風呂は続けて入る」を全て行う県民の割合

(2) 事業者の意識

産業部門においては、80%以上の事業所が、「環境保全に関するガイドラインの策定」や、「環境問題に対応するための専門組織の設置」、「環境保全への取組を効果的に進めるための ISO14001 の取得」について取り組んでおり、平成 16 年度アンケート調査と同様、高い水準となっています。

また、「温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換」や「高効率モーターの導入」など、主な省エネルギー対策の実行率も、平成 16 年度アンケート調査時から概ね向上しています。

一方、「今後の省エネルギー対策の意向」については、「コジェネレーションシステム・燃料電池の導入」について、約 30%の事業所が「費用がかかる」または「効果が不明である」ために、「実行する予定はない」と回答しています。「高効率モーター」や「高性能ボイラの導入」については、10%以上の事業所が「今後実行したい」という意向を示していますが、約 5%の事業所は「費用がかかる」ために「実行する予定はない」と回答しています。

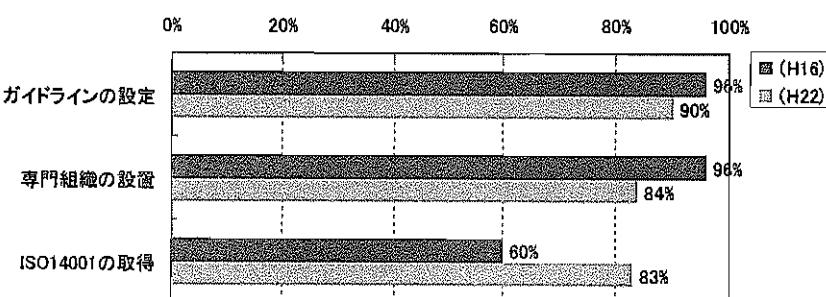


図 環境保全ガイドラインや ISO14001 等の取組状況(産業部門)

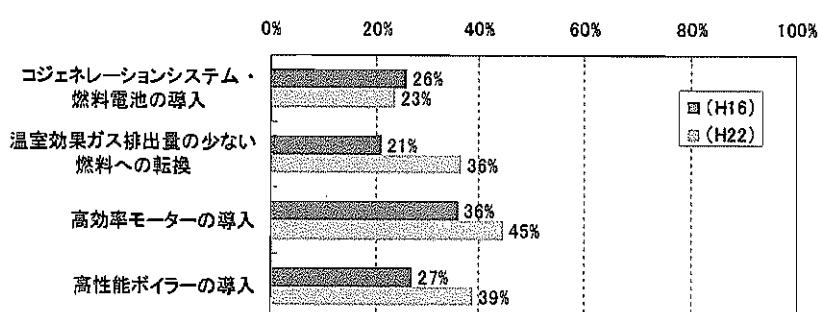


図 主な省エネルギー対策の取組状況の変化(産業部門)

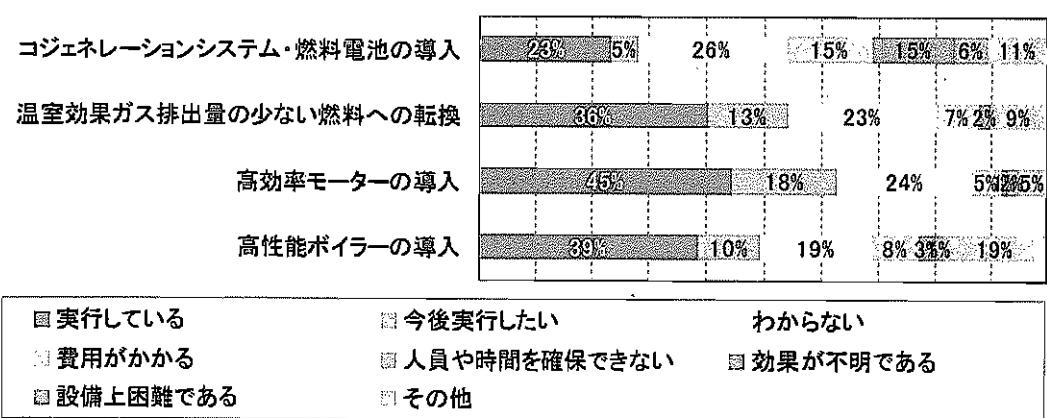


図 今後の省エネルギー対策についての意向(産業部門)

民生業務その他部門においては、「ガイドラインの策定」や、「専門組織の設置」、「ISO14001 の取得」に取り組んでいる事業所は、平成 16 年度アンケート調査と同様、30%を下回っており、実行率が低い状況にあります。また、ISO14001 の取得の有無による省エネルギー対策実施率に注目すると、「省エネルギー型の照明の更新」や「蓄熱式ヒートポンプの導入」などに関して、取得事業所の実施率は未取得事業所よりも高くなっています。

「冷暖房の使用時間と温度設定の配慮」や「カーテン・ブラインド等による冷暖房効果の向上」など、設備の運用改善による省エネルギー対策の実施率に比べると、「蓄熱式ヒートポンプの導入」や「省エネルギー設備の導入」など、費用負担を伴う省エネルギー対策の実施率は相対的に低くなっています。また、事業所の規模が小さくなるほど費用負担を伴う対策の実施率が低くなる傾向にあります。

このことから、民生業務その他部門においては、費用負担を伴う省エネルギー対策が進んでおらず、また、大規模事業所に比べて中小規模事業所の対策が進んでいない様子が見受けられます。

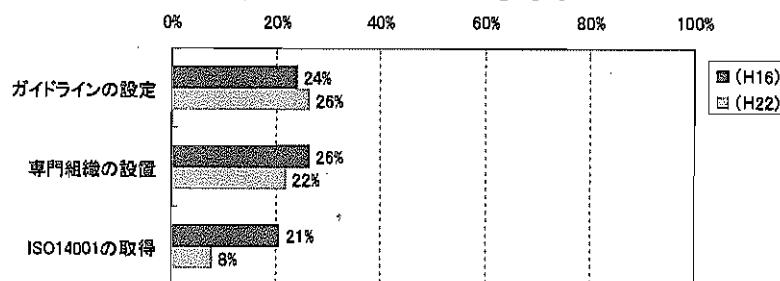


図 環境保全ガイドラインや ISO14001 等の取組状況(業務その他部門)

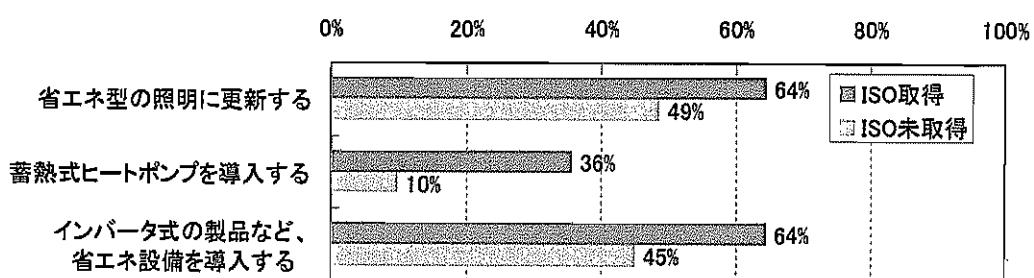


図 ISO 取得事業所と未取得事業所の取組実施率(業務その他部門)

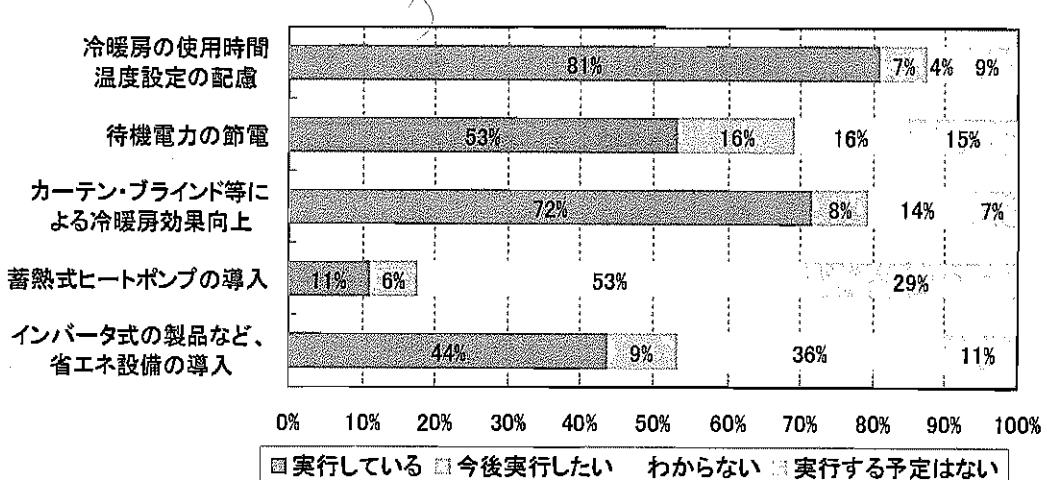


図 主な省エネルギー対策の取組状況(業務その他部門)

5 温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガス排出量の推移

平成 20(2008)年度における三重県域の温室効果ガスの排出量（速報）は、30,078 千 t-CO₂です。三重県地球温暖化対策推進計画では、「温室効果ガス排出量を平成 22(2010)年度までに平成 2(1990)年度比 3%減とする（森林吸収 3%含む）」という目標を掲げていますが、平成 20(2008)年度の温室効果ガス排出量（速報）は、平成 2(1990)年度の 26,384 千 t-CO₂から 14.0%増加（森林吸収量を含むと 13.3%増加）しており、目標値を上回っている状況にあります。

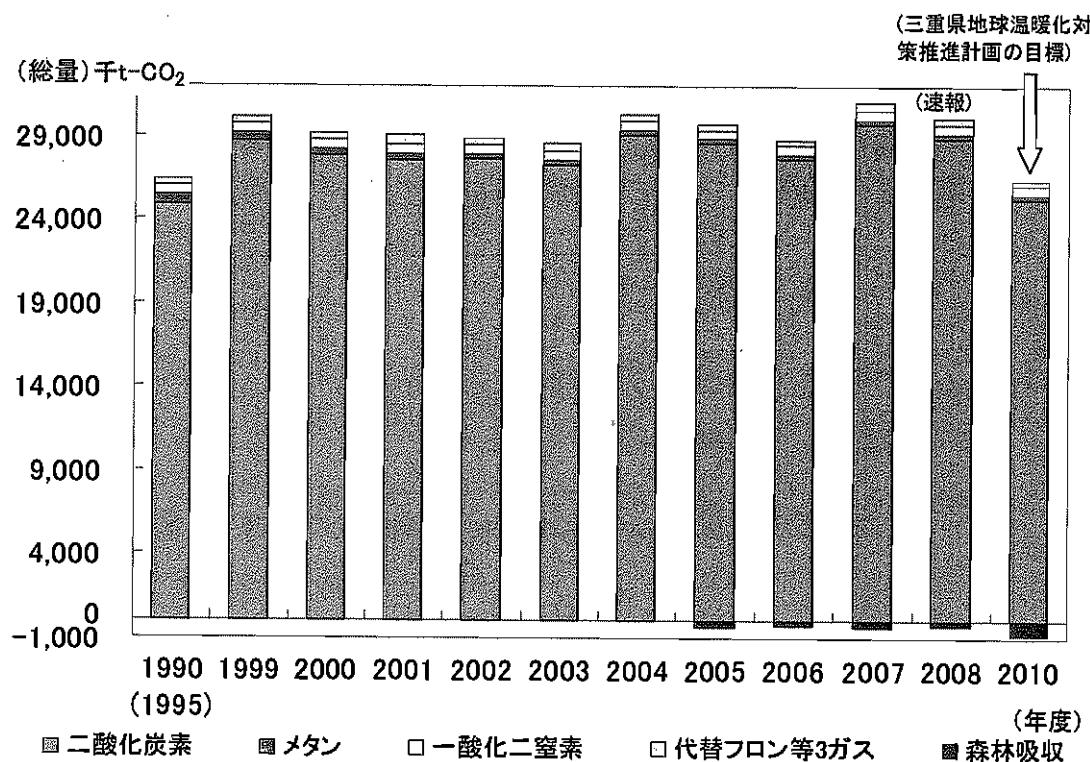


図 三重県における温室効果ガス排出量の推移

表 三重県における温室効果ガス排出量の推移 単位:千 t-CO₂

種別	1990 (1995)	2004	2005	2006	2007	2008 (速報)	1990 年度比	2010 (推進計画 の目標)
二酸化炭素	24,888	29,047	28,540	27,662	29,736	28,857	115.9%	25,257
メタン	591	324	298	295	292	288	48.7%	277
一酸化二窒素	490	544	542	541	552	539	110.0%	528
代替フロン等 3 ガス	(416)	352	315	312	425	394	94.7%	322
計	26,384	30,267	29,343	28,531	30,646	29,884	114.0%	26,384
森林吸収量			-352	-279	-359	-194		-800
合計	26,384	30,267	29,343	28,531	30,646	29,884	113.3%	25,584

※代替フロン等 3 ガスは 1995 年

三重県域の温室効果ガス排出量の構成は、89.6%がエネルギーの使用に伴い排出される二酸化炭素（エネルギー起源 CO₂）、6.3%が工業プロセスや廃棄物の焼却などにより排出される二酸化炭素（非エネルギー起源 CO₂）、メタンが 1.0%、一酸化二窒素が 1.8%、代替フロン等3ガスが 1.3%となっています。

なお、全国の温室効果ガス排出量の構成は、エネルギー起源 CO₂ が 88.8%、非エネルギー起源 CO₂ が 5.9%、メタンが 1.7%、一酸化二窒素が 1.8%、代替フロン等3ガスが 1.8%となっており、三重県と全国の温室効果ガス排出量の構成は類似しています。

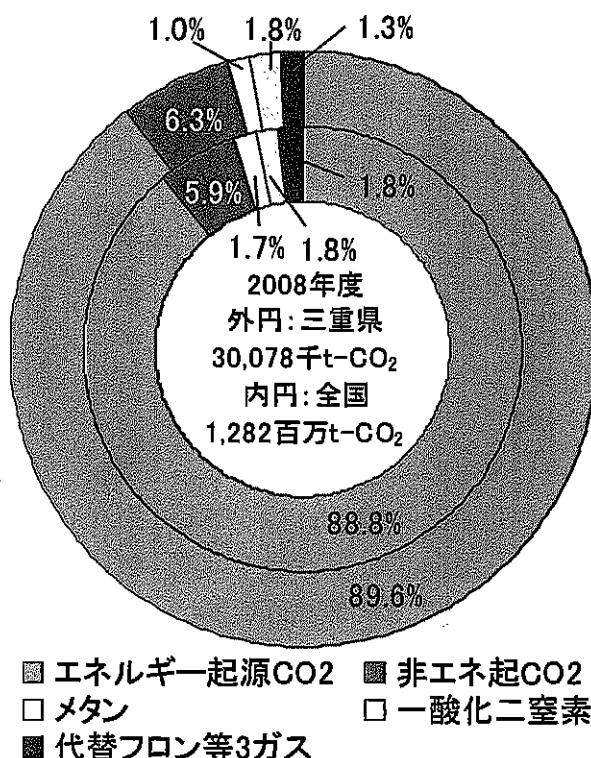


図 温室効果ガス排出量の構成比(2008 年度(速報))

(2) 二酸化炭素排出量の現状

平成20(2008)年度における二酸化炭素の排出量(速報)は28,857千t-CO₂で、平成2(1990)年度の24,888千t-CO₂に比べ15.9%増加しており、増加量が最も大きい排出部門は産業部門です。

また、平成2(1990)年度からの増加率に注目すると、最も増加率の大きい排出部門は民生業務その他部門で、75.2%増加しています。

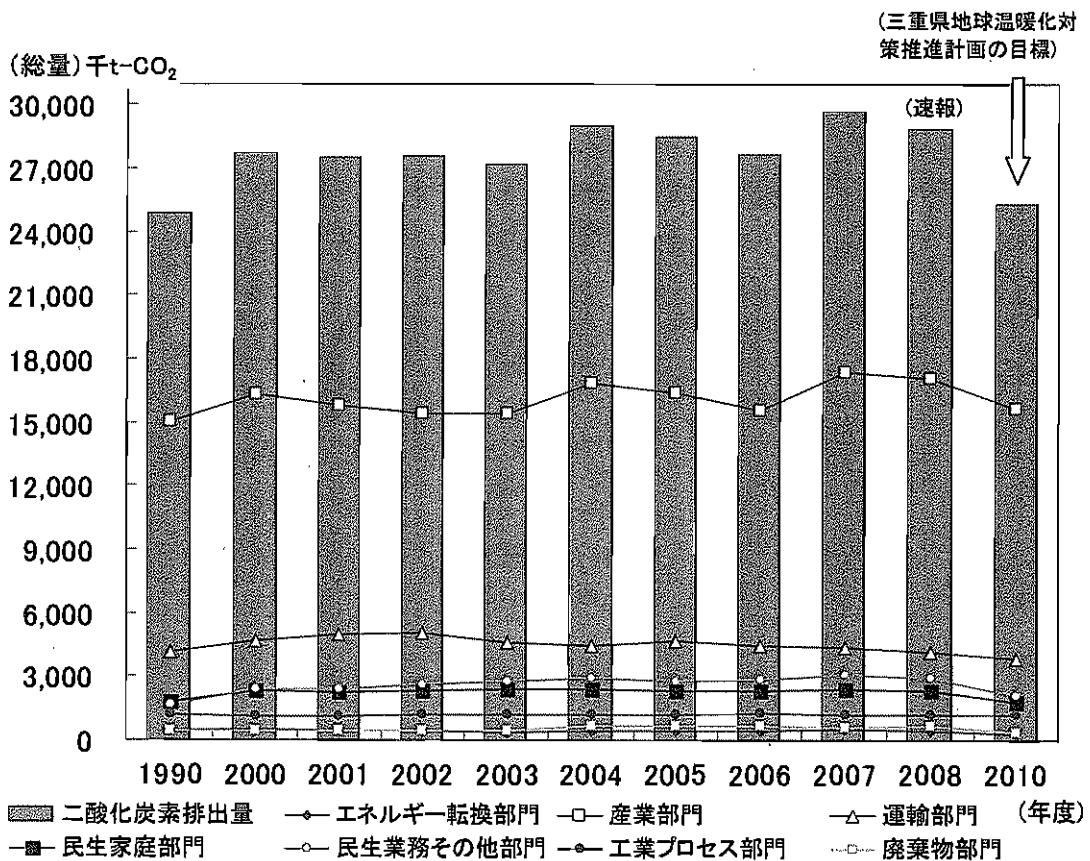


図 三重県における二酸化炭素排出量の推移

表 三重県における二酸化炭素排出量の推移 単位:千t-CO₂

種別	1990	2004	2005	2006	2007	2008 (速報)	1990 年度比	2010 (推進計画 の目標)
エネルギー転換部門	454	465	433	475	549	442	97.3%	317
産業部門	15,050	16,856	16,416	15,564	17,399	17,067	113.4%	15,619
運輸部門	4,154	4,461	4,661	4,486	4,378	4,190	100.9%	3,870
民生家庭部門	1,846	2,409	2,327	2,367	2,424	2,313	125.3%	1,814
民生業務その他部門	1,686	2,953	2,807	2,842	3,130	2,954	175.2%	2,121
工業プロセス部門	1,225	1,222	1,224	1,270	1,225	1,188	96.9%	1,200
廃棄物部門	473	681	673	659	631	705	148.8%	379
二酸化炭素排出量	24,888	29,047	28,540	27,662	29,736	28,857	115.9%	25,257

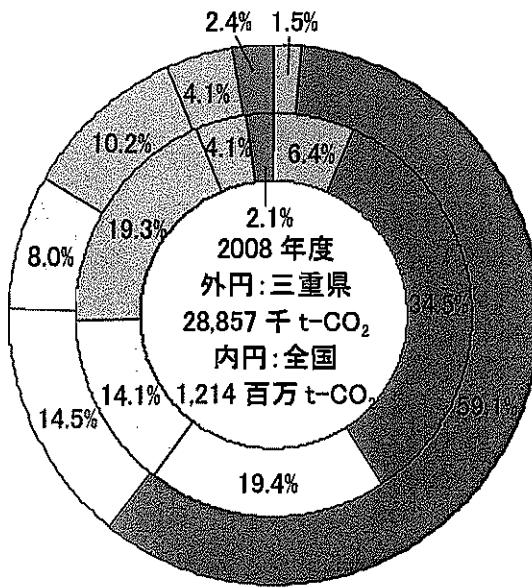
二酸化炭素排出量の大部分をエネルギー起源 CO₂が占めており、排出量の増加はエネルギー消費量が増加していることに起因しています。

部門別のエネルギー消費量を平成2(1990)年度と比べると、エネルギー転換部門で 2.7%、産業部門で 31.9%、運輸部門で 0.4%、民生部門で 45.6%増加しています。

表 三重県における部門別エネルギー消費量の推移 単位:TJ

種別		1990	2004	2005	2006	2007	2008	1990 年度比
エネルギー 転換部門	電気事業者	7,681	8,345	7,855	8,477	9,796	7,889	102.7%
	ガス事業者	12	20	16	13	13	10	82.6%
	小計	7,693	8,365	7,871	8,490	9,809	7,899	102.7%
産業部門	農林水産業	9,352	5,691	5,068	4,760	4,561	4,645	49.7%
	鉱業	524	533	480	514	560	442	84.3%
	建設業	3,740	2,343	2,312	2,731	2,499	2,226	59.5%
	製造業	223,634	227,577	252,100	269,746	287,991	305,556	136.6%
	小計	237,250	236,144	259,959	277,752	295,611	312,869	131.9%
運輸部門	自動車	54,968	60,083	62,973	60,605	58,996	56,394	102.6%
	鉄道	3,007	2,278	2,347	2,317	2,214	2,213	73.6%
	国内船舶	3,134	3,048	2,951	2,865	2,837	2,743	87.5%
	小計	61,109	65,409	68,271	65,787	64,048	61,350	100.4%
民生部門	家庭	34,804	46,212	43,764	45,172	43,905	42,154	121.1%
	業務その他	32,777	57,567	54,331	57,425	58,645	56,251	171.6%
	小計	67,581	103,779	98,096	102,596	102,551	98,406	145.6%
エネルギー消費量計		373,633	413,697	418,526	454,625	472,018	480,524	128.6%

部門別の二酸化炭素排出量の構成は、産業部門が最も多く 59.1%で、運輸部門が 14.5%、民生家庭部門が 8.0%、民生業務その他部門が 10.2%となっています。全国の構成と比較すると、全国の産業部門が 34.5%に對して三重県は 59.1%と大きく、製造業などの割合が高いという特徴が表れています。



■ エネルギー転換部門 ■ 産業部門 □ 運輸部門 □ 民生家庭部門
■ 民生業務その他部門 ■ 工業プロセス ■ 廃棄物部門

図 部門別二酸化炭素排出量の構成比 (2008 年度 (速報))

(参考) 京都メカニズムクレジット

京都メカニズムは、京都議定書で定められた付属書Ⅰ国の温室効果ガス排出削減目標を達成するために、自国内での削減努力を前提としながらも、目標達成に不足する分については国内における削減活動を補足する形での活用が京都議定書上で認められた市場メカニズムを利用した仕組みです。京都メカニズムには、「クリーン開発メカニズム(CDM)」、「共同実施(JI)」、「国際排出量取引(IET)」があります。国は京都議定書目標達成計画において、温室効果ガス排出削減対策に最大限努力しても約束の達成に不足すると見込まれている差分の1.6% (1990年比)について、京都メカニズムを活用することとしています。

また、電気事業連合会は環境行動計画において、原子力発電の推進や火力発電の熱効率の向上、京都メカニズムクレジットの活用等の対策により、平成20(2008)～平成24(2012)年度の電気使用量1kWhあたりの二酸化炭素排出量(電力排出原単位)を0.34kg-CO₂/kWh程度まで低減することを目指しています。京都メカニズムクレジットを反映した電力排出原単位は平成20(2008)年度から公表されており、京都メカニズムクレジットを反映していない電力排出原単位0.444kg-CO₂/kWhに対し、京都メカニズムクレジットを反映した電力排出原単位は0.373kg-CO₂/kWhとなっています。

なお、三重県では、電力使用からの二酸化炭素排出量の算定に用いる電力排出原単位として、京都メカニズムクレジットを活用しなかった場合の一般電気事業者の全電源平均排出係数を用いています。三重県域の二酸化炭素排出量に占める電気の使用に伴う排出量は29.0%であり、全電源平均排出係数が低減されると、三重県域の二酸化炭素排出量が減少することになります。

全電源平均排出係数は、平成19(2007)年度に発生した新潟県中越沖地震による原子力発電所の停止の影響で大きくなっています。

国が活用した京都メカニズムクレジットを三重県に当てはめ、京都メカニズムクレジットを反映した電力排出原単位を用いた場合、平成20(2008)年度の三重県域の温室効果ガス排出量(速報)は28,078千t-CO₂となり、平成2(1990)年度と比べると6.4%の増加となります(森林吸収量含む)。

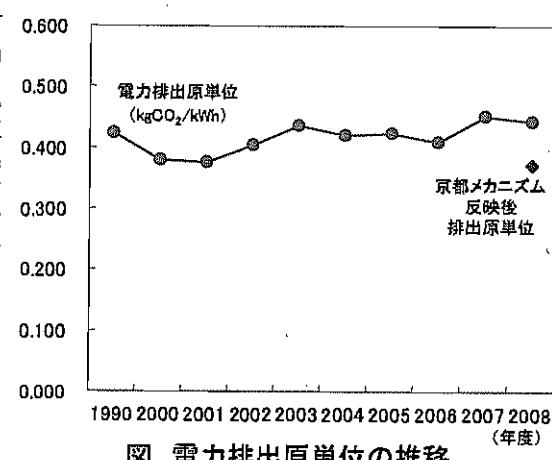


図 電力排出原単位の推移

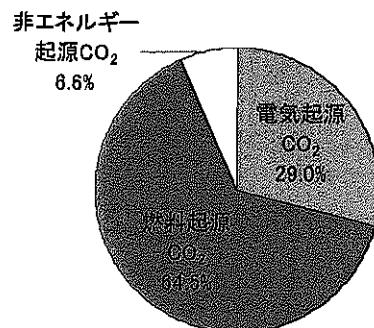


図 燃料種別二酸化炭素排出量の構成比
(2008年度(速報))

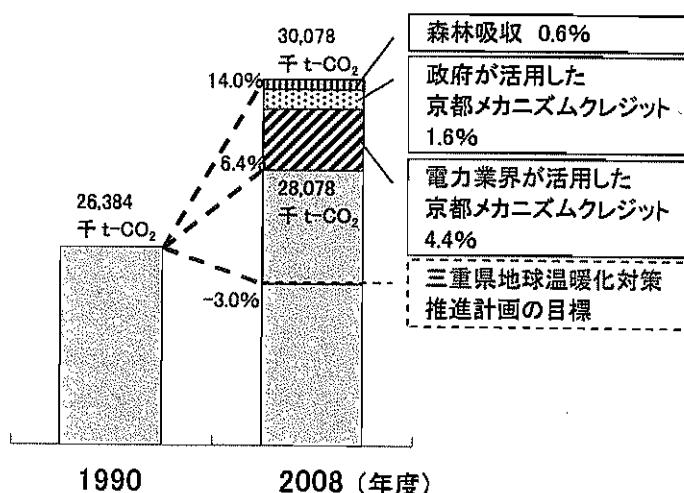


図 京都メカニズムクレジットを反映させた場合の三重県域温室効果ガス排出量

① 産業部門

産業部門の平成20(2008)年度の排出量(速報)は17,067千t-CO₂で、平成2(1990)年度と比べると13.4%の増加となっています。

排出量増加の要因の一つとしては、三重県が推進している液晶関連産業等の集積による県内製造業の活況があげられます。電子部品や半導体産業に関する事業所の新規立地や生産設備の増強などにより、平成15(2003)年以降、電子部品・デバイス工業の生産指数は急激に伸びており、製造品出荷額は、平成2(1990)年度から57%増加しています。

産業部門の排出量が三重県域の二酸化炭素総排出量に占める割合は約6割と高く、三重県域の温室効果ガス排出量を削減するためには、産業部門における排出量削減が重要です。

なお、産業部門の排出量の8割以上を製造業の大規模事業所が占めており、大規模事業所の排出原単位(製造品出荷額や生産量あたりの二酸化炭素排出量)のさらなる改善を進める必要があります。さらに、排出割合は低いものの事業所数としては多数を占める製造業の中小規模事業所や、農林水産業、鉱業、建設業の排出削減対策も併せて進める必要があります。

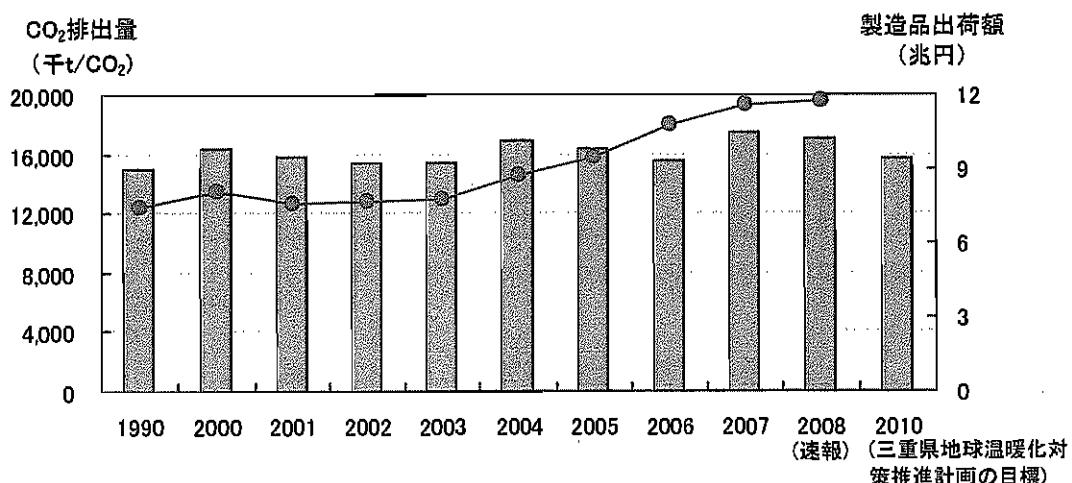


図 二酸化炭素排出量と関連指標の推移(産業部門)

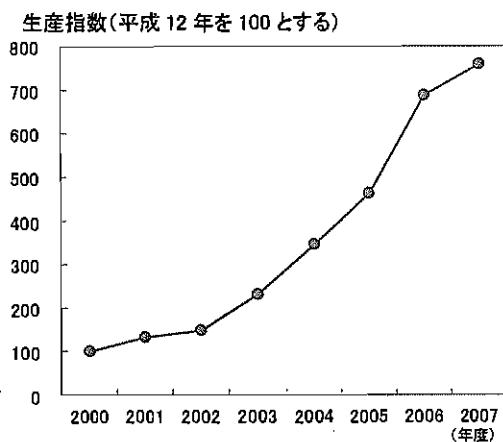


図 電子部品・デバイス工業の生産指数の推移

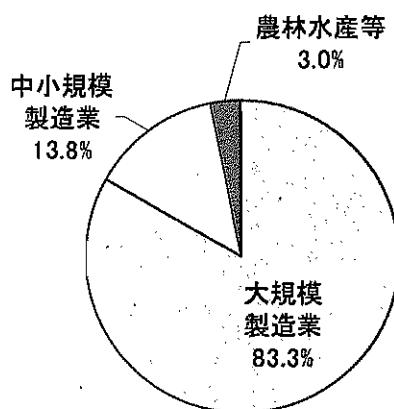


図 産業部門の構成比(2008年度(速報))

② 運輸部門

運輸部門の平成 20(2008)年度の排出量(速報)は 4,190 千 t-CO₂で、近年は平成 14(2002)年度をピークに減少傾向にあります。なお、平成 2(1990)年度と比べると 0.9% の増加となっています。

自動車保有台数は、平成 2(1990)年度から 38.5% の増加となっているものの、自動車の平均燃費の改善が進んでおり、減少傾向の要因となっています。

運輸部門の排出量のうち、自動車の使用に伴う排出量が約 9 割を占めているため、自動車の使用をできるだけ少なくするとともに、自動車使用の効率化を行うことが重要です。

そのため、県民の日常生活と事業者の事業活動の両面からエコドライブの推進や物流におけるモーダルシフトの促進、エコカーの導入促進、公共交通機関の利用促進など、排出削減対策を進める必要があります。

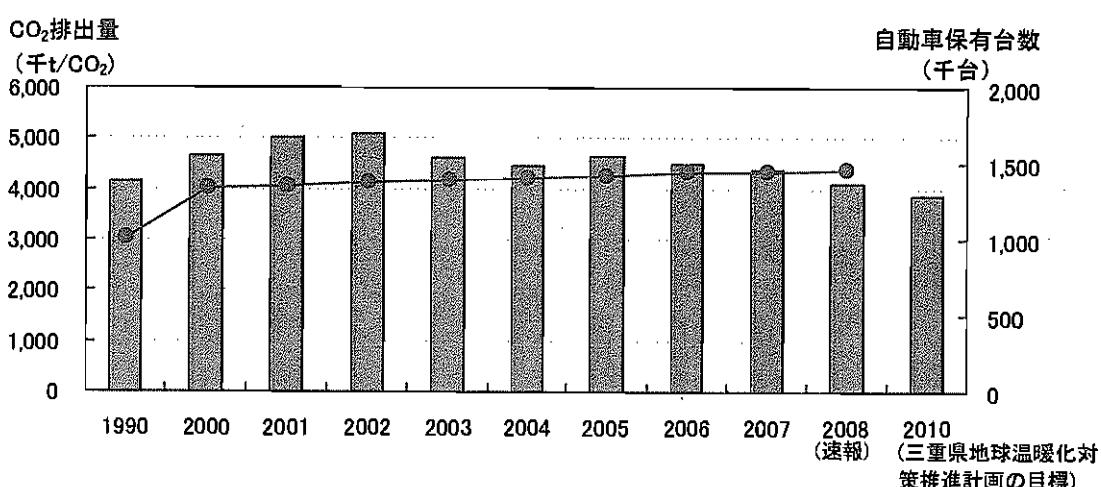


図 二酸化炭素排出量と関連指標の推移(運輸部門)

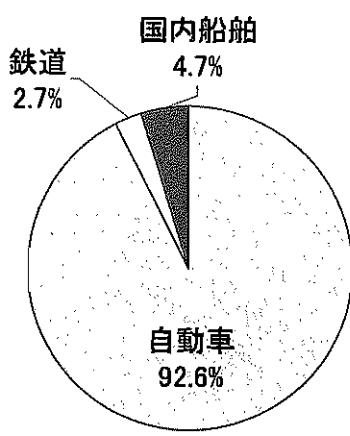


図 運輸部門の構成比(2008 年度(速報))

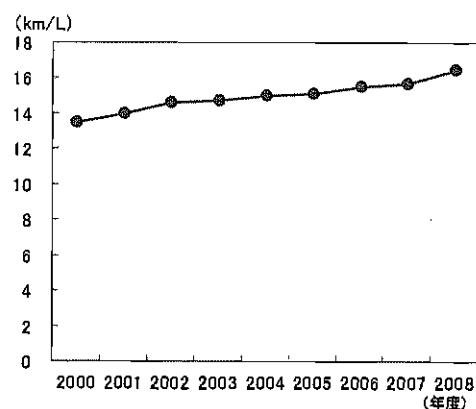


図 ガソリン乗用車(新車販売)の平均燃費

③ 民生家庭部門

民生家庭部門の平成20(2008)年度の排出量(速報)は2,313千t-CO₂で、平成2(1990)年度と比べると25.3%の増加となっています。

排出量の増加は、家電の大型化・多様化等によりエネルギー消費量が増加していること、世帯数が増加していることなどが要因となっており、世帯数は、平成2(1990)年度から30.0%の増加となっています。

なお、家庭における一人あたりの二酸化炭素排出量は、三重県が1.24t-CO₂/人(2008年度(速報))、全国が1.34t-CO₂/人となっています。全国の家庭からの二酸化炭素排出量の構成比を用途別にみると、約2割が暖房の使用と給湯により排出される二酸化炭素で、照明や冷蔵庫、テレビなどに使用される電気から排出される二酸化炭素が約5割を占めています。

民生家庭部門の排出量を削減するためには、日常生活での省エネルギー対策が重要であり、引き続き県民一人ひとりが地球温暖化防止を意識し、行動できるよう働きかけ、低炭素型のライフスタイルを定着させていく必要があります。

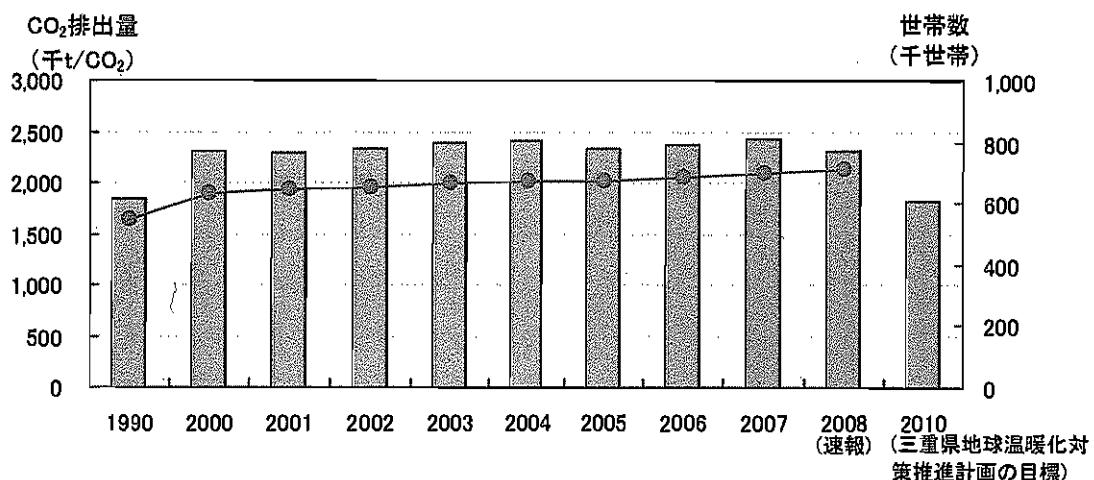


図 二酸化炭素排出量と関連指標の推移(民生家庭部門)

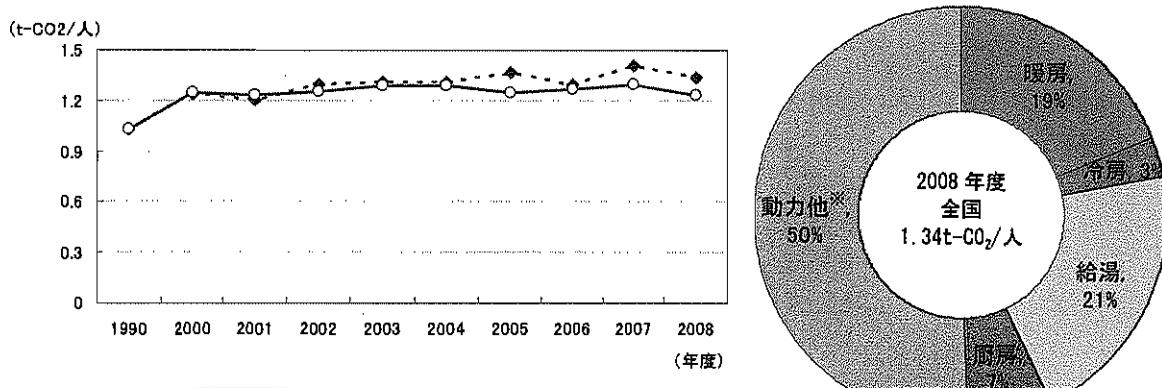


図 家庭一人あたりの二酸化炭素排出量の推移と全国の構成比

④ 民生業務その他部門

民生業務その他部門の平成20(2008)年度の排出量(速報)は2,954千t-CO₂で、平成2(1990)年度と比べると75.2%の増加となっています。

排出量の増加は、オフィスや店舗等の業務系建築物の延床面積の増加や、それに伴う空調・照明設備の増加、パソコンやコピー機などのオフィス機器の増加などが要因となっています。なお、関連指標である延床面積は、平成2(1990)年度から62%の増加となっています。

民生業務その他部門の排出量の約8割を電気の使用に伴う排出量が占めていることから、排出量を削減するためには、電気を使用する空調や照明、オフィス機器などを効率的に使用したり、発電時に二酸化炭素を排出しない太陽光などの新エネルギーを導入することなどにより、電気の使用に伴う排出量を削減することが重要です。

そのため、建物の省エネルギー対策が進められるとともに、オフィスや店舗などで働く人々の地球温暖化対策の視点で行動できるよう働きかけていく必要があります。

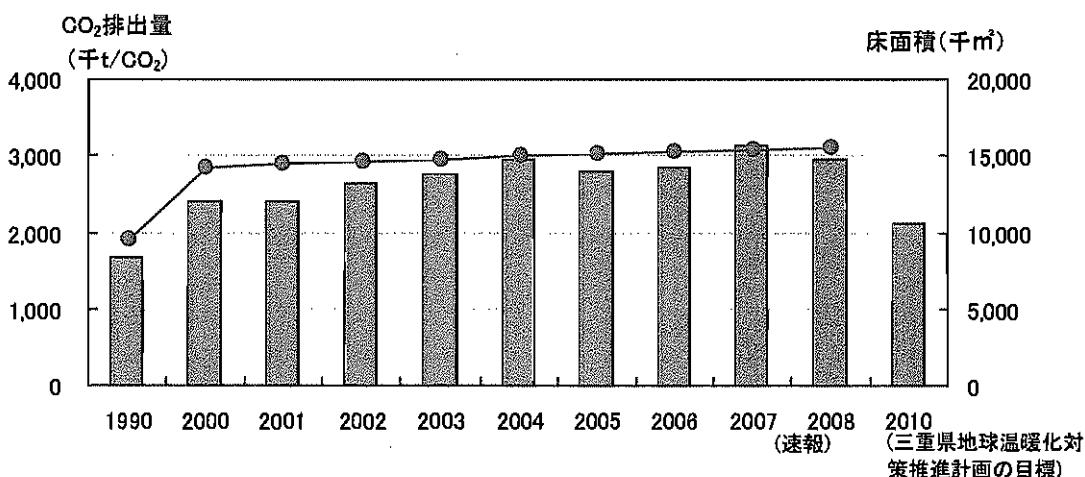


図 二酸化炭素排出量と関連指標の推移(民生業務その他部門)

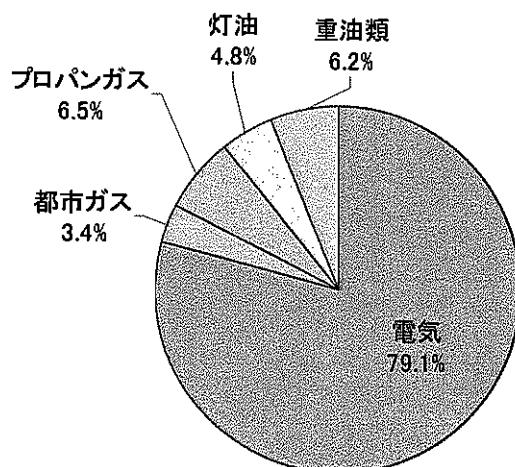


図 民生業務その他部門の燃料種別構成比(2008年度(速報))

(3) メタン排出量の現状

平成20(2008)年度のメタン排出量は288千t-CO₂で、平成2(1990)年度の591千t-CO₂から減少を続けており、平成2(1990)年度と比べると51.2%の減少となっています。

排出量の減少は、産業廃棄物の埋立処分量が減少していることなどが要因となっています。

平成20(2008)年度の三重県のメタン排出量は、農業からの排出が占める割合が最も多く59.0%で、廃棄物が34.6%となっています。全国の構成と比較すると、三重県の農業からの排出が占める割合は59.0%と全国の70.3%に対して小さく、廃棄物からの排出が占める割合は、34.6%と全国の23.3%に対して大きくなっています。

これは、県域外からの廃棄物が県内で処分されていることが一因と考えられます。

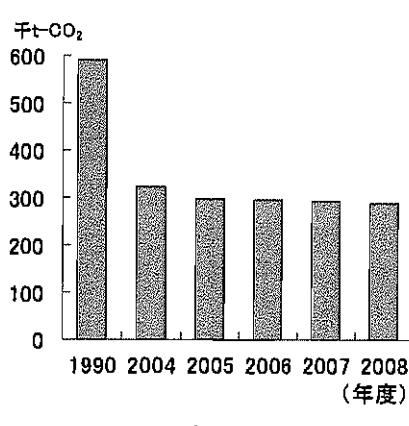


図 メタン排出量の推移

表 メタン排出量の推移 単位:千t-CO₂

	1990	2004	2005	2006	2007	2008	1990 年度比
エネルギーの燃焼	8	10	10	10	9	9	108.0%
エネルギーの漏出	70	9	9	9	9	9	13.1%
廃棄物	296	126	100	100	100	100	33.7%
農業	217	179	179	176	174	170	78.5%
工業プロセス	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	71.9%
合計	591	324	298	295	292	288	48.7%

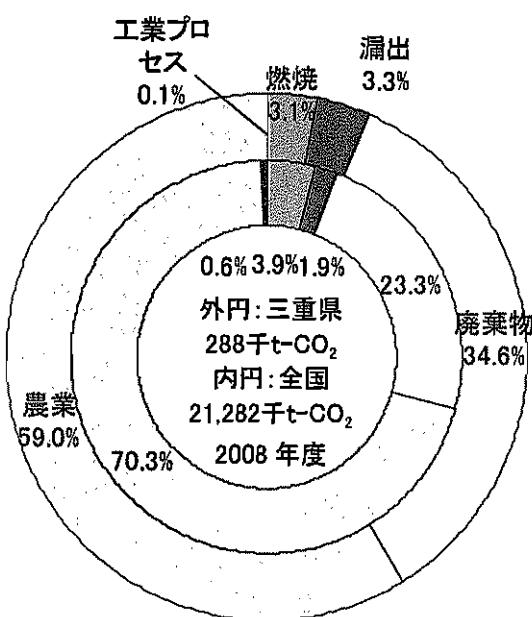


図 メタン排出量の構成比

(4) 一酸化二窒素排出量の現状

平成 20(2008)年度の一酸化二窒素排出量は 539 千 t-CO₂ で、平成 2(1990)年度の 490 千 t-CO₂ から 10.1% 増加となっています。

排出量の増加は、産業廃棄物の焼却処分量が増加していることなどが要因となっています。

平成 20(2008)年度の三重県の一酸化二窒素排出量は、廃棄物からの排出が占める割合が最も多く 43.1% で、31.5% が農業から、24.9% がエネルギーの燃焼からの排出となっています。全国の構成と比較すると、三重県の農業からの排出が占める割合は 31.5% と全国の 48.5% に対して小さく、廃棄物からの排出が占める割合は 43.1% と全国の 13.2% に対して大きくなっています。

これは、県域外からの廃棄物が県内で処分されていることが一因と考えられます。

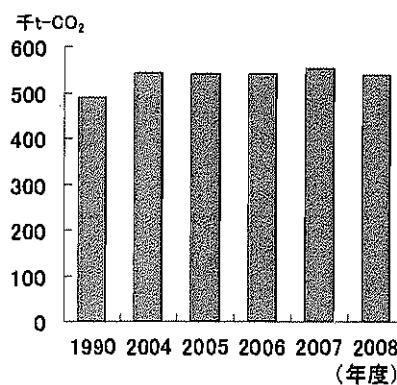


表 一酸化二窒素排出量の推移 単位:千 t-CO₂

	1990	2004	2005	2006	2007	2008	対基準 年度比
エネルギーの燃焼	116	141	148	145	142	134	115.6%
廃棄物	178	230	230	231	233	232	130.8%
農業	188	171	162	162	175	170	90.2%
病院	7	3	3	3	3	3	35.4%
合計	490	544	542	542	552	539	110.1%

図 N₂O 排出量の推移

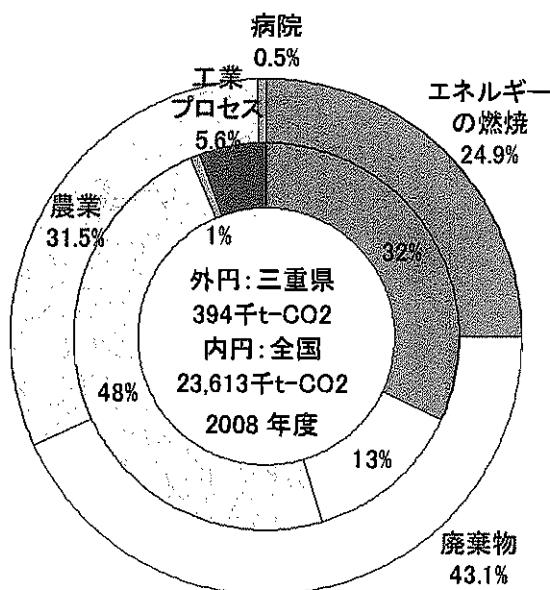


図 一酸化二窒素排出量の構成比

(5) 代替フロン等3ガス排出量の現状

平成20(2008)年度の代替フロン等3ガス(HFCs、PFCs、SF₆)の排出量は394千t-CO₂で、平成7(1995)年度の416千t-CO₂に比べると4.2%の減少となっています。

ガス別に排出量の増減をみると、HFCsは平成7(1995)年度から5倍以上の大幅な増加となっています。これは、オゾン層破壊防止に向けたモントリオール議定書により、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCsへの転換が進められたことによるものです。

PFCsは平成7(1995)年度と比べると25.5%減少しています。これは、半導体製造等からの排出量が増加している一方、電子部品製造からの排出量が減少したことが一因となっています。

SF₆は平成7(1995)年度と比べると77.1%減少しています。これは、半導体製造関連からの排出量が増加している一方、電気絶縁ガス使用機器からの排出量が大きく減少したことが一因となっています。

全国と三重県の代替フロン等3ガス排出量の構成を比較すると、全国のHFCsが64.5%に対し三重県は56.3%と小さく、PFCsが全国で19.5%に対し、三重県で31.6%と大きくなっています。

表 HFCs・PFCs・SF₆排出量の推移 単位:千t-CO₂

		1995	2004	2005	2006	2007	2008	1995年度比
HFCs	発泡・断熱材	6	8	5	4	4	4	—
	エアゾール	20	32	23	15	12	13	—
	カーエアコン	15	54	51	44	46	47	—
	家庭用エアコン	0	4	5	6	23	28	—
	業務用冷凍空調機	0	9	13	16	100	120	—
	家庭用冷蔵庫	0	3	4	4	5	5	—
	半導体製造関連	2	4	4	4	5	4	—
	計	43	113	104	93	195	222	518.4%
PFCs	電子部品製造	123	47	53	68	59	40	—
	半導体製造関連	40	119	98	99	114	84	—
	計	165	166	151	166	174	125	75.5%
SF ₆	半導体製造関連	15	55	47	38	37	29	—
	電気絶縁ガス	192	18	13	14	19	18	—
	計	208	73	60	52	56	47	22.9%
	合計	416	352	315	312	425	394	94.8%

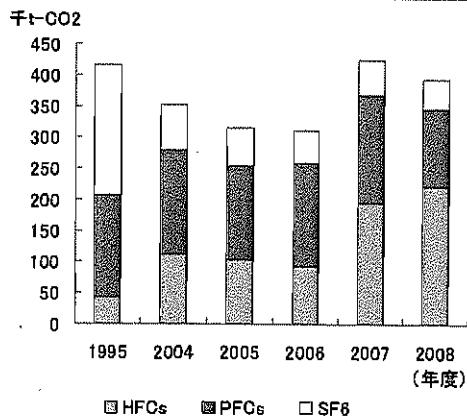


図 HFCs・PFCs・SF₆排出量の推移

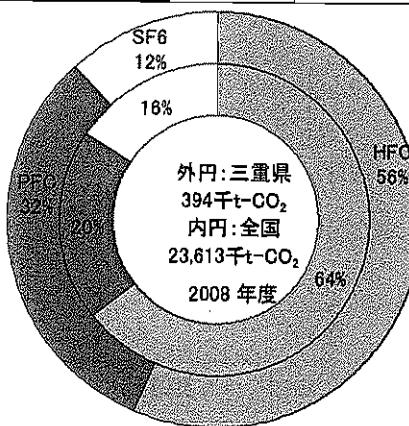


図 HFCs・PFCs・SF₆排出量の構成比

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 温室効果ガス排出量の将来予測

将来の三重県の温室効果ガス排出量については、今後の追加的な対策を見込みず、人口や産業活動などの社会情勢の変化により活動量のみが変化すると仮定して平成32(2020)年度の温室効果ガス排出量(現状趨勢ケース)を推計しました。

活動量は、温室効果ガス排出量と関連が深い「製造品出荷額」・「生産指數」や「世帯数」等の推移や、国が検討している中長期ロードマップにおける「産業マクロフレーム固定ケース(国立環境研究所)」などを踏まえて予測しています。

(1) 2020年度の温室効果ガス排出量

推計の結果、平成32(2020)年度の温室効果ガス排出量は30,577千t-CO₂と、平成2(1990)年度に比べ16%増加すると予測されます。

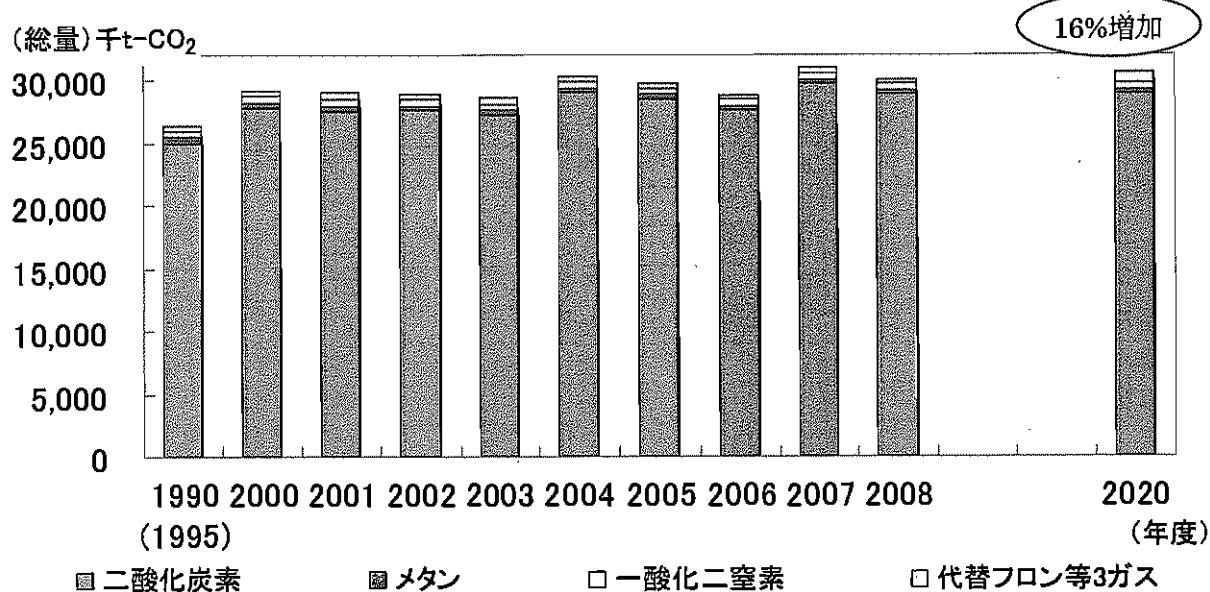


表 三重県における2020年度の温室効果ガス排出量(現状趨勢ケース) (千t-CO₂)

項目	1990	2005	2008	2020	1990比増減
CO ₂	24,888	28,540	28,857	28,934	16%
CH ₄	591	298	288	289	-51%
N ₂ O	490	542	539	509	4%
HFC	(43)	104	222	679	1488%
PFC	(165)	151	125	118	-28%
SF ₆	(208)	60	47	49	-76%
排出量合計	26,384	29,695	30,078	30,577	16%

注: HFC、PFC、SF₆の()書は1995年度の値

(2) 2020年度の排出部門別二酸化炭素排出量

平成32(2020)年度の二酸化炭素排出量は28,934千t-CO₂と、平成2(1990)年度に比べ16%増加すると予測されます。

部門別にみると、平成2(1990)年度に比べて、床面積の増加に伴い民生業務その他部門が著しく増加しているほか、世帯数の増加に伴い民生家庭部門が大きく増加しています。

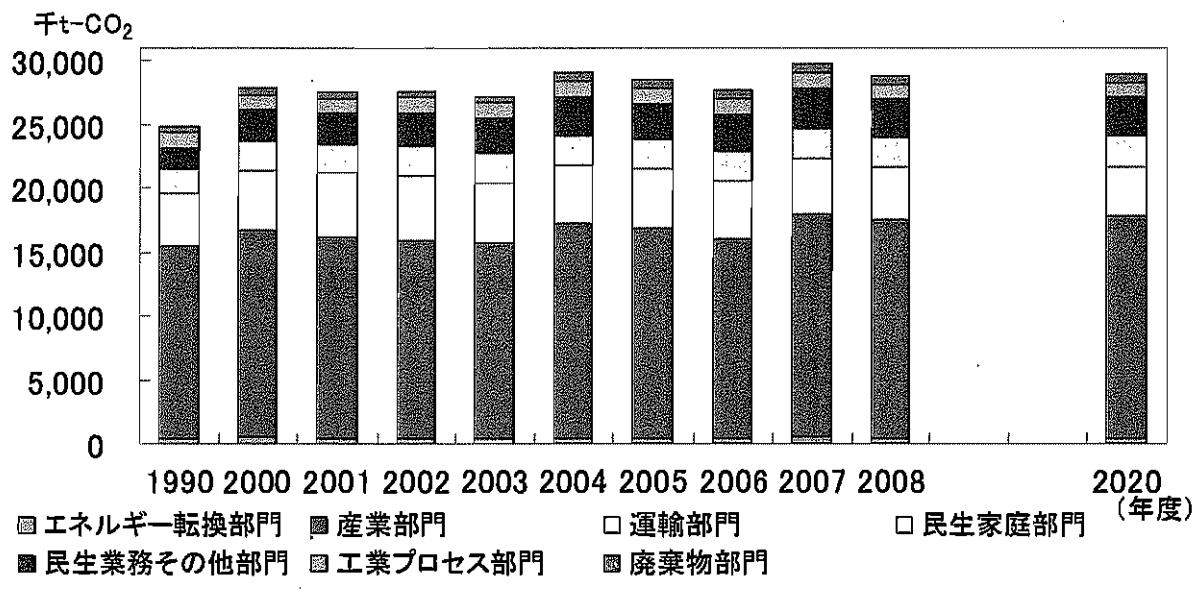


図 三重県における2020年の二酸化炭素排出量(現状趨勢ケース)

表 三重県における2020年の二酸化炭素排出量(現状趨勢ケース)

項目	1990	2005	2008	2020	1990比増減
エネルギー転換部門	454	433	442	442	-3%
産業部門	15,050	16,416	17,067	17,359	15%
運輸部門	4,154	4,661	4,190	3,928	-5%
民生家庭部門	1,846	2,327	2,313	2,378	29%
民生業務その他部門	1,686	2,807	2,954	3,083	83%
工業プロセス部門	1,225	1,224	1,188	1,109	-10%
廃棄物部門	473	673	705	635	34%
CO ₂ 排出量合計	24,888	28,540	28,857	28,934	16%

(参考) 活動量の予測

産業部門における活動量は、化学工業と石油・プラスチック・ゴム・なめし業については「生産指数」、機械器具製造業については「製造品出荷額」の伸びから予測しました。それ以外の業種は全体の排出量に占める割合が低いため、活動量が変化しないと予測しました。



図 化学工業の生産指数の将来予測

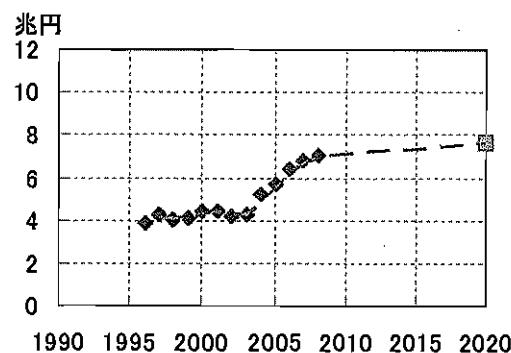


図 機械器具製造業の製造品出荷額の将来予測

運輸部門における活動量は「旅客及び貨物自動車輸送量」とし、三重県の将来の旅客及び貨物自動車輸送量は、国が検討している中長期ロードマップにおける「産業マクロフレーム固定ケース」の伸びと同等として予測しました。

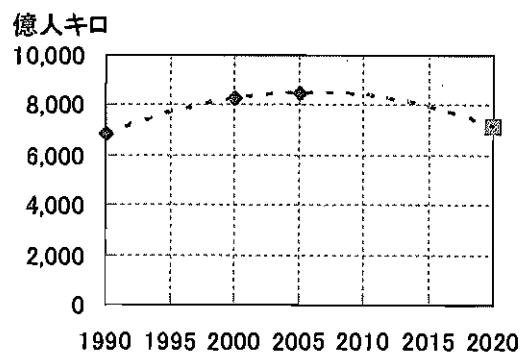


図 国の旅客自動車輸送量の将来予測

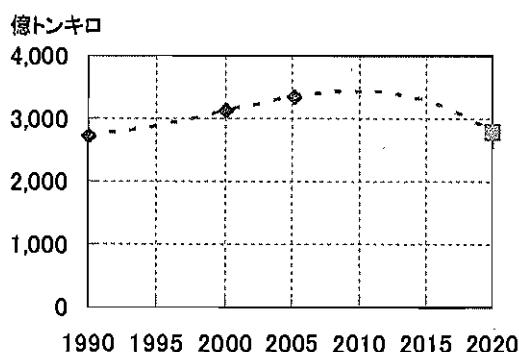


図 国の貨物自動車輸送量の将来予測

民生家庭部門における活動量は「世帯数」とし、三重県の将来の世帯数には、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（人口問題研究所）を用いました。

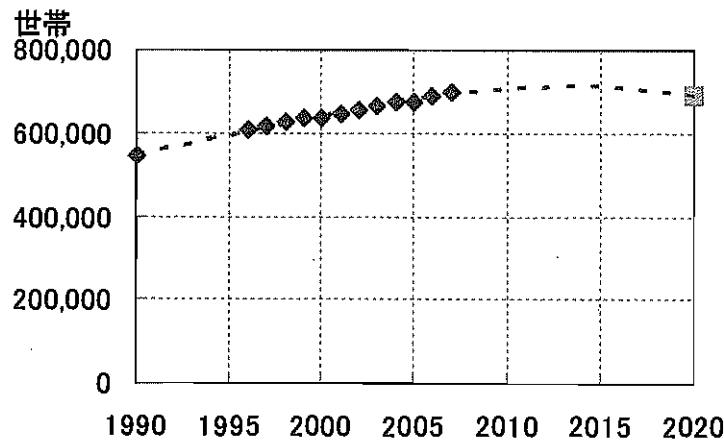


図 県の世帯数の将来予測

民生業務その他部門における活動量は「床面積」とし、三重県の将来の床面積は、「産業マクロフレーム固定ケース」(国立環境研究所)の伸びと同等として予測しました。

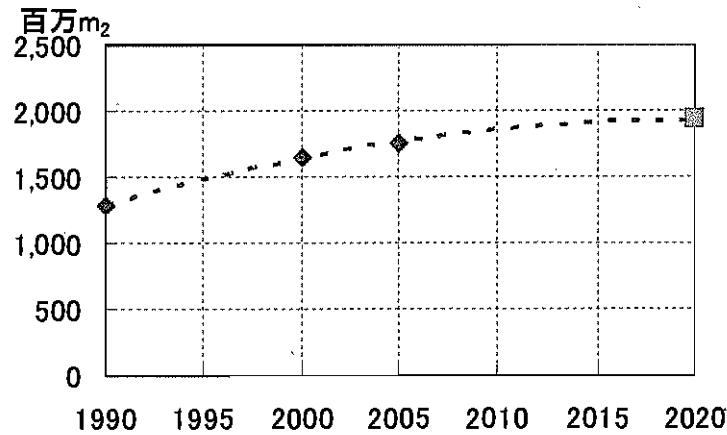


図 国の延床面積の将来推計

廃棄物部門における活動量は「ごみの排出量」とし、三重県の将来のごみの排出量は、「廃棄物処理計画」(三重県)を用いました。

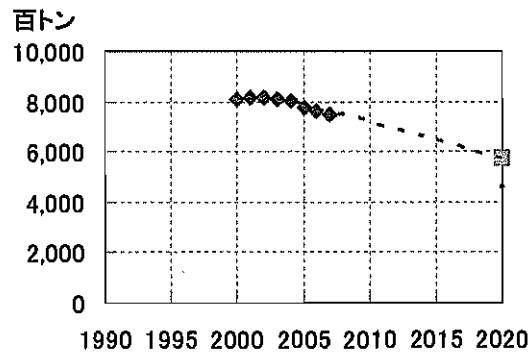


図 県の一般廃棄物の将来予測

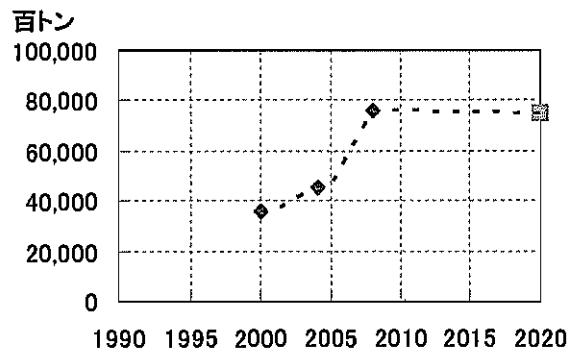


図 県の産業廃棄物の将来予測

2 削減目標の設定

低炭素社会の実現に向け、県民、事業者、行政などの各主体がそれぞれの役割を果たして地球温暖化対策を進めていくため、温室効果ガスの削減目標を設定しました。

温室効果ガス排出削減対策として国の施策が県内で効果的に実施されるよう連携するとともに、地域の社会的・自然的条件に合わせて県独自の取組を推進し、温室効果ガス排出削減を総合的に進めることで削減目標の達成を目指します。

(1) 削減目標

平成32(2020)年度における三重県域の温室効果ガス排出量は、このままで行くと平成2(1990)年度比で16%増加すると予測されます。

平成32(2020)年度に予測される温室効果ガス排出量30,577千t-CO₂から6,252千t-CO₂削減することにより、平成2(1990)年度比で8%、さらに森林整備による二酸化炭素の吸収量458千t-CO₂(2%)と合わせて基準年度比で10%を削減するものとします。

これは、平成17(2005)年度比で温室効果ガス排出量を20%削減することに相当します。

2020年度における三重県の温室効果ガス排出量を
1990年度比で10%削減します（森林吸収量2%含む）
(2005年度比で20%削減)

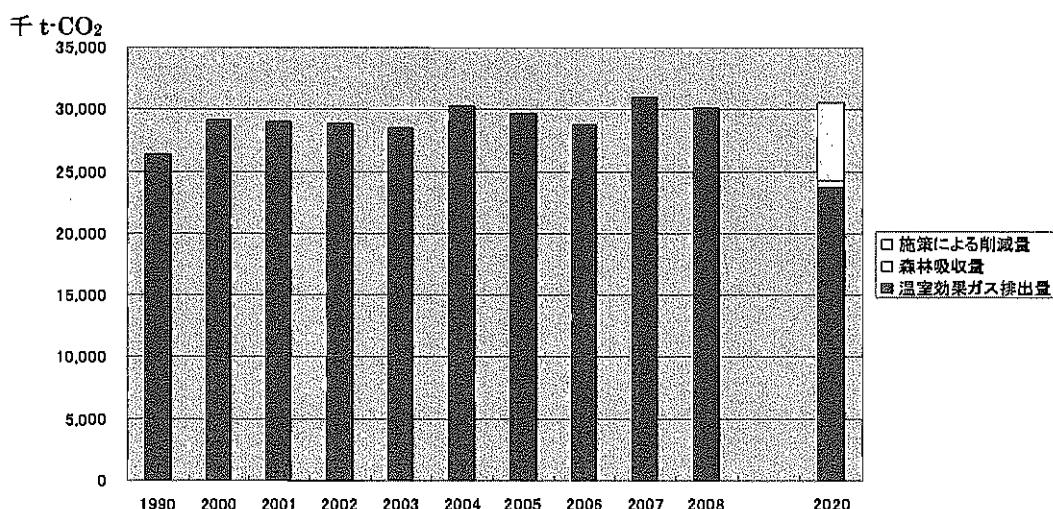


図 温室効果ガス排出量の削減目標

表 三重県における2020年の温室効果ガス排出量 単位:千t-CO₂

項目	1990	2005	2020						
			排出量 BaU	排出量 目標	1990比 削減率	2005比 削減率	削減量	国対策 削減量	県対策 削減量
産業部門	15,050	16,416	17,359						
エネルギー転換部門	454	433	442	17,597	5%	-3%	1,313	960	353
工業プロセス部門	1,225	1,224	1,109						
民生家庭部門	1,846	2,327	2,378	1,101	-40%	-53%	1,277	960	317
民生業務その他部門	1,686	2,807	3,083	1,168	-31%	-58%	1,915	1,893	22
運輸部門	4,154	4,661	3,928	2,603	-37%	-44%	1,325	1,022	303
廃棄物部門	473	673	635	519	10%	-23%	116	103	13
CH ₄ 、N ₂ O、代替フロン等3ガス	1,496	1,155	1,644	1,337	-11%	16%	306	291	15
排出量小計	26,384	29,695	30,577	24,325	-8%	-18%	6,252	5,229	1,023
森林吸収量				-458	-2%	-2%	458		458
排出量合計	26,384	29,695	30,577	23,867	-10%	-20%	6,710	5,229	1,481

(2) 目標設定の考え方

目標については、国の施策による温室効果ガスの削減、県の施策による削減、森林吸収等による削減を次のとおり積み上げて設定しています。

- ① 国が実施する施策により、三重県内で削減される温室効果ガス排出量を推計します。
- ② 三重県が実施する施策により削減する排出量を推計します。
- ③ 森林吸収源対策などにより削減される排出量を推計します。
- ④ ①～③で推計した削減量を、2020年度温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）から差し引き、2020年度温室効果ガス排出量（目標値）を設定します。
- ⑤ 基準年度温室効果ガス排出量から④による2020年度排出量（目標値）を差し引き、基準年度排出量との比率を目標削減率として設定します。

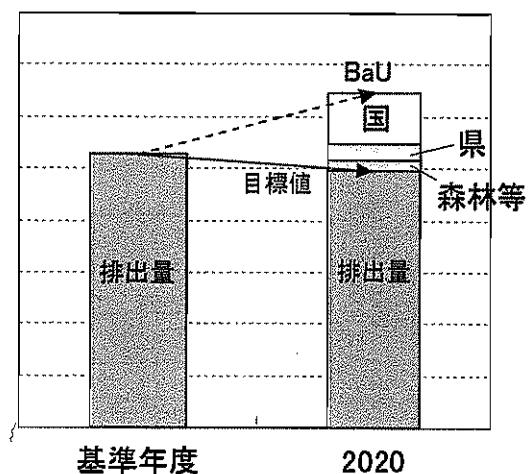


図 削減率設定のイメージ

(3) 国の施策及び県の施策による削減量の内訳

県の施策による削減、森林吸収等による削減は、三重県の自然的・社会的条件を考慮して検討し設定しています。

国の施策による三重県での削減量は、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会で検討された国内 15%削減ケースを三重県に当てはめて設定しています。

同委員会では、国が掲げた 25%削減の目標達成に向けて、国内での削減率が 25%、20%、15%の3つのケースについて検討されていますが、どのケースが採用されるのかは国の動向を待つこととなります。いずれのケースも現実的には相当な困難が伴うと考えられるため、より現実的であると考えられる国内 15%削減ケースを想定しました。

なお、削減目標については、今後の国の動向や国際的な取り決め等を受け、必要に応じて見直すこととします。

表 三重県における国の対策による削減量の内訳

部門	対策	15%削減時効果量 (国)(千t -CO ₂)	削減量 (県) (千t-CO ₂)	導入技術、導入レベル
産業部門	農林水産業対策	1,000	11	省エネ型温室による燃費改善 30% など
	鉄鋼部門対策	4,700	—	(県域で次世代コークス炉導入の余地無し)
	セメント部門対策	400	19	更新時に全ての事業所が、世界最先端の技術を導入
	石化工場部門対策	4,100	175	
	紙パルプ部門対策	1,500	18	
	業種横断的技術	7,283	258	高性能工業炉、高性能ボイラなど高効率機器へのシフト
	電力排出係数の変化 ^{注2)}	26,745	479	非化石エネ発電電力量 6 割程度 ^{注3)}
家庭部門	小計	45,728	960	
	高断熱住宅	1,916	26	2020 年時点における住宅の数に対し、3%が改 11 年基準を満たす
	高効率空調	3,900	53	更新時に全ての住宅が、その時点の最高水準の機器を導入
	高効率給湯	10,286	141	5 世帯中 4 世帯に導入
	高効率照明	6,000	82	更新時に全ての住宅が、その時点の最高水準の機器を導入
	高効率家電	16,800	230	
	HEMS等	1,950	27	
	太陽光発電	4,938	120	世帯数の 13%に導入
	電力排出係数の変化 ^{注2)}	26,225	281	非化石エネ発電電力量 6 割程度 ^{注3)}
	小計	72,014	960	

部門	対策	15%削減時効果量(国)(千t-CO ₂)	削減量(県)(千t-CO ₂)	導入技術、導入レベル
業務その他部門	高断熱建築物	2,280	34	2020年時点における建物の数に対し、5%が改次世代基準を満たす
	高効率空調	11,244	168	電気HP式空調等の導入
	高効率給湯	7,191	108	ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、太陽熱温水器の導入
	高効率照明	10,000	150	照明効率が現状の約2倍
	高効率電気製品	29,000	434	家電製品、電気機器の効率改善
	BEMS	8,654	129	業務系建築物の30%に導入
	地域熱・廃熱利用	1,000	15	地域未利用熱の有効利用
	太陽光発電	8,574	226	公共施設等大型建築物への太陽光発電の導入、現状(2005年)の約70倍
	電力排出係数の変化等 ^{注2)}	30,057	629	非化石エネ発電電力量6割程度 ^{注3)}
小計		108,000	1,893	
運輸部門	燃費改善・次世代自動車	34,600	651	2020年時点の自動車の平均燃費が、2005年時点と比べ、乗用車では13%、貨物車では6%改善。
	バイオ燃料導入	2,000	38	2020年時点の自動車保有台数に対し、乗用車の28%、貨物車の7%が次世代自動車
	交通流対策	15,000	282	規格・基準検討、E10 対応車の認証、供給・流通体制の整備促進など
	鉄道の効率改善	144	3	現状(2005)に対し、エネルギー消費原単位削減率 1%
	船舶の効率改善	121	2	
	航空の効率改善	178	—	(県域での効果量は算定困難)
	電力排出係数の変化等 ^{注2)}	2,200	46	非化石エネ発電電力量6割程度 ^{注3)}
小計		54,243	1,022	
廃棄物部門	廃棄物部門の対策	7,000	103	燃焼の高度化、ごみ処理有料化など
CH ₄ 等3ガス	農業部門の対策	1,200	15	家畜等の排泄物管理方法の変更と施肥料の削減
	フロンガス部門の対策	13,000	229	ノンフロン製品等の普及加速化、ノンフロン製品等の技術開発など
	その他	2,000	47	—
合計		303,186	5,229	

注 1) 15%削減時効果量(国)欄の数値は、「中長期ロードマップを受けた温室効果ガス排出量の試算」(平成22年3月)を基に県が推計した値です。

注 2) 電力排出係数の変化等による効果量とは、需要電力量や電源比率からの算出による国内全体の値で、電力供給事業者別の削減効果量は検討されていません。このことから、三重県内での効果量はほかの対策と同様に按分により推計を行っています。

注 3) 国は、原子力発電の利用拡大や再生可能エネルギー発電の導入により、非化石エネルギーによる発電電力量の割合の増加を見込んでいます。

表 三重県の施策による削減量の内訳

部門	県施策	削減量 (千t-CO ₂)	内容
産業部門	地球温暖化対策計画書制度	334.6	取組促進により、対象事業所の努力量を増加
	M-EMS普及	8.1	小規模事業所の自主的な環境管理を推進
	中小事業所省エネルギー診断	7.5	中小事業所の運用対策と施設更新
	カーボン・オフセットによるCO ₂ 削減	3.0	連携した取組による温室効果ガス排出削減
		353.2	
家庭部門	地球温暖化防止活動推進センターによる家庭の省エネ推進	103.2	家庭での運用対策
	省エネ家電製品の購入促進	41.4	家庭での設備更新
	消費行動と連携したカーボン・オフセット等によるCO ₂ 削減	3.0	連携した取組による温室効果ガス排出削減
	新エネルギーなどの再生可能エネルギーの導入促進	169.2	太陽光発電の導入等による化石燃料使用量削減
		316.8	
業務その他部門	地球温暖化対策計画書制度	3.1	取組促進により、対象事業所の努力量を増加
	M-EMS普及	4.0	小規模事業所の自主的な環境管理を推進
	中小事業所省エネルギー診断	7.5	中小事業所の運用対策と施設更新
	エコオフィス推進	7.8	オフィス活動での運用改善
		22.4	
運輸部門	エコモビリティー優良事業所認定制度	90.6	事業活動に伴う自動車使用による燃料使用量削減
	グリーン物流促進事業	135.5	物流によるエネルギー使用量の削減
	エコドライブ普及啓発事業	73.1	運転方法の改善による燃料使用量の削減
	公共交通機関の利用促進	3.8	自動車利用抑制による燃料使用量の削減
		303.0	
廃棄物部門	一般廃棄物の排出削減	0.4	焼却処分量の削減
	産業廃棄物の排出削減	12.5	焼却処分量の削減
		12.8	
CH ₄	一般廃棄物の排出削減	12.9	埋立処分量の削減
	産業廃棄物の排出削減	1.8	埋立処分量の削減
		14.7	
小計		1,022.9	
森林	森林整備等	457.7	森林整備による森林吸収量の確保
	合計	1,480.6	

注 1) 森林吸収量については、現在、京都議定書第1約束期間以降の算定方法等が明らかになっていないため、今後、大幅に数値が変更される可能性があります。

第4章 目指す将来像

1 あるべき姿・理念

地球環境の保全のため、温室効果ガスの排出を抑制することは、地球上に暮らす私たちにとって、避けられない課題となっています。

県民や事業者など多様な主体があらゆる活動において、温室効果ガスの排出を極力抑制し、太陽光や風力発電等の新エネルギーを可能な限り活用し、また吸収源対策として森林資源を活用したカーボン・オフセットなどを通じて温室効果ガスの排出を相殺し、その結果、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素で豊かな社会の実現を目指します。

あるべき姿・理念

低炭素社会の実現

三重県の将来ビジョン

くらし

こころ豊かなストローなくらし

まちづくり

みんなで取り組むエコなまちづくり

ものづくり

低炭素なものづくり

2020年

三重県の取組の基本的視点

意識から行動へ

協働連携の取組

資源の有効活用

産業部門
での取組

民生家庭部門
での取組

民生業務
その他部門
での取組

三重県の
CO₂削減

運輸部門
での取組

森林整備による
CO₂吸収効果発揮

新エネルギー導入
イノベーション推進

国の取組『京都議定書目標達成計画』

2 三重県の将来ビジョン

三重県は南北に長く、西側には鈴鹿山脈や台高山脈が連なり、東側は伊勢湾や熊野灘に面しています。その沿岸部に中小規模の都市が点在し、都市を結ぶように鉄道網や道路交通網が発達しています。

県北部には化学工業や液晶・半導体産業、自動車産業が集積し、県経済の発展に寄与しています。また、県南部には森林をはじめとした豊かな自然があります。

低炭素な暮らしやまち、ものづくりが実現した将来の姿として、次のとおり2020年以降の三重県の将来ビジョンを描きました。

くらし 『こころ豊かなスローなくらし』

日常生活に関する様々な活動が環境負荷の小さなものとなっていきます。物質的な豊かさ・便利さの一方で、豊かな自然を感じ、時間にゆとりを持って、環境と調和してくらしています。

~将来の姿~

- ✓ 誰もが環境を意識して買い物をしている
- ✓ 日々の省エネルギーに積極的に取り組んでいる
- ✓ 省エネルギー家電が普及している
- ✓ エコ住宅に住んでいる
- ✓ 地域で獲れた農産物・林産物を選んでいる
- ✓ 地球の大切さを子どもたちに伝えている
- ✓ 豊かな自然を意識して暮らしている
- ✓ 森づくりに市民が積極的に参加している

まちづくり 『みんなで取り組むエコなまちづくり』

建築物や交通機関など、まちや地域そのものが環境負荷の小さいものとなっています。また、都市域と中山間地域の交流による取組が進み、全体として温室効果ガスの排出が抑制されています。

~将来の姿~

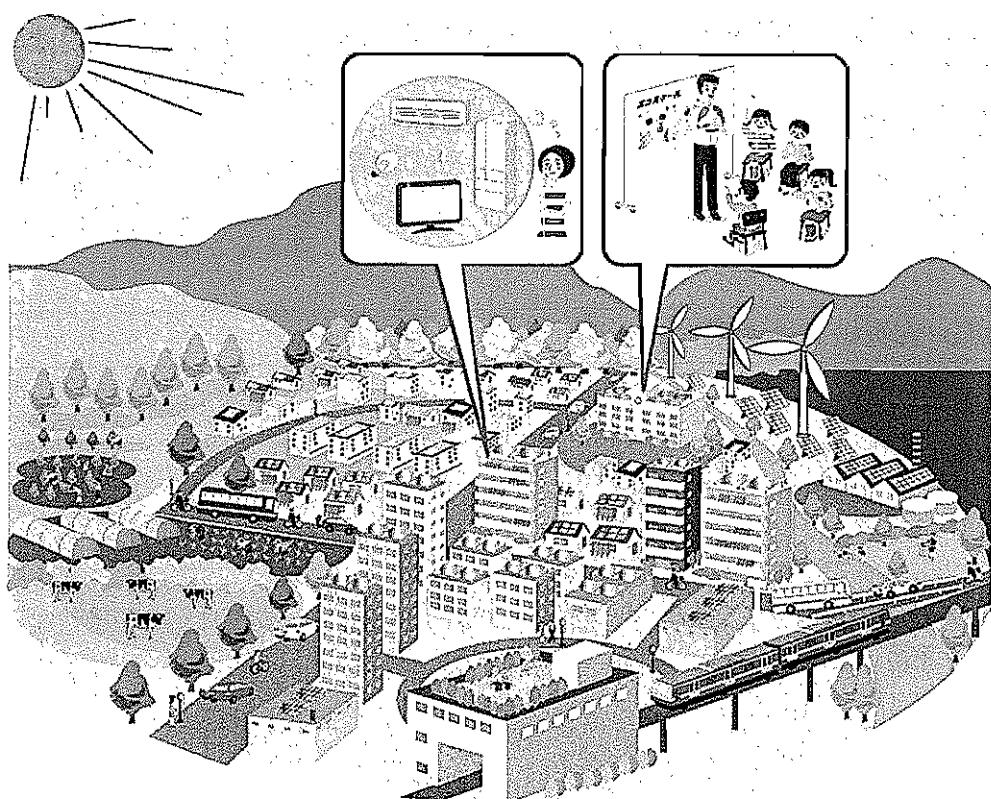
- ✓ 徒歩と自転車で暮らせるまちが形成されている
- ✓ 公共交通機関や自転車が積極的に利用されている
- ✓ 電気自動車などの次世代自動車が普及している
- ✓ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用が進んでいる
- ✓ ビル等の建築物が省エネルギー化している
- ✓ 都市と中山間地域等の交流により、森づくり、海づくりなどが進んでいる

ものづくり 『低炭素なものづくり』

工業製品や農産物などの生産活動が低炭素化されています。使用から廃棄までの全ての過程が低炭素化された製品やサービスが提供され、低炭素に配慮した経済活動が行われています。

～将来の姿～

- ✓ 環境負荷の小さい生産活動が確立している
- ✓ 製品の使用から廃棄までの環境負荷が小さくなっている
- ✓ 中小企業のほとんどで省エネルギーの取組が進んでいる
- ✓ 全ての事業者が環境に関する社会貢献を実践している
- ✓ 環境関連の市場が成立し、環境ビジネスが展開されている
- ✓ 地球温暖化対策に関連する技術が進んでいる
- ✓ 地産地消を担う生産物が提供されている



第5章 削減に向けたロードマップ

県では、国の動向を踏まえ、国の施策が県内で効果的に実施されるよう連携するとともに、三重県の地域特性を生かした独自の施策を実施することにより、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

このロードマップは、この計画で掲げた目標を達成するために実施する対策・施策を明らかにしたもので。このロードマップに基づいて、年度ごとにその達成状況を確認し、必要な見直しを行っていきます。

■取組の基本的視点

この計画では、県民・事業者アンケートにより明らかになった「地球温暖化問題に関する意識が必ずしも行動に結びついていない」という課題や、「協働連携」の視点、化石燃料の使用が温室効果ガスの主な排出源となっている現状を踏まえて、次の3つの視点に基づいて対策・施策を進めます。

視点1：意識から行動へ

温室効果ガスの排出量を実際に削減するためには、県民一人ひとりは日々のくらしで、事業者はそれぞれの事業活動で、地球温暖化問題に関して「意識すること」に加えて「行動すること」が重要です。

県民や事業者の意識が、各々のくらしや事業活動の中で、自然に行動に結びつくような仕組みづくりを行います。

視点2：協働連携の取組

温室効果ガスの排出量削減には、県民一人ひとりや事業者それぞれの取組が必要ですが、地域や社会のつながりの中で連携して取り組むことで、取組の効果はより大きなものとなります。

さらに、温室効果ガスの排出源としての都市域と、森林吸収源となる自然豊かな地域が連携することによって、それぞれの地域を活性化とともに、低炭素な社会を目指します。

視点3：資源の有効活用

温室効果ガスの排出量削減には、温室効果ガスの主な排出源となっている化石燃料をできるだけ使用しないことが大切です。

また、二酸化炭素の排出が少ない太陽光発電、風力発電、バイオマス発電・熱利用などの新エネルギーの導入を促進します。

生活の中で出来る限り資源・エネルギーの無駄遣いをなくし、再利用やリサイクルを推進するなど、環境への負荷を出来る限り低減する仕組みづくりを行います。

■基本的な取組

この基本的な取組は、前述した取組の基本的視点を踏まえ、県として優先的に継続して取り組む施策であり、産業部門や民生部門などの各部門にわたり各主体が連携して取り組んでいくものです。

基本取組1 「事業者による自主取組の促進」

今後、社会・経済活動を進めていくうえで地球温暖化対策は避けられない課題であり、事業所の規模や産業分野の違いを問わず、企業経営において地球温暖化対策を進めていく必要があります。

平成15(2003)年以降、電子部品や半導体産業に関連する事業所の新規立地や生産設備の増強などにより、電子部品デバイス工業の生産指数が急速に伸びており、三重県の製造品出荷額が大幅に増加したこともあり、産業部門の平成20(2008)年度の排出量は、平成2(1990)年度と比べると13.4%増加しています。

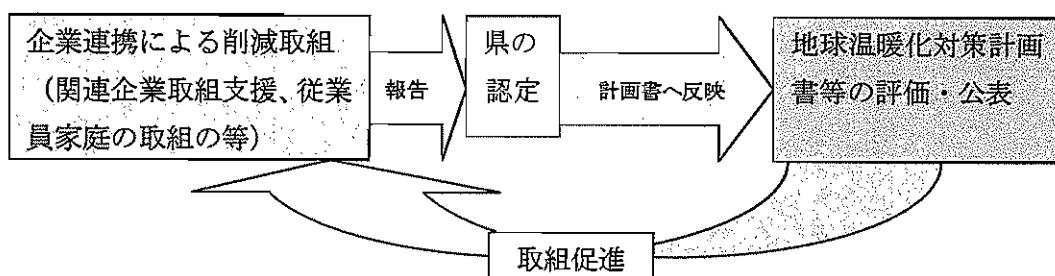
産業部門の排出量が三重県域の二酸化炭素排出量に占める割合は6割と高く、産業部門における排出量削減が重要です。また、産業部門の排出量の8割以上を製造業の大規模事業所が占めています。

県では、エネルギー使用量が一定規模以上の大規模事業所を対象とした地球温暖化対策計画書制度を平成13(2001)年に設け、総排出量の削減目標や具体的な取組内容などを記載した地球温暖化対策の計画の作成及び提出を義務付け、計画書を公表し、大規模事業所の自主的な排出量削減を促進してきました。また、企業はCSRの取組として地域社会で環境活動を進めるなど従業員の環境活動を進めています。

このため、生産活動からの温室効果ガス排出量の削減に加えて、地域での環境活動の取組等も盛り込んだ地球温暖化対策計画書の内容及びその実績を評価・公表する制度の導入を検討し、地球温暖化対策に積極的な事業者の取組が社会的に評価される仕組みとしていきます。

これにより、大規模排出事業所の生産活動などの自主的な地球温暖化対策をより高い水準にするとともに、関連企業への省エネルギー技術の移転などの連携した取組を進め、地域での環境保全活動の取組を促進していきます。

○地球温暖化対策計画書評価・公表制度のイメージ



また、排出割合は小さいものの中小事業所は8万箇所以上あり、製造業の中小規模事業所や農林水産業、鉱業、建設業、オフィスビル、店舗などの排出削減対策も併せて進める必要があります。

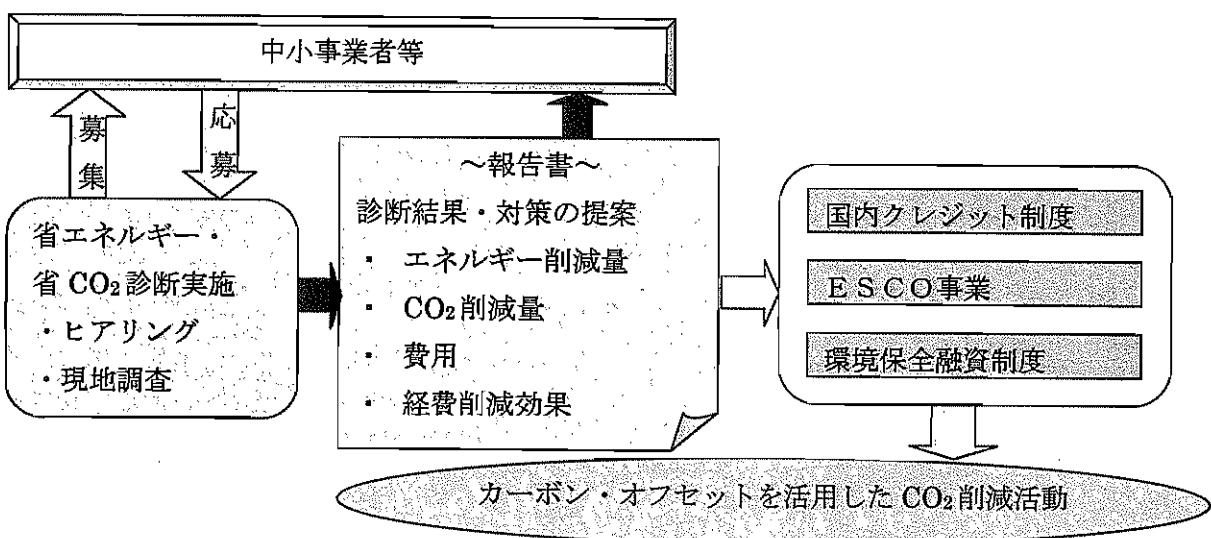
民生業務その他部門の平成20(2008)年度の排出量は、オフィスや店舗などの業務系建築物の延床面積の増加に伴う空調・照明設備やオフィス機器の増加などにより、平成2(1990)年度と比べて75.2%増加しています。

県では、平成19(2007)年度から中小事業所を対象とした無料の省エネルギー診断及び省エネルギー相談を実施しており、県が派遣したエネルギー管理士等の専門家が、事業所に応じた具体的な省エネルギーの対策を提案してきました。また、省エネルギー設備等の導入に必要な資金調達力の弱い中小事業所に対して低金利で円滑に資金が提供されるよう、金融対策を実施してきました。

中小事業所での二酸化炭素排出削減の取組による個々の削減効果は小さいのですが、事業所数としては多数を占め、そこで働く従業員も含めて地球温暖化防止の視点で行動を起こすことで、社会を低炭素に配慮したものとし、地球温暖化防止の実現へとつなげていくことができます。

中小事業所には省エネルギー診断・省CO₂診断を進め、診断内容により国内クレジット制度やESCO事業、環境保全融資制度と連携し、事業者の立場に立った総合的なアドバイスを実施することにより、エネルギー使用量削減を進めるとともに、二酸化炭素の削減量を環境価値として活用し、カーボン・オフセット等の仕組みによって、二酸化炭素削減活動を促進します。

○カーボン・オフセットを活用したCO₂削減活動促進のイメージ



基本取組2 「各主体が連携して取り組む二酸化炭素排出削減県民運動の推進」

地球温暖化問題を解決するには、ライフスタイルを大量消費型から二酸化炭素排出量の少ない低炭素型のものに変えていく必要があります。県民や事業者の地球温暖化問題への高い意識を地球温暖化防止への具体的な行動に結びつけるため、意識から行動への橋渡しとなるきっかけづくりが重要となります。

民生部門の平成20(2008)年度(速報)の排出量を平成2(1990)年度と比べると、家庭部門では25.3%増加し、業務その他部門では75.2%増加しており、高い割合で増加しています。

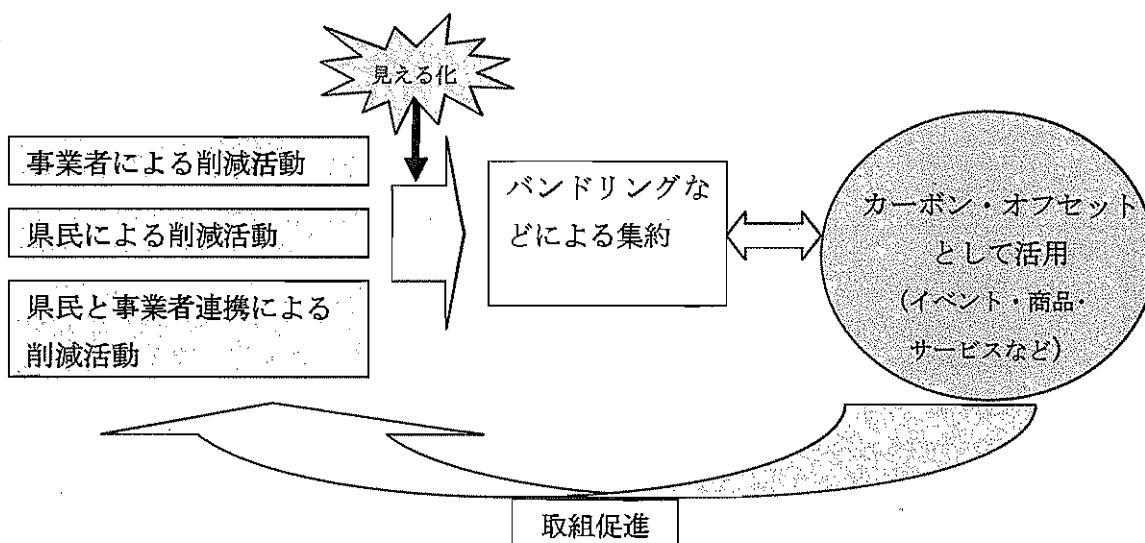
県ではこれまで、平成13(2001)年度から平成20(2008)年度まで家庭での電気使用量等を削減する県民運動として「みえのエコポイント」事業に取り組みました。また、ごみゼロ社会実現に向けて、県民や事業者、市町と連携して、レジ袋有料化・マイバック持参の取組を推進してきました。

県民一人ひとりや事業者それぞれが二酸化炭素排出削減に取り組むことは重要ですが、地域や社会のつながりの中で連携して取り組むことで、取組の効果をより大きくすることができます。

民生部門の二酸化炭素排出量を削減するため、家庭での太陽光発電の導入や、環境にやさしい商品購入等の県民の消費行動による二酸化炭素排出削減取組の効果を「見える化」することで、地球温暖化防止行動のきっかけとします。

また、その削減量を環境価値として活用し、イベント開催時に排出される二酸化炭素を相殺するなどのカーボン・オフセットを図る仕組みを構築することにより、多様な主体が連携して取り組む二酸化炭素排出削減取組を促進し、地球温暖化防止の県民運動として推進します。

○県民・事業者による削減活動とカーボン・オフセットのイメージ



基本取組3 「自動車交通のエネルギー利用効率の向上」

三重県では沿岸部を中心に公共交通機関が発達していますが、自動車は私たちの快適な暮らしに欠かせない重要な交通手段となっています。暮らしの快適さを維持しつつ低炭素社会を実現するには、なくてはならない交通手段である自動車の利用方法を見直し、低炭素に配慮したものとする必要があります。

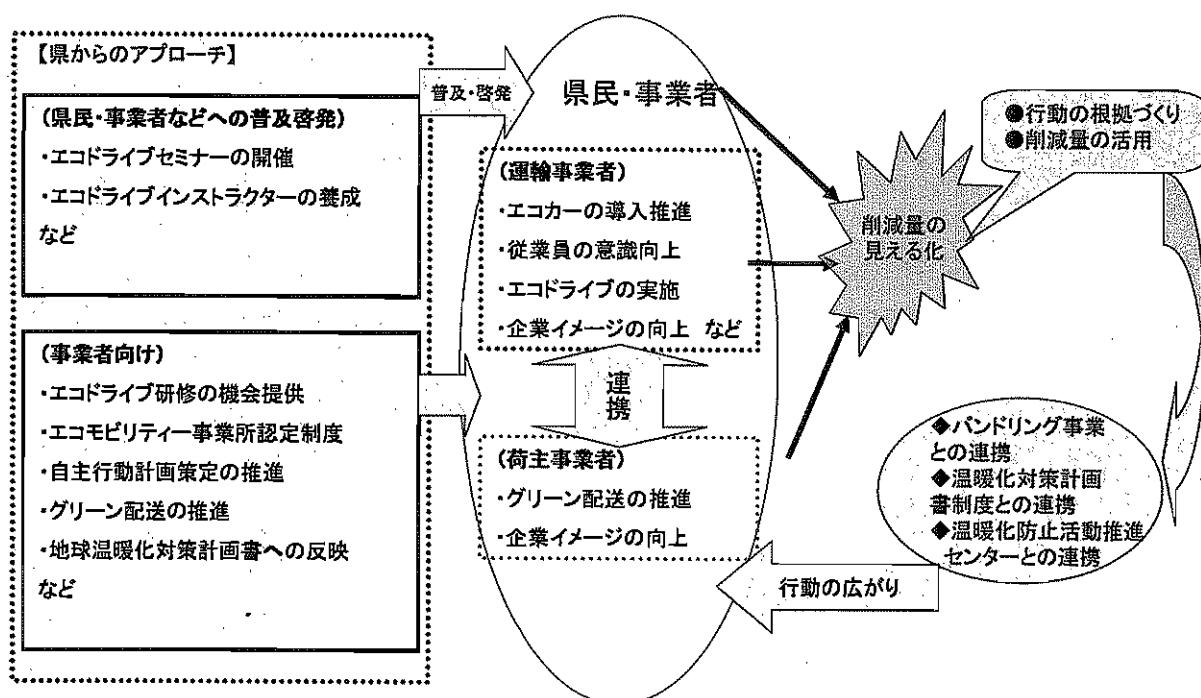
近年の低燃費車の普及による平均燃費の向上によって運輸部門の二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、今後さらに、エネルギー利用効率の高い電気自動車やハイブリッドカー、二酸化炭素排出量が少ない天然ガス車などのエコカーの導入を進めます。

また、燃料消費の少ない運転方法であるエコドライブを実行することで、2割程度の燃費の改善が見込まれます。県民アンケートによると、エコドライブなどの環境にやさしい自動車利用の実行率が低いことから、セミナーや実施研修を通して県民や事業者にエコドライブを広く普及し、二酸化炭素の排出が少ない運転方法を日々の暮らしや事業活動の中で実践するよう促します。

さらに、自動車からの排出量のうちの約4割を貨物自動車が占めているため、特にトラック事業者のエコドライブを重点的に推進するとともに、運輸に関わる事業者の優れた二酸化炭素削減取組をエコモビリティー優良事業所として認定する制度を導入することで、事業者の自主的な二酸化炭素削減活動を促進します。

これらのことにより、自動車交通の総合的なエネルギー利用効率の向上を図り、自動車からの排出が約9割を占めている運輸部門からの二酸化炭素排出削減を進めます。

○自動車交通のエネルギー利用効率向上のイメージ



基本取組4 「新エネルギーなどの再生可能エネルギーの導入」

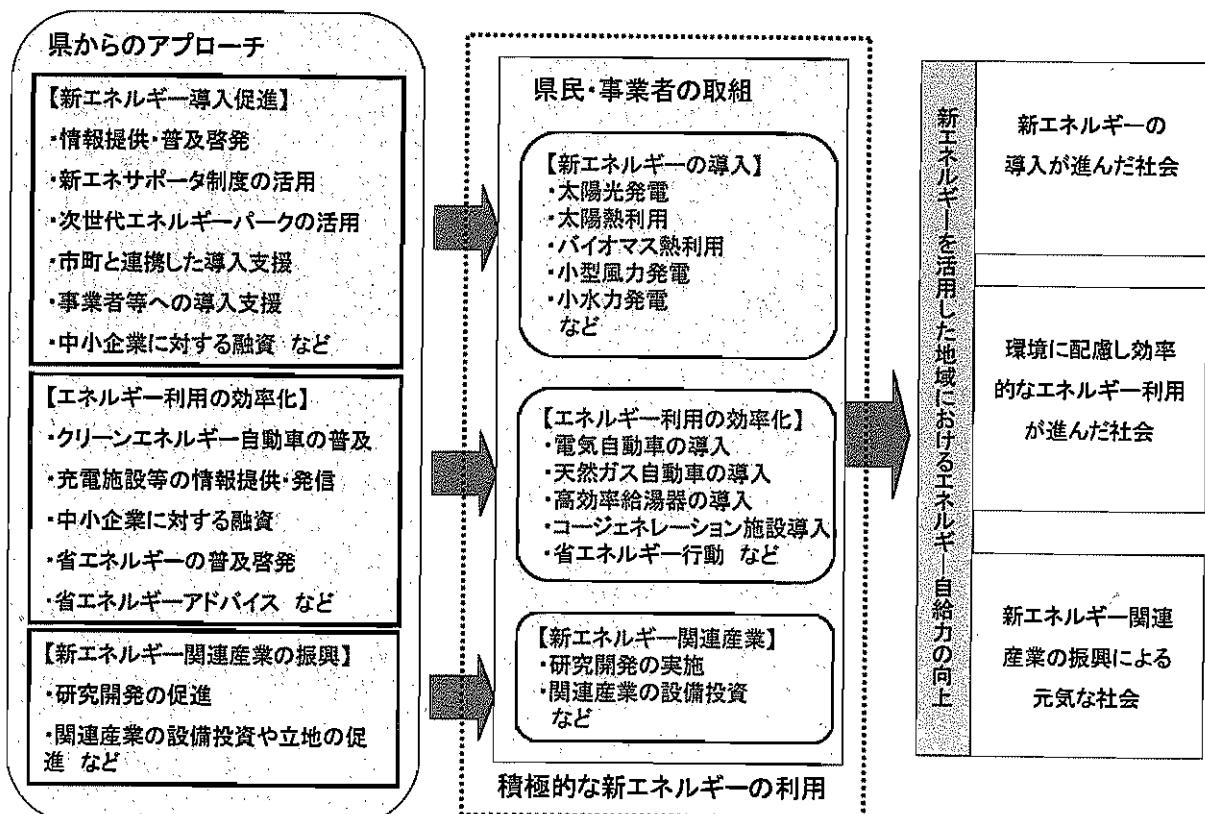
温室効果ガス排出量の約9割が石油や天然ガスなどの化石燃料から得たエネルギーの使用に伴い排出される二酸化炭素です。そのため、温室効果ガス排出量を削減するには、エネルギー使用量をできるだけ少なくするとともに、太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用をすすめることが重要です。

県ではこれまで、三重県新エネルギービジョンを策定して新エネルギーの導入促進を図るなど再生可能エネルギーの導入を進めてきました。

今後さらに再生可能エネルギーを普及し、温室効果ガスの排出削減をすすめるため、地球温暖化防止活動推進センターと市町等と連携して省エネルギーや再生可能エネルギー等の普及啓発を行うとともに、事業者等への補助制度等を活用して太陽光発電設備やバイオマス利用設備等の導入を進めます。

また、クリーンエネルギー自動車の導入を促進するため、電気自動車の充電スタンドの設置状況等に関する情報を発信し普及を進めるとともに、運輸事業者の天然ガス自動車への転換を促します。

○積極的な新エネルギー利用のイメージ



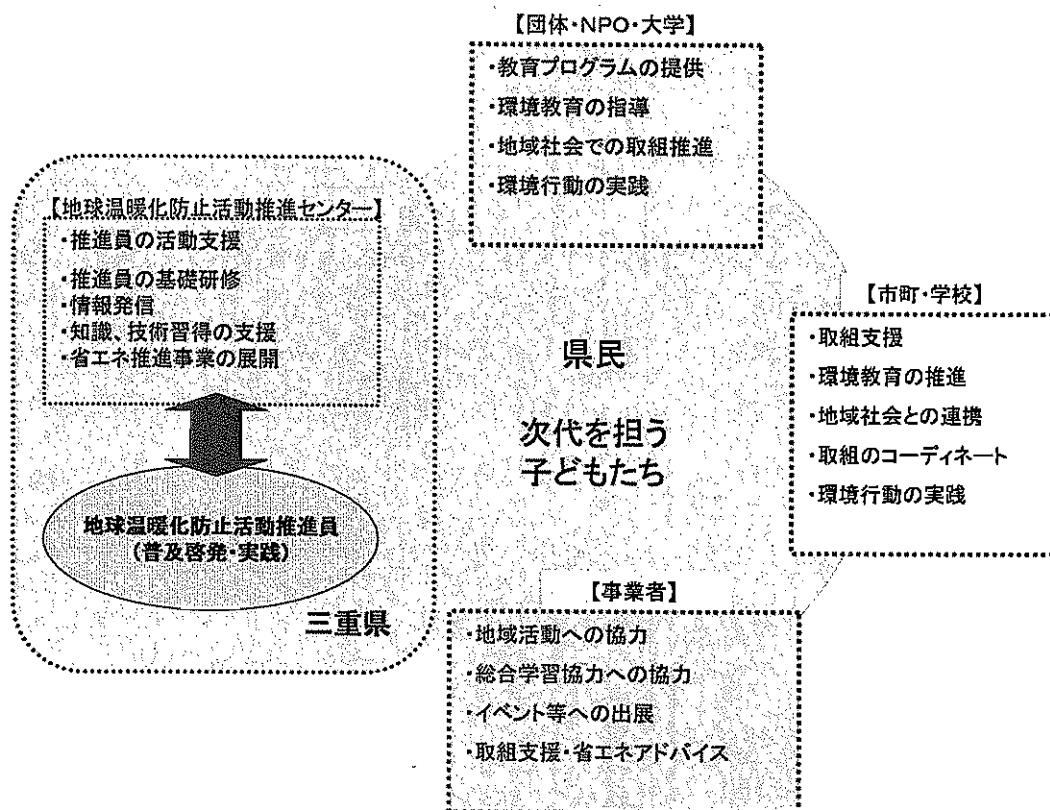
基本取組5 「各主体と連携した人づくりの推進」

今後、将来にわたって温室効果ガスの排出が少ない低炭素な社会や経済を維持していくには、人々の意識を高め、低炭素な社会文化を育てていくことが重要です。

これまで県では、既存の環境教育プログラムを活用して、事業者と学校が連携した地域における環境教育を進めてきましたが、今後は、大学などの教育機関や事業者、NPOなどの多様な主体が環境教育のリーダーとなり、各主体が連携して取り組むさまざまな環境教育プログラムによる環境教育の機会を提供していきます。

次代を担う子どもたちが環境について理解を深め、地域の環境保全やより豊かな環境づくりに向けて主体的に行動していくため、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会などをテーマに、多様な主体が連携して地域に根ざした環境教育プログラムの検討を行い、その環境教育プログラムを小学校等で活用し、環境教育を通した人づくりを進めます。

○各主体と連携した人づくりのイメージ



1 産業部門での取組

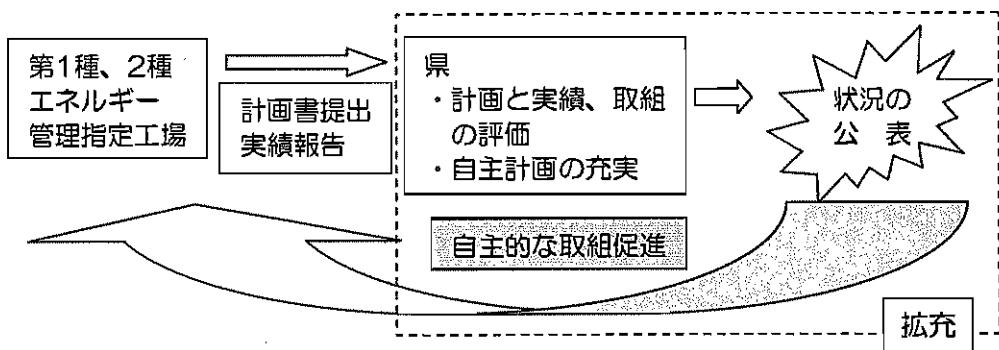
社会や経済が発展していくうえで地球温暖化対策は避けられない課題であるため、事業所の規模や産業分野の違いを問わず、企業経営において地球温暖化対策を大きく進めていく必要があります。また、この機会を捉えて積極的に環境経営に取り組むことで、企業の競争力を高めるチャンスともなります。

各企業の自主的な地球温暖化対策を促進し、製品の生産や使用に伴う二酸化炭素排出量が少ない、低炭素に配慮したものづくりが行われる社会を目指します。

(1) 県の取組

① 地球温暖化対策計画書制度による自主取組の促進

地球温暖化対策計画書制度では、エネルギー使用量が一定規模以上の工場・事業場を対象としており、提出された計画書をホームページなどで公表し、実績報告を求ることで、自主的な取組を促進してきました。計画書及び実績報告書の内容を評価・公表する制度を導入することにより、二酸化炭素排出量がより少ない設備への更新や再生可能エネルギーの導入などの事業者の自主的な削減取組を促進します。



② 省エネルギー診断、M-EMS の普及

中小事業者における二酸化炭素削減取組を進めるため、省エネルギーセンターと連携して省エネルギー診断を進め、省エネルギー取組のアドバイスを行うとともに、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）による二酸化炭素削減効果を明らかにしたうえで、その普及を進めます。

③ 中小事業所の自主取組の促進

中小事業所の自主的な二酸化炭素排出削減を促進するため、セミナー等による情報提供を実施します。また、省エネルギー診断の結果を ESCO 事業等に繋げる仕組みの構築や、環境保全に資する活動を行う中小事業所に対して低金利の融資を実施することにより、投資の伴う設備改修を促進します。

④ カーボン・オフセット等によるCO₂削減活動の促進

事業者の二酸化炭素削減活動による削減量（環境価値）を集め、「見える化」し、その削減量をカーボン・オフセットなどに活用する仕組みを構築することにより、高効率機器への更新や運用改善による省エネルギー対策などの事業者の削減活動を促進します。

⑤ 環境経営の推進

「日本環境経営大賞」によって得られた先進的な取組を、「企業環境ネットワーク・みえ」や「みえ・グリーン購入俱楽部」などの業種の枠を越えた事業者のネットワーク組織を活用して広く紹介し、県内事業者の環境経営の向上を図るとともに、事業者の連携協働取組を促進します。

⑥ 環境表示制度の構築

農水産業の生産現場における二酸化炭素排出抑制など、新たな環境表示制度を検討します。

⑦ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進

廃棄物の焼却や埋立により、温室効果ガスであるメタンや一酸化二窒素等が排出されるため、地球温暖化対策の視点からも、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）や埋立処分量の削減を推進する必要があります。

このため、グリーン購入や三重県認定リサイクル製品の利用を促進し、資源循環ビジネスを育成するなど、三重県の廃棄物の3R及び適正処理を推進するための計画である「三重県廃棄物処理計画」や、一般廃棄物を減量するために、住民や事業者、行政など多様な主体が共有すべき取組の指針である「ごみゼロ社会実現プラン」に基づき、廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の処理に伴って発生する温室効果ガスの排出を抑制します。

主な施策の実施計画

		2011	2012	2013～2015	2016～2020
地球温暖化対策 計画書制度による 自主取組の促進	新たな仕組みの検討と モデル実施	↔			
	新たな仕組みによる自 主取組の促進		↔	→	
M-EMSの普及	M-EMSの普及による 中小事業者のCO ₂ 削減 活動の促進			目標数値 300件(2014)	
				M-EMS認証事業所数	
カーボン・オフ セット等による CO ₂ 削減活動の 促進	仕組みの検討とモデル 実施	→			
	新たな仕組みを活用し た削減活動の促進		↔	→	

(2) 国の取組

中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会において検討中の国のロードマップでは、産業部門の取組として、工場において世界最先端の省エネルギー技術を最大限導入することや、建設業において低燃費型建設機械を普及すること、農林水産業において機器の燃費改善や機器の省エネルギー利用を促進することとしています。

工場における具体的な対策は、鉄鋼、化学、窯業土石及び紙・パルプ等のエネルギーを多量に消費する産業において、更新時に全て世界最先端技術を導入する、高性能工業炉を原油換算で130万kL、高性能ボイラを原油換算で40万kL導入する、産業用燃料に占める天然ガスの割合を15%に引き上げるなどです。

建設業においては、60%を低燃費型建設機械にすることとしています。

農林水産業における具体的な対策には、作物乾燥器具や農機具、林業機械、漁船の燃費改善のほか、省エネルギー型温室の導入、作物乾燥器具や農機具の省エネルギー利用実施率の向上、漁船の省エネルギー航法実施率の向上などを挙げています。

また、平成22(2010)年10月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案に国内排出量取引制度の創設を盛り込み、中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会や産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループにおいて、具体的な制度の仕組みなどについて検討しています。

2 民生業務その他部門での取組

オフィスのOA化によって仕事の効率化が進み、郊外型の大規模小売店舗などの増加などにより、生活は便利で豊かなものになっています。

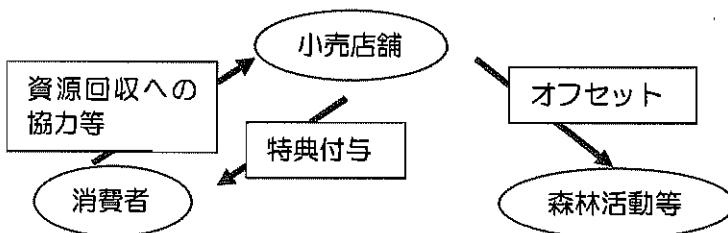
一方で、OA機器や空調・照明などで消費される電力等のエネルギーは大きく増加し、民生業務その他部門の平成20(2008)年度の二酸化炭素排出量（速報）は、平成2(1990)年度に比べて大きく増加しています。

低炭素で豊かな社会を実現するため、事業者は環境に配慮したサービスを提供し、消費者は環境に配慮したサービスを選択するという消費形態が定着している社会としていきます。

(1) 県の取組

① カーボン・オフセット等によるCO₂削減活動の促進

事業者と県民が連携し、県民の消費行動による二酸化炭素削減取組の効果を「見える化」します。また、その削減量を環境価値として活用し、カーボン・オフセットなどの仕組みによって、県民や事業者などが連携した取組を促進します。



② エコオフィスの推進

事業所が身近なところから省エネルギー等に取り組むエコオフィス運動を推進し、適正冷暖房温度の設定や省エネルギー機器の導入等の取組を進めます。

③ フロン類の回収促進

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）に基づき、業務用空調機や業務用冷蔵庫などのフロン類使用製品の適正処理を推進します。

④ 三重県の率先実行（詳細は第6章に掲載）

三重県は、温室効果ガスを排出する事業者として、県の実施する事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に率先して取り組みます。

また、エネルギー使用設備の省エネルギー対策を実行するとともに、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づき、県が調達する物品や公共工事、役務について、グリーン購入に取り組みます。

⑤ 地球温暖化対策計画書制度による自主取組の促進（再掲）

- ⑥ 省エネルギー診断、M-EMS の普及（再掲）
- ⑦ 中小事業所の自主取組の促進（再掲）
- ⑧ 環境経営の推進（再掲）
- ⑨ 環境表示制度の構築（再掲）
- ⑩ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進（再掲）
- ⑪ 環境配慮型店舗の推進

建物の省エネルギー対策を実施している店舗や、低炭素型の商品を積極的に提供している店舗を認定するなど、消費者が環境に配慮した経営を行っている小売店舗を選択できる仕組みを検討します。

主な施策の実施計画

		2011	2012	2013～2015	2016～2020
カーボン・オフセット等によるCO ₂ 削減活動の促進	仕組みの検討とモデル実施	→			
	新たな仕組みを活用した削減活動の促進		←	→	
エコオフィスの推進	オフィスにおける省エネルギー行動の推進		→	→	
環境配慮型店舗の推進	手法の調査研究	←	→		
	店舗の普及と県民へのPR			←	→

(2) 国の取組

中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会において検討中の国のロードマップでは、民生業務その他部門の取組として、最先端の省エネルギー機器を急速に普及することとしています。

具体的な対策としては、建築物の環境基本性能を向上させ、最も厳しい断熱省エネルギー基準を満たす新築の割合を向上する、照明の効率を改善する、エネルギーの計測・制御システム（BEMS等）の導入により運用効率を改善することなどを挙げています。

また、平成22(2010)年10月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案に国内排出量取引制度の創設を盛り込み、中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会や産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループにおいて、具体的な制度の仕組みなどについて検討しています。

3 民生家庭部門での取組

一世帯あたりの二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、世帯数が増加しているため、民生家庭部門の二酸化炭素排出量は増加しています。

また、県民アンケートによると、多くの県民が地球温暖化問題について関心を持っていますが、必ずしも高い関心が地球温暖化防止の取組に繋がっていない様子が見受けられます。

地球環境を意識して環境にやさしくらしを実践し、次代を担う子どもたちに地球の大切さを伝えている社会としていきます。

(1) 県の取組

① カーボン・オフセット等によるCO₂削減活動の促進

家庭における太陽光発電の導入など、県民の二酸化炭素削減活動による削減量（環境価値）を集め、「見える化」し、その削減量をカーボン・オフセットなどに活用する仕組みを構築することにより、県民の削減活動を促進します。

② 家庭での省エネルギーの推進

地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員を活用し、日常生活における具体的な省エネルギー手法などを普及啓発することで、二酸化炭素削減を促進します。

他県等と連携し、省エネルギー型家電製品の普及啓発用ポスターの掲示などにより、家庭における省エネルギー効果の高い電化製品への買い替えを促進します。

③ 地産地消の促進

商品の運搬などに伴って発生する二酸化炭素の排出を低減するため、情報提供や、消費者と県内生産者のコミュニケーションの強化、直売所を核とした農商工の連携による販売促進対策の強化などにより、地産地消を促進し、フードマイレージを削減することで二酸化炭素の排出削減を進めます。

④ 住宅の省エネルギー対策の推進

住宅における省エネルギー対策の情報提供を行うほか、耐久性に優れ、省エネルギー対策の施された住宅を長期優良住宅として認定することにより、住宅の省エネルギー対策を推進します。

⑤ 「ごみゼロ社会」づくりの推進

「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を推進し、ごみの焼却処理や埋立処分により発生する温室効果ガスの排出を抑制します。

⑥ エコライフスタイルの推進

住宅の省エネルギー対策や、製造から消費、再利用に至るまでの環境負荷が低減された低炭素型商品の選択、物を大切にし、大量消費に価値をおかない価値観など、環境に配慮した生活スタイルを普及啓発します。

普及啓発を進めるための仕組みとして、家庭版省エネルギー診断制度や、環境家計簿などを用いた二酸化炭素排出量の「見える化」、地球温暖化対策モニター制度などを検討します。

⑦ 木質バイオマスの導入促進

薪ボイラーや炭の利用、ペレットストーブなど、様々な形で木質バイオマスが家庭で利用されるよう検討し、木質バイオマスの利用を進めます。

⑧ 環境学習・環境教育の推進

三重県環境学習情報センターを拠点に、子どもたちの環境保全活動の参加を促進するとともに、参加体験型環境講座や環境学習指導者養成講座などを実施することで、県民の環境意識の向上と行動促進を図ります。

また、地域において多様な主体が環境教育のリーダーとなり、各主体が連携して環境教育を進めていく必要があるため、大学等の教育機関や事業者、NPOなどと連携して環境教育プログラムを検討し、小学校等で展開していきます。

推進にあたっては、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が進めている持続可能な発展のための教育（ESD）の概念なども踏まえ、歴史や文化の施設や市町とともに、幅広い分野の教育と合わせて、総合的に展開していきます。

主な施策の実施計画

		2011	2012	2013~2015	2016~2020
カーボン・オフセット等によるCO ₂ 削減活動の促進	仕組みの検討とモデル実施				
	新たな仕組みを活用した削減活動の促進				
家庭での省エネルギーの推進	多様な主体による家庭での省エネルギーの普及啓発				
	地球温暖化防止活動推進センターを拠点にした普及啓発			目標数値 5,000人(2014) 講演会等の参加者数	
エコライフスタイルの推進	新たな手法の調査研究とモデル実施				
	新たな手法による普及啓発				
環境学習・環境教育の推進	多様な主体による環境学習の推進				
	環境学習情報センターを拠点にした環境学習の推進			目標数値 27,000人(2014) 環境教育参加者数	
環境教育プログラムの推進	仕組みの調査研究とモデル実施				
	新たな仕組みによる普及啓発				
ごみゼロ社会づくりの推進	「ごみゼロ社会実現プラン」に基づくごみゼロ社会の推進			目標数値 19% (2014) 家庭系ごみの排出量削減率(2002年度比)	

(2) 国の取組

中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会において検討中の国のロードマップでは、民生家庭部門の取組として、最先端省エネルギー機器を急速に普及することや、住宅の断熱性等の環境基本性能を向上させることとしています。

具体的な対策として、ヒートポンプや潜熱回収型給湯器の普及や、最高水準の省エネルギー家庭用電気機器（冷蔵庫、エアコン等）の普及、照明の効率改善、エネルギーの計測・制御システム（HEMS、スマートメーター、省エネナビ等）の導入、厳しい断熱基準を満たす新築住宅の急増、太陽光発電パネルの急速な普及拡大を挙げています。

また、平成22(2010)年10月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案において、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設を掲げています。

4 運輸部門での取組

運輸部門の二酸化炭素排出量は、低燃費車の普及などによる燃費の向上により、減少傾向にあります。一方、県民アンケートによると、環境にやさしい自動車利用等の実行率は1割程度に留まっています。また、自動車からの二酸化炭素排出量の約4割を貨物車が占めており、物流面での地球温暖化対策も重要なものとなっています。

このことから三重県では、引き続き環境にやさしい運転方法であるエコドライブを推進していくとともに、モーダルシフトの促進など、物流面での地球温暖化対策を促進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

(1) 県の取組

① エコモビリティー優良事業所認定制度の構築

エコカー導入、公共交通機関利用促進、燃費管理、共同配送の実施など、自動車からの二酸化炭素排出削減に積極的に取り組む運輸に関わる事業所を「エコモビリティー優良事業所」として認定し、運輸部門における削減活動を促進します。

② エコドライブの普及促進

事業所などを対象にエコドライブ・インストラクターを養成し、エコドライブの実践を広く普及します。

③ エコカーの導入推進

トラック事業者などを中心に、天然ガス自動車などの導入に対する支援を行うことで、エコカーの導入を推進します。

④ 公共交通の利便性の向上

中小鉄道事業者が行う鉄道施設整備を支援するとともに、鉄道の利便性向上に向けて、沿線自治体と連携して鉄道事業者等への働きかけを行います。また、地域の生活交通を担うバス等について、事業者や市町が運行するバスの支援に加え、NPO等が運営するバス等に対して支援し、円滑な移動手段の確保を図ります。

⑤ 交通渋滞の緩和

バイパス整備や、交差点改良などにより交通渋滞を緩和し、自動車からの温室効果ガス排出量を抑制します。

電球式信号機をLED式に更新し、二酸化炭素排出量削減に寄与するとともに、信号機の集中制御や高度化改良により、交通の円滑化を図ります。

⑥ 四日市港を軸とした物流の高度化

四日市港において、円滑な物流ルートを確保する臨港道路の整備などにより、物流の高度化、効率化を実現し、トラック輸送から船舶輸送へのモーダルシフトを図ります。

⑦ エコ通勤の促進

自動車による通勤から、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用や自転車による通勤への転換を促進するため、一定数以上自動車通勤者がいる事業所への働きかけや、鉄道及びバス事業者、市町との連携によるエコ通勤の普及啓発を行います。

⑧ 便利で暮らしやすいまちづくりの推進

行政機関や商業施設など、様々な機能が集約し、徒歩と自転車で暮らせる都市域と、ゆとりある居住空間と豊かな自然環境を保持した中山間地域が公共交通機関で結ばれるなど、地域の特性を活かした環境負荷の小さいまちづくりを推進します。

都市域と中山間地域を結ぶ手段として、コミュニティバス等の充実や、パークアンドライドのための駐車場の整備など、市町と連携して広域的な視点から検討します。

また、電気自動車などの普及に向けた充電施設整備など、将来、スマートに次世代自動車が導入されるための基盤が整うよう、関係する事業者等と連携して検討していきます。

主な施策の実施計画

		2011	2012	2013~2015	2016~2020
エコモビリティ 一優良事業所認定制度の構築	制度の検討とモデル実施				
	制度を活用した削減活動の促進				
公共交通の利用促進	各種支援等による公共交通の利便性の向上			目標数値 123%(予定)(2014)	
				県内の公共交通機関の利用率	
エコ通勤の促進	エコ通勤の普及啓発				
	方策の調査研究				
	モデル地域の選定と実証実験				
便利で暮らしやすいまちづくりの推進	まちづくりの実践				

(2) 国の取組

中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会において検討中の国のロードマップでは、運輸部門の取組として、高効率自動車を急速に普及することや、鉄道・船舶・航空の効率を改善することとしています。

具体的な対策として、自動車の燃費の継続的な改善や、次世代自動車の加速的普及、バイオ燃料の導入、交通流対策、鉄道・船舶・航空のエネルギー消費効率の改善などを挙げています。

5 新エネルギー導入・イノベーション推進

エネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素は温室効果ガス排出量の約9割を占めており、地球温暖化対策において、石油や石炭などの化石エネルギーから、太陽光や太陽熱、風力などの再生可能エネルギーへの転換は重要な取組となります。

「三重県新エネルギービジョン」を基本として、関係各所と連携して県内における新エネルギーの導入を促進していきます。

また、県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や、省エネルギー、生産工程の効率化等を促進することで、経済成長と環境保全を両立させる「グリーン・イノベーション」を推進します。

(1) 県の取組

① 新エネルギーの普及促進

エネルギーの安定供給と地球温暖化等の環境問題に貢献する新エネルギーに関するイベントや研修会等の普及啓発活動の実施により、県民、事業者、市町の新エネルギーに対する理解を一層深めていくとともに、市町や事業者等が実施する小規模な新エネルギー設備の導入に対して支援を行うことにより、新エネルギーの導入促進を図ります。

② 公共施設への新エネルギー導入

新県立博物館や県立学校などの公共施設に太陽光や風力発電等の新エネルギーを導入し、適切な維持管理と効率的な運用により環境負荷の低減に努めます。

③ 廃棄物の焼却にかかる廃熱エネルギーの活用促進

廃棄物の焼却により発生する焼却熱をエネルギーとして回収している廃棄物処理施設を認定する、熱回収施設設置者認定制度の円滑な施行運用を図り、廃熱エネルギーの活用を促進します。

可燃ごみから作られた RDF(ごみ固形燃料) を燃料とした発電を行い、ごみの持つ未利用エネルギーを有効利用します。

④ グリーン・イノベーションの推進

県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や新事業展開等を促進することにより、県内産業の成長と低炭素社会構築への貢献の両立を図ります。

また、省エネルギーや生産工程の効率化等を促進することにより、環境・エネルギー制約の克服による県内事業者の競争力強化と低炭素社会構築への貢献の両立を図ります。

⑤ 二酸化炭素排出量の少ないまちづくりの推進

地域が協働して太陽光発電などを導入し、活用するなど、再生可能エネルギーが効率的に利用される仕組みを市町と連携して検討します。

また、大規模小売店舗の建設や土地の区画整理、宅地の造成など、一定規模以上の開発を行う際に、開発地域において地域冷暖房などエネルギーの面的利用が図られる仕組みを市町と連携して検討します。

⑥ 木質バイオマスの導入促進

木材チップや木質ペレットなどの木質バイオマスが、工場や建物の熱源など様々な形で利用されるよう調査研究し、木質バイオマスの導入を促進します。

主な施策の実施計画

		2011	2012	2013~2015	2016~2020
新エネルギーの普及促進	研修会や導入支援等による普及促進				
二酸化炭素排出量の少ないまちづくりの推進	方策の調査研究			↔	
	モデル地域の選定と実証実験			↔	
	まちづくりの実践				←

(2) 国の取組

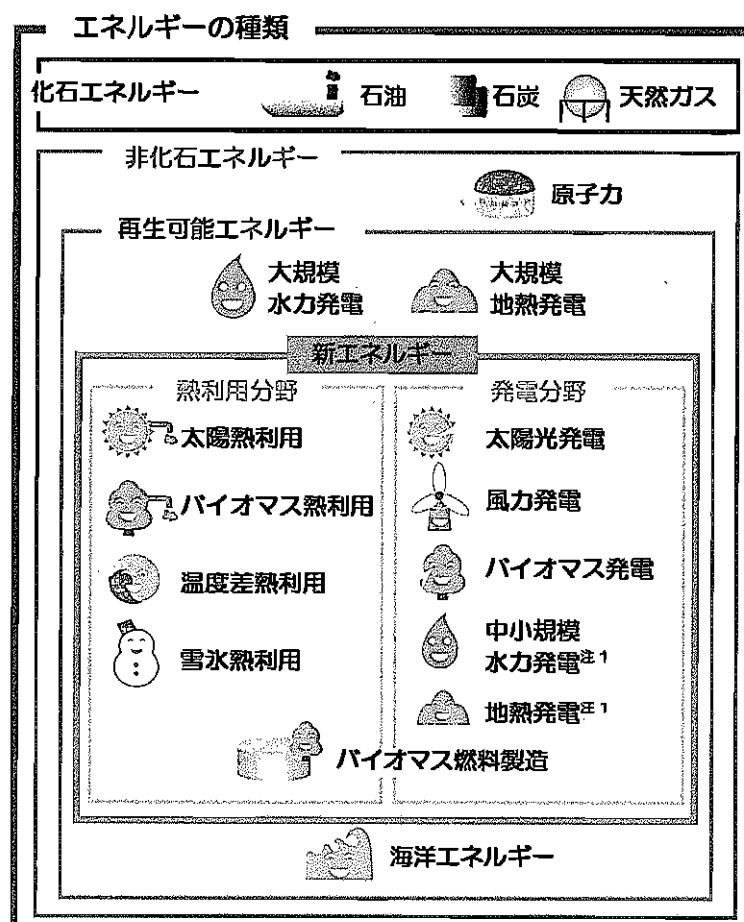
中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会において検討中の国のロードマップでは、低炭素電源を実現することとしています。

具体的な対策として、住宅への太陽光発電の急速な導入拡大や、工場や公共施設等の大型建築物への太陽光発電の導入、風力、地熱、中小水力発電の導入などを挙げています。

(参考) エネルギーの種類

生活や事業活動に利用されるエネルギーには、様々な種類があります。一般に、石油や、石炭、天然ガスなどの、化石に由来するエネルギーを化石エネルギーといいます。一方、原子力や水力、太陽熱、太陽光など、化石に由来しないエネルギーを非化石エネルギーといい、自然の力を利用するなど、永続的に利用できるエネルギーを再生可能エネルギーといいます。

また、新エネルギーについては、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」(平成9年4月)により、「石油代替エネルギーのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入のために特に必要なもの」と定義されています。



(注 1) 新エネルギーに属する地熱発電はバイナリ方式のもの、水力発電は未利用水力を利用する 1,000 kW 以下の中のものに限る。

6 森林整備等による CO₂ 吸収効果発揮

森林は、木材の供給や水源かん養、土砂の流出防備など、多面的で公益的な機能の発揮を通じて私たちの生活に恩恵をもたらしています。また、樹木がその生長を通じて二酸化炭素を吸収し、固定していることから、近年では、地球温暖化対策においても重要な役割を期待されています。

三重県では、江戸時代から活発な林業が展開されており、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を通して森林を守り育ててきました。しかし、利便性の追求やライフスタイルの変化などに伴い、木材に変わって鉄やアルミニウムなどの材料が普及するにつれ、木材の需要は減少し、「緑の循環」を通じた森林の保全が成り立たなくなっています。

このため、森林の持つ多面的機能の発揮を目指すとともに、地球温暖化の防止に資するため、三重県では、多様な主体による森林づくりを進めるとともに、林業・木材産業の活性化を促進し、「緑の循環」を通じた森林の適正管理を目指します。

(1) 県の取組

① 緑の循環を通じた森林整備の促進

低コスト安定供給体制を構築するため、施業の集約化、林道・作業道の整備や高性能林業機械の導入を促進するとともに、流通面での合理化の仕組みづくりに取り組みます。

また、県産材の需要を拡大するため、品質や規格の明確な「三重の木」認証材の普及拡大に取り組むとともに、県内だけでなく大消費地の住宅への需要開拓や、公共建築物等における県産材利用を進めます。

そのほか、県産材を使用した住宅の建築や、店舗・事業所の内外装や備品の整備、木材製品の購入による CO₂ 固定量を認証する三重県木材 CO₂ 固定量認証制度により、県産材の利用拡大を進めます。

これらの取組などにより、緑の循環を通じた森林整備を促進します。

② 森林整備の推進

環境林や生産林など、森林の区分に応じた多様な森林整備や森林管理を推進します。

環境林においては、災害に強い森林づくりや針広混交林への誘導など、多様な森林づくりを進めます。

生産林においては、施業の集約化や路網整備に取り組む森林所有者等を支援するほか、県行造林地の森林資源の適正な育成と公益的機能の維持増進を図るための森林管理を行います。

また、森林の保全に必要な治山施設等の整備を進めます。

③ 森林づくりへの県民参画の推進

「企業の森」として森林整備を進めるため、技術指導や、フィールド紹介・ネットワーク化といった情報提供等を行うとともに、森林ボランティアを育成することにより、県民や事業者の自主的な森林整備活動を活発化させ、多様な主体による森林づくりを促進します。

三重県森林 CO₂ 吸収量評価認証制度により、県民や NPO、事業者など

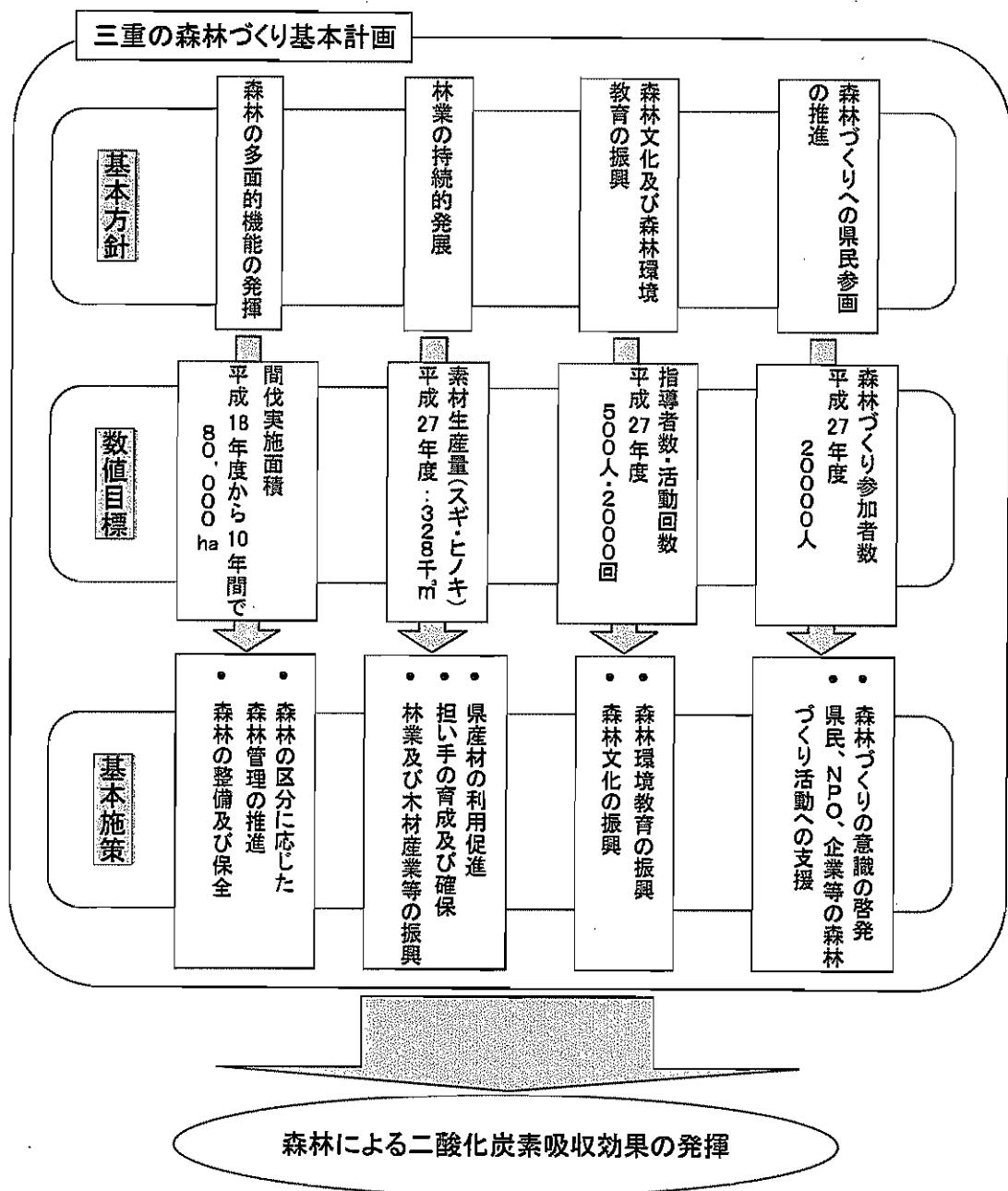
が行う森林保全活動の環境への貢献度を数値化し、多様な主体による森林づくりを促進します。

④ 緑地の保全と緑化の推進

三重県自然環境保全条例に基づき、森林や農地、湖沼などの自然地において一定規模以上の開発を行う者に届出を求め、必要に応じて助言等を行うなど、開発行為による自然環境への負荷低減を図ります。

「三重県広域緑地計画」を策定することで三重県における緑の将来像やその実現に向けた方針を明らかにし、都市地域における緑地の保全及び緑化の推進を図ります。この三重県広域緑地計画は、都市緑地法に基づいて市町が策定する「緑の基本計画」の指針となります。

宝くじ協会からの助成金を活用した公共施設の緑化など、多くの県民が森林や緑の大切さを理解し、自発的に緑化活動に参画できる社会づくりを目指します。



主な施策の実施計画

		2011	2012	2013~2015	2016~2020
緑の循環を通じた森林整備の促進	県産材の利用促進等による森林整備の促進			目標数値 354千m ³ (2014)	
				県産材素材(スギ・ヒノキ丸太)生産量	
森林整備の推進	森林の区分に応じた多様な森林整備等による森林整備の推進			目標数値 80,000ha(2015)	
				間伐実施面積(2006年度からの累計)	
緑化の推進	多様な主体による森林づくり、緑化等の推進			目標数値 20,000人(2015)	
				森林づくり参加者数	

(2) 国の取組

国は、平成22(2010)年10月に閣議決定された地球温暖化対策基本法案に森林の整備や緑化の推進等、温室効果ガスの吸収作用の保全と強化を盛り込んでいます。

第6章 三重県の率先実行

1 基本的事項

県は製品、サービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など経済活動の主体としての性格を持っており、地域に占める割合も大きなものがあります。

このため、県の実施する事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等の措置により、率先して地球温暖化対策を実行します。

① 目的

自らが行う事務事業活動が直接もしくは、間接的に環境に及ぼす影響を継続的に改善するとともに、オフィス活動においては、省資源、省エネルギー化を図り、グリーン購入やごみの資源化、廃棄物の減量化を図り、環境負荷の低減に努め、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

② 基準年度

平成17(2005)年度を基準年度とします。

③ 期間

期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間とし、この間の社会情勢の変化、技術進歩、点検の結果等を踏まえて、所用の見直しを行います。

④ 対象ガス

- | | | |
|----------------|------|--------------|
| ・二酸化炭素 | ・メタン | ・一酸化二窒素 |
| ・ハイドロフルオロカーボン類 | | ・パーフルオロカーボン類 |
| ・六ふつ化硫黄 | | |

⑤ 範囲

県の次の組織が行う事務・事業全般とします。ただし、公共事業など民間に委託して行う事業、県有施設の管理の全てを民間や市町に委託している事業および指定管理者制度を導入している施設は含みません。

- ・知事部局 　・企業庁 　・病院事業庁 　・議会事務局
- ・監査委員事務局 　・人事委員会事務局 　・地方労働委員会事務局
- ・教育委員会 　・選挙管理委員会事務局 　・海区漁業調整委員会事務局
- ・内水面漁業管理委員会事務局 　・警察

2 目標

事務・事業の実施により排出される温室効果ガスを削減するため、次の項目について、温室効果ガス総排出量を基準(2005)年度比で計画期間中に20%削減することを目指します。

単位:t-CO₂

項目	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	計画期間中の削減量
電気	59,266	47,412	11,854
公用車燃料	5,906	4,724	1,182
冷暖房燃料	10,791	8,632	2,159
その他*	5,210	3,225	1,985
計	81,173	63,993	17,180

* その他 ⇒ 発電機、船舶、麻酔剤（笑気ガス）、水田、家畜等から排出される温室効果ガス

3 主な削減取組

削減目標を達成するべく、以下に掲げる基本方針に基づき、温室効果ガス排出削減の対策を進めていきます。

- エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づいて、効率的かつ効果的な施設の運転管理を行います。また、すべての職員が省エネルギー・省資源行動を実践します。
- 省エネ法の中長期計画に基づき、省エネルギー性能を重視した高効率機器等を積極的に導入していきます。
- 再生可能エネルギーを県有施設に率先して導入します。
- 公用車のエコドライブを実践するとともに、ハイブリット車や電気自動車の導入を進めます。
- 職員が率先して職場や家庭、地域において環境配慮行動に取り組みます。

次の取組を実行することにより、二酸化炭素の排出を削減します。

一 LED 照明設備による削減一

県庁舎、桑名庁舎、四日市庁舎、松阪庁舎のホールおよび玄関の蛍光灯などの照明設備を LED 化します。

この改修により、年間 5.2t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

一 燃料転換による削減一

鈴鹿庁舎の吸収式冷温水発生機を更新し、使用燃料を A 重油から都市ガスに転換します。

この改修により、年間 23.8t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

一省エネタイプ機器への更新による削減一

伊賀庁舎の吸収式冷温水発生機（200RT）を省エネタイプ（二重効用型 38% 省エネタイプ）に更新します。

この改修により、年間 24.1t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

一省エネタイプ機器への更新による削減一

吉田山会館のヒートポンプ式パッケージエアコン（総空調負荷 200kW）を省エネタイプ（インバータ）に更新します。

この改修により、年間 6.7t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

一高効率機器への更新による削減一

熊野庁舎の変圧器をトップランナーチ変圧器に更新します。

この改修により、年間 4.6t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

一小水力発電設備の設置による削減一

企業庁播磨浄水場に小水力発電設備を設置します。

この設置により、年間 180t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

一高等学校等での削減一

計画的に高等学校等の教室の照明設備を初期照度補正制御装置付きに更新するとともに、昼光利用システムも設置していきます。

この設備更新により、約 30%の省エネ効果が見込めます。

毎年 1箇所、高等学校等に太陽光発電設備（10kWh 程度）を取り付けます。

この設置により、年間 4.2t-CO₂ の二酸化炭素が削減できます。

一県立病院での削減一

病院には、365 日 24 時間点灯している照明設備が多数あるため、避難誘導灯や常夜灯を計画的に LED 化していきます。

この改修により、年間で 11.5t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

一退庁時等のパソコン電源 OFF による削減一

職員が昼休みの電源オフや退庁時にパソコンの電源をコンセントから抜くことで、待機電力を節減します。

この取組により、県庁では年間 5.8t-CO₂ の二酸化炭素を削減できます。

一省エネデーの徹底による削減－

毎週水曜日、金曜日の「ノーワークデー」を「省エネデー」として位置付け、早期退庁と省エネルギーの実践を徹底します。

1回の取組で0.3t-CO₂の二酸化炭素を削減できます。

－エコドライブやハイブリットカー導入による削減－

公用車運転時のエコドライブを徹底します。また、公用車を全てハイブリットカー、電気自動車などのエコカーにしています。

この取組により、燃費を10%以上向上できます。

－職員の率先実行による環境配慮活動－

- 庁舎内の売店等で環境配慮商品の取扱を増やします。
- 「ノーマイカー・デー」を徹底し、エコ通勤を実践します。
- 職員の環境配慮行動によるCO₂削減効果を環境価値として見える化し、カーボン・オフセット等に活用します。
- 県が実施するイベント等は、県内の多様な主体が取組んだCO₂削減価値を活用したカーボン・オフセットイベントとして実施します。

4 推進と点検評価

① 推進体制

本取組を効果的かつ継続的に実施するため、「三重県地球温暖化対策・環境保全推進委員会」を活用して取組の推進をはかります。

② 取組の点検・評価

「三重県庁地球温暖化対策推進要綱」により進行管理します。

③ 実施状況の公表

取組の進捗状況について、「三重県環境白書」やホームページ等を活用して公表します。

第7章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

(1) 推進体制

この計画に基づき、地球温暖化防止に向けた対策を総合的かつ計画的に推進していくために、県民・事業者・大学等で構成する「三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会（仮称）」を設置し、各主体と連携して計画の推進を図るとともに、庁内推進組織である三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会を通じて、各部局における地球温暖化対策の総合調整を図り、地球温暖化対策に関する事業・施策の実施状況を把握し、地球温暖化対策に関する情報交換を行い、全庁的な計画の推進を図ります。

(2) 各主体の役割と連携

地球温暖化防止に向けた取組を推進していくには、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、各主体が協働・連携して取り組んでいく必要があります。

■県の役割

県は、地球温暖化対策防止に関する取組を総合的に推進するため、県民・事業者等が主体的に取り組めるよう計画を整備するとともに、地球温暖化防止の普及・啓発を行い、市町が行う地球温暖化対策に協力して市町とともに温室効果ガスの排出削減に取り組むなど、多様な主体と連携し地球温暖化対策を推進します。また、県の事務事業における地球温暖化対策の率先実行を行います。

■市町の役割

市町は、住民に身近な自治体として、地域の自然的・社会的条件を生かして、地域に適したきめ細かい地球温暖化対策を行うことができます。特に民生家庭部門における地球温暖化対策を推進するためには、市町の役割が極めて重要となります。市町には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画の策定が必要であり、事務事業に関して地球温暖化対策に率先実行して取り組むとともに、地域に根ざした対策を推進することが求められます。

■県民の役割

県民一人ひとりが生活を見直し、エネルギー消費の少ないライフスタイルに転換し、家庭での省エネルギーや廃棄物の減量化・リサイクル、再生可能エネルギーの導入に取り組み、また、環境保全活動に積極的に参加することが求められます。

■事業者の役割

事業活動における環境保全活動を推進し省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に取り組み、従業員への環境教育を推進するとともに、事業活動自体を低炭素に配慮したものに転換することが求められます。

■三重県地球温暖化防止活動推進センター等の役割

三重県地球温暖化防止活動推進センターは、三重県地球温暖化防止活動推進員をはじめ事業者や行政など多様な立場の方々と連携し、県民に対して地球温暖化防止行動を促す事業を展開して、エコライフスタイルの定着を図っていくことが求められます。

三重県地球温暖化防止活動推進員は、三重県地球温暖化防止活動推進センターや行政と連携し、地域において県民に情報提供・普及啓発を行い、地域における地球温暖化防止活動を推進することが期待されます。

■団体・NPO・大学等の役割

NPOや各種団体は、自主的な取組を進めており、豊富な実践経験があるため、環境保全活動を組織的に行うことのもとより、多様な主体と連携して活動を展開していくことなどが求められます。

また、大学等の教育機関は、その専門性を生かし、地域の社会的条件や自然的条件を踏まえて将来に向けた新たな取組を提案することが求められるとともに、環境教育の核としての役割も期待されます。

2 進行管理

この計画を着実に推進し、実効あるものとするため、「三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会（仮称）」等を活用して、PDCAサイクルを取り入れた計画の進行管理を行います。

具体的には、定期的に温室効果ガスの排出状況を把握し、計画の進捗状況等を評価し、必要な対策の追加・拡充または見直しを行い、継続的改善を図ります。

(1) 進行管理

■温室効果ガス排出状況の把握

定期的に必要な統計資料等のデータを収集し、県域の温室効果ガス排出量を算定します。この計画で掲げた温室効果ガス排出量の目標（全体・ガス別・部門別・主体別等）の進捗状況を確認し、点検・評価につなげます。

■施策の進捗状況の把握

計画の進捗状況を把握するため、計画に盛り込まれた対策を具体化した事業の進捗等を毎年把握します。

■評価及び課題の抽出

計画の進捗状況及び温室効果ガスの排出状況について、第3者機関によ

る評価を行うとともに課題を抽出し、新たな施策の検討につなげます。

■新たな施策の検討

必要に応じて新しい対策について追加・拡充を検討します。

■情報の公表

定期的に把握した県域の温室効果ガス排出状況や施策の進捗状況については、三重県環境白書やホームページ「三重の環境と森林」やホームページ等で定期的に公表します。

(2) 計画の見直し

この計画は、今後の温室効果ガス排出状況の推移、地球温暖化対策に関する国内外の動向、各種対策の実施状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画期間中に見直しを行います。

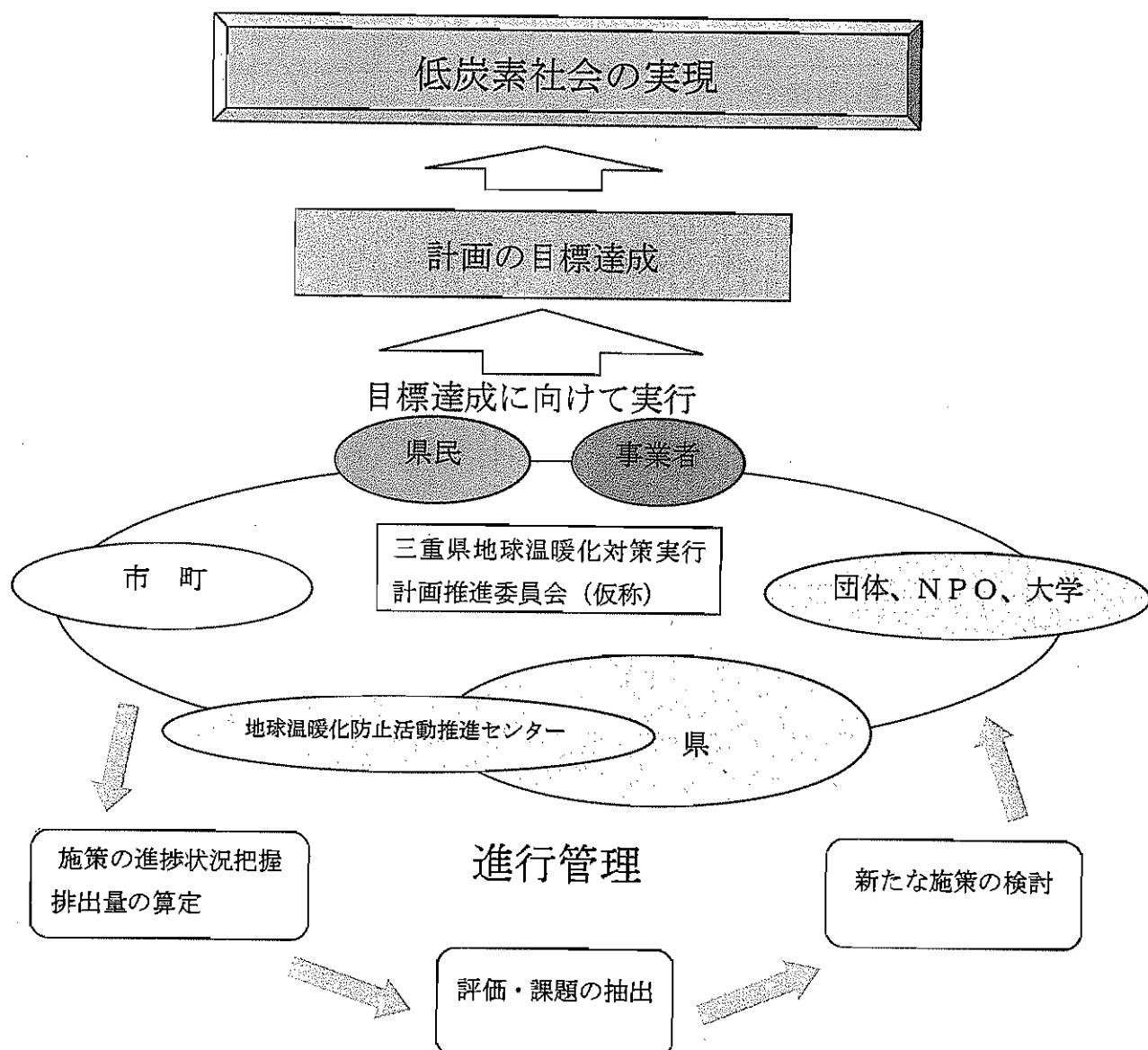


図 連携・協働による取組の推進と進行管理

		計画 策定年	1年目	2年目	3年目	...	目標年 2020年度	
計画 (Plan)	実行計画の策定					...		
実施 (Do)	施策の実施					...		
評価 (Check)	対策効果把握	温室効果ガス排出量	速報	確報	速報	確報	速報	確報
		施策の取組状況	中間	中間	中間	中間	中間	
見直し (Action)	施策の見直し							
三重県地球温暖化対策実行計画推進委員会(仮称)			●	●	●	●	●	

図 施策の進行管理の計画(予定)

1 用語解説

■ ア行

アイドリングストップ	信号待ち、荷物の積み下ろし、短時間の買物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。
E10 対応車	ガソリンにエタノールを10%まで混合した混合燃料をエネルギー源として使用できる自動車。植物起源のエタノール（バイオエタノール）を用いることで、化石燃料を代替し、バイオ燃料の実用化と普及を進め、CO ₂ 排出の低減を目指す。
エコカー	走行距離あたりの燃料消費量が少なく、窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素の排出量が少ない自動車のこと。
エコドライブ	急発進や急加速を避け、アイドリングストップを行うなど、環境に配慮した運転方法のこと。燃費が改善され、二酸化炭素排出量を約1割～2割削減できる。
エネルギー管理士	経済産業省認定の国家資格で、工場などで使用される熱や電気の管理に関する専門知識を有する者のこと。 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき指定される第1種エネルギー管理指定工場には設置が義務付かれている。
エネルギー管理指定工場	エネルギーの使用の合理化に関する法律で規定され、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場・事業場のこと。年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kJ以上の工場・事業場が指定される。

■ カ行

間伐	植林後、ある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採のこと。
カーボン・オフセット	日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素を、他者等の二酸化炭素削減・吸収活動の価値を購入等することにより相殺すること。二酸化炭素削減・吸収活動には、植林や新エネルギーの利用、省エネルギーによる削減効果などがある。
環境林	原則として生産を目的とせず、水源かん養機能や山地災害の防止機能など、森林の持つ公益的機能の高度発揮を目指す森林。
企業環境ネットワーク・みえ	三重県内の環境マネジメントシステム認証取得事業所や環境問題に積極的に取り組んでいる事業所が相互の情報交換を重ねながら、企業間での連携や行政との協働・連携により、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指して設立された組織。
気候変動枠組条約締約国会議(COP)	気候変動枠組条約締約国が定期的に集まり、温室効果ガス排出防止策などを協議する会議。
気候変動に関する国際連合枠組条約 (気候変動枠組条約)	大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。（平成4年6月採択、平成6年3月21日発効）
気候変動に関する政府間パネル(IPCC) [Intergovernmental Panel on Climate Change]	1988年に発足し、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイスとカウンセリングを行うことを目的とした政府間機構。
京都議定書目標達成計画	平成17年4月に閣議決定された計画で、京都議定書で定めた削減目標の達成と長期的かつ持続的な排出削減を目的とする。

クリーンエネルギー自動車	石油に変わるエネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで、排気ガスを全く排出しない、又は排出してもその量が少ない車。
グリーン・イノベーション	再生可能エネルギー利活用技術の開発や設備の製造など、ものづくりの低炭素化や環境保全とともに、社会の経済的な発展を目指す取組のこと。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。
現状趨勢ケース	BaU(Business as Usual)とも呼ばれ、現在実施している対策のままで、今後追加的な対策を見込まないケース。
コジェネレーションシステム	発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムのこと。
ごみゼロ社会実現プラン	住民、事業者、市町など多様な主体の連携・協働により、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を目指し、三重県が策定している長期的なビジョン。

■ サ行

サステナブル経営セミナー	「環境」、「経済」、「社会」の3つの側面から持続可能な社会を構築することを目指すために、三重県が開催しているセミナー。
産業マクロフレーム	将来の温室効果ガス排出量を予測する際に用いた社会や経済の状態（枠組み）。（独）国立環境研究所により検討されており、将来人口や経済成長率、生産量や鉱工業生産指数などを想定している。
自主行動計画 (環境自主行動計画)	主に産業部門の各業界団体が、地球温暖化の防止や廃棄物の削減などの環境保全活動を促進するため、自主的に策定した計画。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。
森林吸収源対策推進プラン	農林水産省で平成14年に策定された「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づき、県における森林吸収量確保のための適切な森林整備を促進するために策定された取り組み。
省エネルギーセンター	工場、ビルなどの省エネルギー診断と指導や、省エネルギー政策、省エネルギー技術などの情報提供を通じた施設の省エネルギー推進や、省エネルギー機器の情報提供及び地域における省エネルギー実践行動の普及などによる国民的省エネルギー活動の支援を行っている組織。
次世代コークス炉	コンパクトで省エネルギー型の次世代のコークス炉のこと。「SCOPE21」とも呼ばれる。
スマートメーター	通信機能や機器の管理機能を備えた高機能な電力メータを含むシステム。空調機や照明など、事業所や家庭内に設置された機器に接続することで、それぞれのエネルギーの利用状況をリアルタイムで把握することができる。
生産指標	生産活動の動きを、ある年度を基準とした生産量等の変動により表したもの。 生産活動の動きを表すものとしては、ほかに製造品出荷額などがある。
生産林	公益的機能の發揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

ゼロエミッション電源	<p>発電時に、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない方法でつくった電気のこと。</p> <p>太陽光パネルや水車、風車の他、原子力発電所でつくられる電気もゼロエミッション電源である。</p> <p>エネルギー基本計画では、原子力の新增設及び設備利用率の引き上げ、再生可能エネルギーの最大導入を前提として、ゼロ・エミッション電源比率の引き上げを目指している。</p>
------------	--

■ 夕行

蓄熱式ヒートポンプ	水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で低温側から高温側に熱を移動させる仕組み。
チャレンジ 25	2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減するという中期目標を達成するための行動のこと。
中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会	環境基本法第41条に基づき、平成13年1月6日に設置された環境大臣の諮問機関で、温室効果ガスを1990年比で2020年に25%、2050年に80%削減するための具体的な対策・施策の道筋を審議し、精査している。
中長期ロードマップ	環境省が提示している、温室効果ガスを1990年比で2020年に25%、2050年に80%削減するための具体的な対策・施策の道筋。
天然ガス自動車	天然ガスを燃料とする自動車のこと。天然ガスは石油に比べて窒素酸化物や二酸化炭素の排出が少なく、低公害車として世界で普及が進んでいる。
トップランナー機器 (トップランナー方式)	電気製品などの省エネルギー基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること。

■ ナ行

燃料電池	<p>水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。</p> <p>化学反応により発電するため、二酸化炭素の排出が少なく、発電効率が高い。</p>
日本環境経営大賞	事業規模や業種・業態にかかわらず、全国の企業、NPO、学校などあらゆる組織の環境経営の取組の中から、そのさきがけとなるものや優れた成果をあげているものを表彰する制度。
熱回収施設設置者認定制度	熱回収の機能を有する施設を設置している廃棄物処理施設は、一定の要件に適合している場合、都道府県知事の認定を受けることができ、定期検査義務の免除等の特例を受けることができる制度。廃棄物の単純処分を減少させ、廃棄物の処分に伴う熱回収を促進することを目的としている。

■ ハ行

バイオマス発電	再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）を燃料として電力を作り出すこと。
バイオ燃料	バイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源）から作る燃料のこと。代表的なものとしては、薪、木炭、ごみ固形燃料(RDF)、木質ペレット、バイオエタノール、バイオガス、バイオディーゼル燃料(BDF)などがある。
パークアンドライド (パーク＆ライド)	自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから公共交通の鉄道やバスなどで移動すること。

ハイブリッドカー	エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネルギーと低公害を実現する自動車。
フードマイレージ	食料の総重量と輸送距離を掛け合わせたものである。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなる。
ペレット (木質ペレット)	バイオマスエネルギーのひとつ。おがくずや木くず、製材廃材などの破碎物に圧力を加えて直径6~8mm程度の円筒状に成形固化して取扱いや輸送性を高めた固形燃料のこと。

■ マ行

みえ・グリーン購入俱楽部	グリーン購入の県内への普及を目的に、地域の身近なグリーン賞品情報や販売店情報の収集・発信、具体的なグリーン購入の取り組み方などの収集・提供を行っているネットワーク組織。
三重県森林 CO ₂ 吸收量評価認証制度	森林づくり活動の環境への貢献度を数値化し、より多くの企業や団体が活動に参画できるよう、森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証する制度。
三重の森林づくり基本計画	平成17年に制定された「三重の森林づくり条例」を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な生活が確保されている社会の構築に向け、三重の森林づくりに関する施策を総合的・計画的に推進するために策定された基本計画。計画期間は平成18年度から平成37年度までの20年間で、三重の森林づくりについての中長期的な目標、基本方針、施策の方向性などを定めている。
三重県認定リサイクル製品	三重県リサイクル製品利用推進条例基づいて、三重県が認定しているリサイクル製品。認定基準は、県内で生産・加工されていること、製品の再生資源などに含まれる県内の再生資源などの割合が50%以上であることなどを設定している。
三重県廃棄物処理計画	循環型社会の実現に向けて低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、さらに廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)や適正処理を推進していくための廃棄物の減量や処理等に関する基本的な事項を定めた計画。
三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)(ミームス)	三重県の小規模事業所向け環境マネジメントシステム。国際規格と比べて取り組みやすく、費用負担の少ない制度となっており、幅広い県内事業者の環境負荷低減取組を促進することを目的とする。
みえのエコポイント	県民一人ひとりが電気の使用やエネルギーの削減に関心をもち、家庭での省エネルギー行動が促進されることを目的として、家庭での電気等のエネルギー削減に対して特典を付与する仕組み。
モーダルシフト	平成13年度から平成20年度にかけて実施された。 輸送や交通の手段をより環境負荷の小さい手段に転換すること。
モントリオール議定書	正式名称は「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」。昭和62(1987)年に採択、平成元(1989)年発効。 オゾン層を破壊するおそれのあるフロン類などの生産、消費及び貿易を規制することをねらいとしている。

■ ヤ行

■ ラ行

■ アルファベット

BEMS	Building and Energy Management System(ビル・エネルギー管理システム)の略。業務用ビルなどにおいて、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器又は設備などの運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。
CSR	Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任を意味し、企業は社会的存在として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけではなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考え方のこと。
ESCO 事業	省エネルギー設備の計画・設計、施工、維持管理など、工場やビルの省エネルギーに関するサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。
HCFC	ハイドロクロロフルオロカーボンのこと。 冷蔵庫などの冷媒をはじめ、半導体や精密部品の洗浄剤、断熱材など様々な用途に活用されてきたが、オゾン層保護対策として、モントリオール議定書により生産等が規制されている。
HEMS	Home Energy Management System(ホーム・エネルギー管理システム)の略。センサーやITの技術を活用して、住宅のエネルギー管理、省エネルギーを行うシステムを指す。
ISO14001	スイスに本部を置く民間の国際規格認証機構(ISO: International Organization for Standardization)が平成8(1996)年9月に発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格。ISO14000シリーズとしていくつかの規格があるが、ISO14001(環境マネジメントシステム規格)が認証登録制度となっている。
LED	Light Emitting Diode(発光ダイオード)の略。電気を流すと発光する半導体の一種。平成8(1996)年に白色LEDが開発されたことにより一般照明用としての開発が進められており、長寿命化と低消費電力化が年々進んでいる。
PDCA サイクル	管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を点検(Check)し、見直し(Action)したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。

2 二酸化炭素排出部門の説明

エネルギー転換部門	エネルギー転換を行う電気事業者やガス事業者などの燃料・電力の使用等に伴う排出量（発電所等内の自家消費分）を算定しています。 エネルギー転換（発電等）のための燃料使用に伴う排出量は、各部門に割り振られています。
産業部門	製造業（工場）及び農林水産業、鉱業、建設業における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。 なお、製造業の企業であっても、本社ビル等の排出量は含まれません（業務その他部門で計上されます）。
運輸部門	自動車、船舶、航空機、鉄道における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。 なお、家庭で使用される自家用車からの排出量も含んでいます。
民生部門	民生部門は、家庭部門と業務部門に分けて算定しています。
家庭部門	家庭における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。 なお、自家用車の使用に伴う排出量は運輸部門で計上されます。
	事務所・ビル、商業・サービス業施設における燃料・電力の使用に伴う排出量を算定しています。 県庁などのオフィスビルや、スーパーマーケットなどの施設が該当します。
工業プロセス部門	セメント製造工程における石灰石からの排出など、工業材料の化学変化に伴う排出量を算定しています。
廃棄物部門	廃棄物焼却場におけるプラスチック、廃油等の焼却に伴う排出量を算定しています。